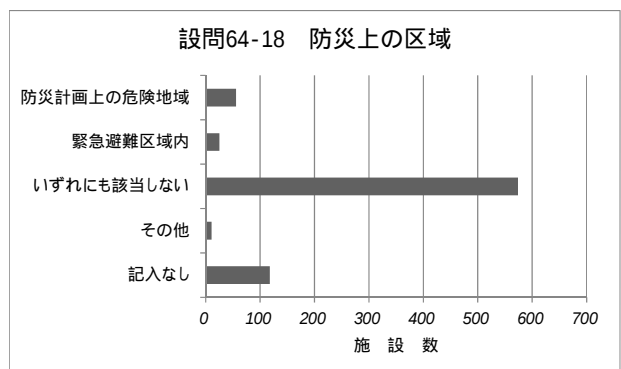
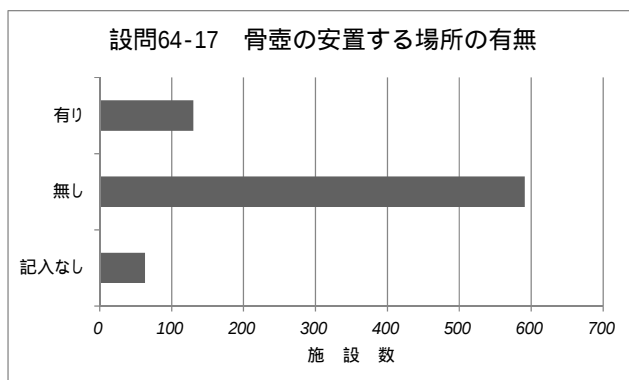
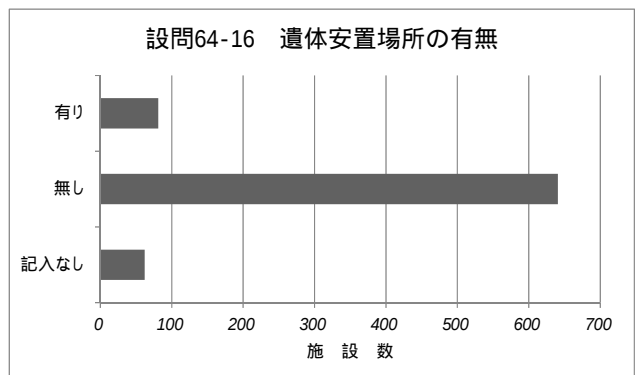
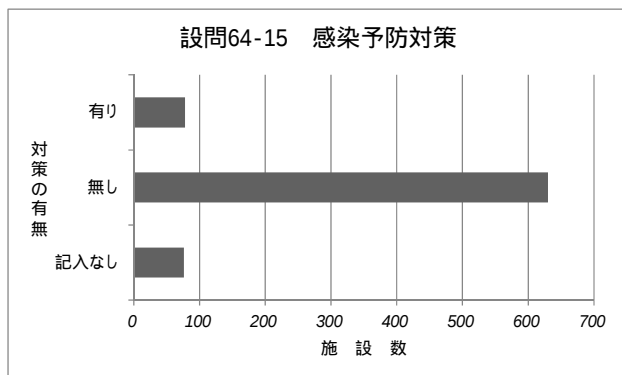
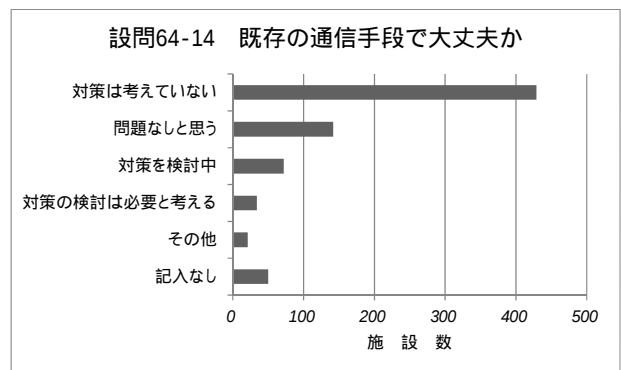
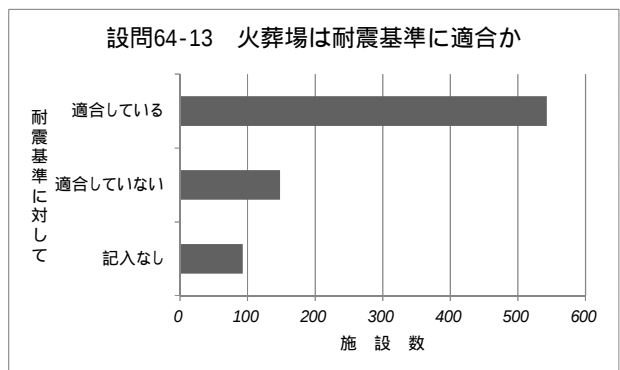
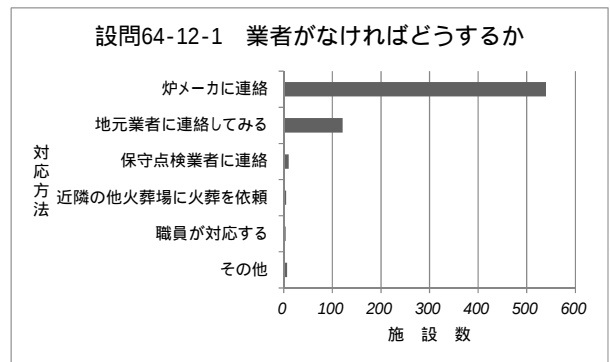
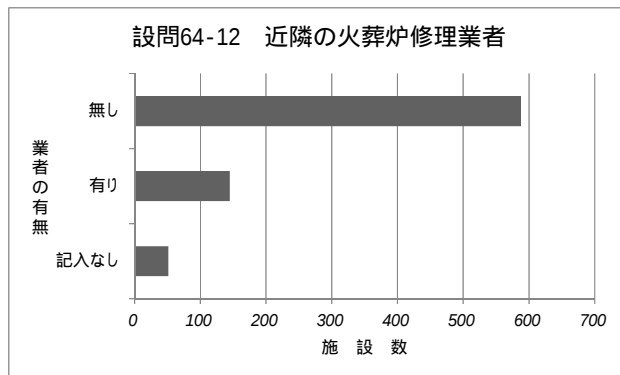
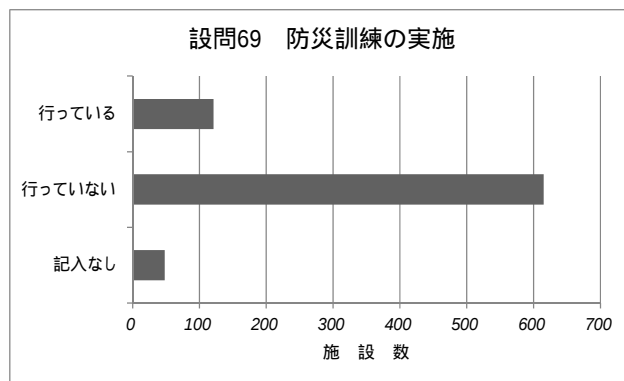
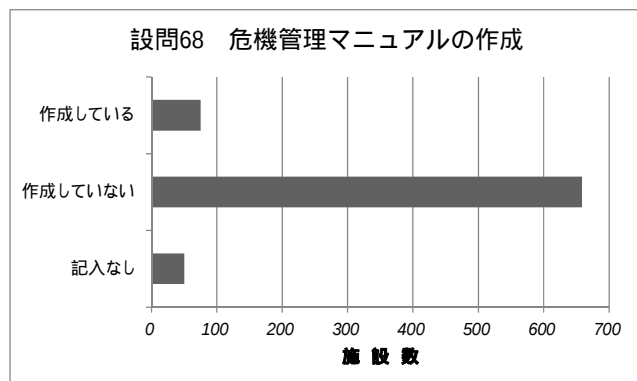
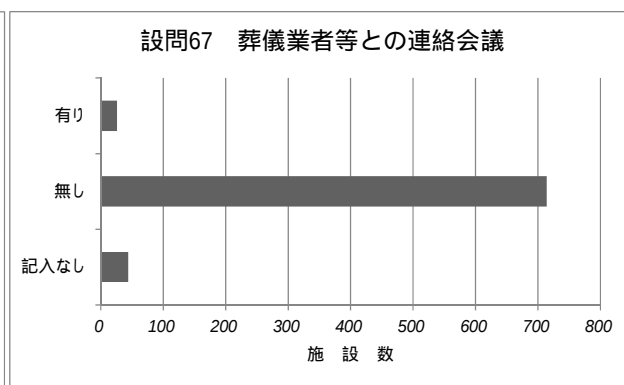
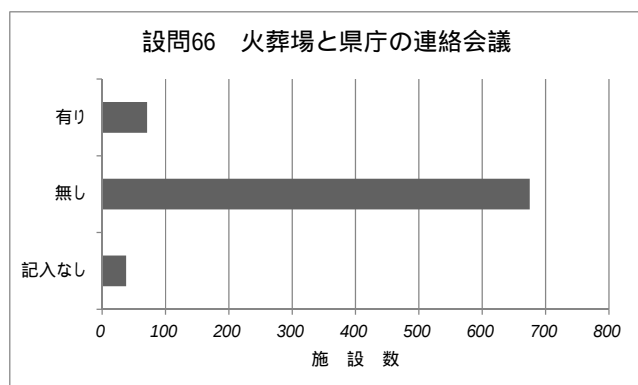
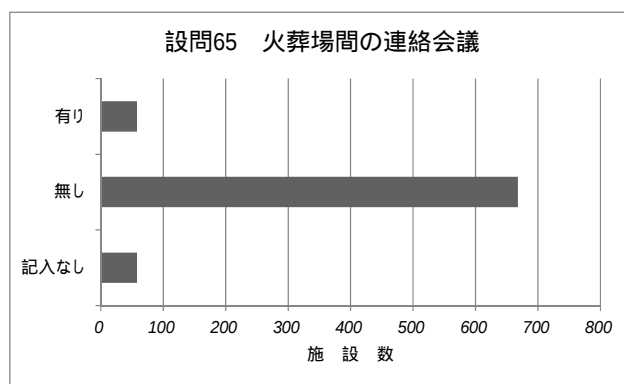
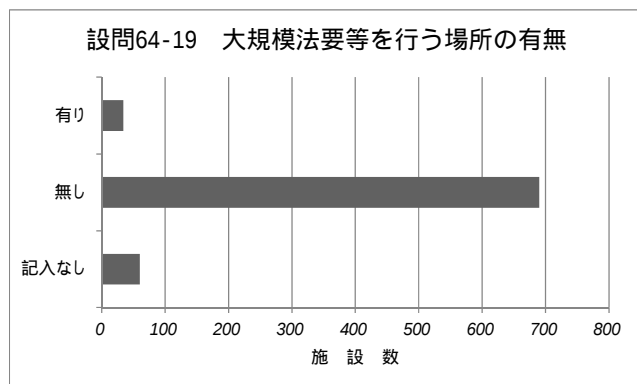






厚生労働科学研究

「大規模災害時における遺体の埋火葬の在り方に関する研究」

全国火葬場の施設状況並びに 防災対策に関する調査

【抜粋】

（全国火葬場アンケート調査）

平成 2 4 年 1 1 月

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会

調査票のご返送期限は平成 25 年 1 月 18 日（金）ですので、ご協力をお願いします。

調査票の構成

第 1	調査票記入者について	略	
第 2	行政区域内の埋火葬	略	【設問 1～ 3】
第 3	火葬場の概要、構成、機能	略	【設問 4～ 25】
第 4	火葬場の火葬炉設備	略	【設問26～ 35】
第 5	残骨灰、集じん灰等の処理	略	【設問36～ 42】
第 6	風習、慣習等について	略	【設問43～ 45】
第 7	建設時もしくは大規模増・改築時における地域社会との関係	略	【設問46～ 50】
第 8	火葬場の整備費	略	【設問51】
第 9	火葬場の収入、支出	略	【設問52～ 54】
第10	火葬手数料、施設利用料	略	【設問55～ 57】
第11	火葬場の運営管理、職員数、休日等	略	【設問58～ 60】
第12	東日本大震災における対応	73	【設問61～ 62】
第13	阪神・淡路大震災、中越地震等の大規模災害での状況	77	【設問63】
第14	火葬場における災害時対策	77	【設問64～ 69】
第15	最後に	略	【設問70～ 73】
	提出先・問合せ先に	84	

【調査票記入上のご注意】

a. 本調査の調査基準日は、平成 24 年 10 月 1 日です。

本調査票のご返送の締切日は、平成 25 年 1 月 18 日ですので、よろしくお願いします。

b. 本調査は、稼動可能な火葬場（最近火葬実績がなくてもよい、炉、排気筒（煙突）、建物の三要素を備えた火葬場）で、市町村、一部事務組合、公益・宗教法人、企業、国立療養所等が経営管理する火葬場ごとにご記入下さい。

自治会（集落）の共有火葬場は、原則として本調査の対象外ですが、実態が把握でき稼動可能な火葬場については、ご記入下さい。

c. 記入式設問の回答方法

設問中のアンダーライン上に、直接、該当する事項・数値をご記入下さい。

d. 選択式設問の回答方法

選択肢の左側の○（一つを選択しご回答下さい）または□（該当する項目すべてにご回答下さい）に「レ」をご記入下さい。

e. 火葬場が複数の場合には、施設数分のアンケート用紙を同封しましたので、個々の火葬場について調査票をご提出ください。万が一、調査票が不足している場合は、ご面倒でもコピーしていただき、設問 4 以降について、それぞれの火葬場ごとにご記入下さい。

f. 参考となる資料等がございましたら、本アンケートと併せてお送り下さい。

第 12 東日本大震災における対応

【設問 61】2011 年東日本大震災の後の状況についてお答え下さい。

1. 震災による火葬場への被害はありましたか。

- 有り
- 無し (2.へお進み下さい)

1-1 有りの場合、大きな被害はどの部分でしたか。(該当する項目すべてにお答え下さい)

- ☐ 建物
- ☐ 火葬炉関係設備(_____)
- ☐ その他(_____)

2. 震災当日は友引日でしたが、火葬場は稼動していましたか。

- 稼動していた
- 休場日であった (3.へお進み下さい)

2-1 稼動していた場合、地震発生時はどのような状態でしたか。

- すべて終了していた
- 火葬は終了し収骨中であった
- 火葬中であった
- その他(_____)

3. 地震の後、火葬場の稼動は停止しましたか。

- 停止した
- 停止しなかった (4.へお進み下さい)

3-1 火葬場の稼動が停止した期間はどれだけでしたか。

稼動停止期間は_____日間又は_____月_____日まで

3-2 火葬場の稼働停止の主な原因は何でしたか。(該当する項目すべてにお答え下さい)

- ☐ 設備の損傷
- ☐ 停電
- ☐ 燃料確保困難
- ☐ 火葬従事者等人的不足
- ☐ 遺体搬入の困難さ
- ☐ その他(_____)

4.地震の後、稼働を続けるために困ったことはありましたか。

- ☐ 有り
- ☐ 無し (設問 62 へお進み下さい)

4-1 有りの場合、困ったことは何でしたか。(該当する項目すべてにお答え下さい)

- ☐ 設備の不具合
- ☐ 停電
- ☐ 燃料不足
- ☐ 火葬従事者等人的不足
- ☐ 遺体搬入の困難さ
- ☐ その他(_____)

【設問 62】東日本大震災の後の火葬支援についてお聞きます。

1.管外被災者の火葬依頼はありましたか。

- ☐ 有り
- ☐ 無し (2.へお進み下さい)

1-1 有りの場合、火葬依頼をどうしましたか。

- ☐ 依頼を受け、火葬した。
- ☐ 依頼は有ったが、他の火葬場を紹介した。(1-7 へお進み下さい)
- ☐ その他(_____) (2.へお進み下さい)

1-2 管外被災者を何体火葬しましたか。_____体

1-3 火葬を依頼した者は誰でしたか。

- 遺族（葬儀業者を含む）
- 自治体
- その他（_____）

1-4 その場合の火葬手数料はどうしましたか。

- 無料
- 管外料金を適用（1-6 へお進み下さい）
- その他（_____）

1-5 火葬手数料を無料とした後の請求先はどこですか。

- 死亡者出身自治体に請求
- 災害救助法等により申請
- その他（_____）

1-6 被災者であるかどうかの確認はどのようにしましたか。 回答後、2.へお進み下さい。

- 火葬許可証（特例措置を含む）の住所から判断
- 遺族の申告
- その他（_____）

1-7 管外被災者を他の火葬場に紹介したのは何体でしたか。_____体

1-8 紹介した火葬場に関する情報はどこから入手しましたか。

- 都道府県
- 火葬場間の情報交換
- その他（_____）

2. 被災地の火葬場への火葬作業者等の人的支援を行いましたか。

- 行った
- 行わなかった（設問 63 へお進み下さい）
- 行いたかったが要請がなかった（設問 63 へお進み下さい）
- その他（_____）（設問 63 へお進み下さい）

2-1 人的支援を行った理由は何ですか。

- 要請があったから
- 事前に協定を結んでいたから (2-3 へお進み下さい)
- 困っているとの情報があったから (2-4 へお進み下さい)
- その他 () (設問 63 へお進み下さい)

2-2 人的支援を要請したのは誰ですか。 回答後、設問 63 へお進み下さい

- 都道府県
- 火葬場を管理する市町村、一部事務組合等
- 火葬場間の連絡協議会等
- 火葬炉メーカー
- 火葬場を管理する民間事業者
- その他 ()

2-3 人的支援の協定はどのようなものですか。 回答後、設問 63 へお進み下さい

- 都道府県が仲介して結ばれた協定
- 市町村、一部事務組合等の間で結ばれた協定
- 火葬場間で結ばれた協定
- その他 ()

2-4 困っているとの情報はどこから入手しましたか。

- 都道府県
- 火葬場を管理する市町村、一部事務組合等
- 火葬場間の連絡協議会等
- 火葬炉メーカー
- 火葬場を管理する民間事業者
- その他 ()

第 13 阪神・淡路大震災、中越地震等の大規模災害での状況

(それらの際の報告書、記録等がございましたら、併せてお送り下さい。)

【設問 63】震災による火葬場への被害はありましたか。

- 有り
- 無し (2.へお進み下さい)

1. 有りの場合、大きな被害はどの部分でしたか。(該当する項目すべてにお答え下さい)

- ☐ 建物
- ☐ 火葬炉関係設備(_____)
- ☐ その他(_____)

2. 地震の後、火葬場の稼働は停止しましたか。

- 停止した
- 停止しなかった (設問 64 へお進み下さい)

2-1 火葬場の稼働が停止した期間はどれだけでしたか。

稼働停止期間は_____日間又は_____月_____日まで

2-2 火葬場の稼働停止の主な原因は何でしたか。(該当する項目すべてにお答え下さい)

- ☐ 設備の損傷
- ☐ 停電
- ☐ 燃料確保困難
- ☐ 火葬従事者等人的不足
- ☐ 遺体搬入の困難さ
- ☐ その他(_____)

第 14 火葬場における災害時対策

【設問 64】現在の火葬場の災害時対策についてお聞きます。

1. 災害時を想定した場合、1 日 1 炉当たりの最大火葬能力は何体ですか。

_____体/基・日

2. 災害時に、管外地域からの受入可能な遺体数は1日当たり最大何体ですか。

_____体/日

3. 現在の火葬場の職員の中で、火葬炉の運転ができる職員は何人いますか。

_____人

4. 退職した職員等で、災害時に招集できる（火葬炉の運転ができる）職員は何人いますか。

_____人

5. 火葬作業等職員を支援派遣できますか。

- できる
- できない（6.へお進み下さい）

5-1 できるとお答えの場合、何人支援派遣できますか。_____人

6. あなたの火葬場が被災した場合、火葬業者等の支援を受けることができますか。

（食料や宿舎等の確保が必要となることを念頭において下さい。）

- 受けることできる
- 受けることは難しい（7.へお進み下さい）
- その他（_____）（7.へお進み下さい）

6-1 火葬業者等の支援を受ける場合、火葬炉の安全操作マニュアルがありますか。

- 有り
- 無し

もし、マニュアルがありましたら、本アンケートとともに併せてお送り下さい。

7. 火葬炉用自家発電機は設置されていますか。

- 有り
- 無し（8.へお進み下さい）

7-1 有りの場合、火葬炉用自家発電機の電力供給能力や備蓄燃料はどの程度ですか。

- 現在火葬中の数体分
- 1日分の火葬が可能
- 数日間の火葬が可能
- その他（_____）

8.大規模災害を想定して火葬用燃料を備蓄していますか。

- している
- していない (9.へお進み下さい)

8-1 備蓄している場合、何日分を想定していますか。 _____日分

8-2 備蓄燃料は、通常使用の火葬用燃料と異なりますか。

- 異なる
- 同じ種類である (8-4 へお進み下さい)

8-3 備蓄燃料は何ですか。

- 灯油
- プロパンガス
- その他 (_____)

8-4 備蓄燃料を使い果たした後の供給はどのようにしますか。

- 納入業者に連絡する
- 優先的に供給する協定がある
- その他 (_____)

9.現在の設備で、災害対策の面から、火葬用燃料の転換を考えていますか。

- 考えている
- 考えていない (10.へお進み下さい)

9-1 考えているという場合 火葬用燃料の種類は _____ から _____ へ

10.火葬用燃料以外に火葬場で備蓄しているものがありますか。

- 有り
- 無し (11.へお進み下さい)

10-1 有りの場合、それは何ですか。(該当するすべてにお答え下さい)

- ☐ 火葬炉用機材(消耗品、交換部品等)
- ☐ 生活必需品
- ☐ 遺体搬送車両
- ☐ 遺体搬送車両用燃料
- ☐ 柩
- ☐ 骨壺
- ☐ 納体袋
- ☐ その他(_____)

11. 今後、火葬場で備蓄すべきと思われるものは何でしょうか。(該当する項目すべてにお答え下さい)

- ☐ 火葬炉用機材(消耗品、交換部品等)
- ☐ 生活必需品
- ☐ 遺体搬送車両
- ☐ 遺体搬送車両用燃料
- ☐ 柩
- ☐ 骨壺
- ☐ 納体袋
- ☐ その他(_____)

12. 大規模災害時に火葬炉用関連設備が故障した場合、近隣や地元に修理ができる業者がありますか。

- ☐ 無し
- ☐ 有り (13.へお進み下さい)

12-1 無しの場合、故障した場合どうしますか。(該当する項目すべてにお答え下さい)

- ☐ 炉メーカーに連絡する
- ☐ 地元業者で対応できないか連絡して見る
- ☐ その他(_____)

13. 現状の火葬場建築物は昭和 56 年の耐震基準に適合していますか。

- 適合している
- 適合していない (13-2 へお進み下さい)

13-1 適合しているとお答えの場合 回答後、14. へお進み下さい

- 耐震診断を実施し、適合建築物の評価を取得している
- 耐震補強工事を実施した
- 昭和 56 年以降の建築物である
- その他 (_____)

13-2 適合していないとお答えの場合、耐震補強工事は

- 計画していない
- 検討中である
- 近々に実施する
- その他 (_____)

14. 東日本大震災では既存の通信手段(電話線が寸断し、携帯電話が圏外であった)が使えず、火葬場と本庁との連絡、電話予約システム等が機能しなくなりました。あなたの火葬場は大丈夫ですか。

- 対策は考えていない
- 問題無しと思っている
- 対策を検討してある
- その他 (_____)

15. 損傷の著しい遺体等による職員等への感染予防対策がありますか。

- 有り
- 無し (16. へお進み下さい)

15-1 有りの場合、対策とは何ですか。(_____)

16. 災害時を想定して、火葬場内に搬入された遺体を安置する場所がありますか。

- 有り
- 無し (17. へお進み下さい)

16-1 有りの場合、その場所は現在何に使われていますか。(_____)

16-2 その場所で、法要等を行うことを想定していますか。

- 想定している
- 想定していない

17. 火葬場内に焼骨収納済容器（骨壺）を一定期間安置する場所がありますか？

- 有り
- 無し （18.へお進み下さい）

17-1 有りの場合、その場所は現在何に使われていますか（_____）

18. 火葬場の所在地は防災上どのような区域にありますか。

- 防災計画上の危険地域にある
- 緊急避難区域内にある
- いずれにも該当しない
- その他（_____）

19. 火葬場内に大規模法要等を行うことができる場所がありますか？

- 有り
- 無し （設問 65 へお進み下さい）

19-1 有りの場合、その場所は現在何に使われていますか。（_____）

【設問 65】大規模災害に備えて、火葬場間が連携できる連絡会議（協議会など）がありますか。

- 有り
- 無し （設問 66 へお進み下さい）

1-1 有りの場合、その会議は

- 定期的に集まっている
- 緊急時に連絡を取り合う程度
- その他（_____）

「有り」とお答えの場合、それらの会議時の資料等を併せてお送り下さい。

【設問 66】大規模災害に備えて、火葬場と都道府県庁が連携できる連絡会議（協議会など）がありますか。

- 有り
- 無し （設問 67 へお進み下さい）

1-1 有りの場合、その会議は

- 定期的に集まっている
- 緊急時に連絡を取り合う程度
- その他（_____）

「有り」とお答えの場合、それらの会議時の資料等を併せてお送り下さい。

【設問 67】大規模災害に備えて、葬儀業者等出入り業者との連絡会議（協議会など）がありますか。

- 有り
- 無し （設問 68 へお進み下さい）

1-1 有りの場合、その会議は

- 定期的に集まっている
- 緊急時に連絡を取り合う程度
- その他（_____）

「有り」とお答えの場合、それらの会議時の資料等を併せてお送り下さい。

【設問 68】大規模災害に備えて、火葬場に危機管理マニュアルが作成されていますか。

- 作成している
- 作成していない

「作成している」とお答えの場合、危機管理マニュアル等を併せてお送り下さい。

【設問 69】大規模災害に備えて、火葬場で防災訓練を行っていますか。

- 行っている
- 行っていない

4-1 行っている場合、その実施頻度は_____回/年、又は1回/（_____）

アンケートへのご協力をありがとうございました。

提出先・問合せ先

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会 科研費担当

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6

TEL 044-270-0123、FAX 044-270-0766

電子メール：saien2@j-sec.jp

提出方法

電子メールによる提出

[アンケート調査票]：当協会ホームページ（アドレス <http://www.j-sec.jp>）から用紙（Excel 2003）をダウンロードして下さい。

[データ送信]：設問に沿って回答をご記入いただき、データを上記電子メールアドレスに送信して下さい。なお、火葬場が複数の場合は、火葬場ごとにファイル名を変えてご提出ください。

[ファイル名の付け方]：ファイル名は、自治体名＋施設名として下さい。

[保存ファイル形式]：Excel 2003 以降

郵送による提出

本調査票にご記入の上、同封の封筒でご返送下さい。

なお、火葬場が複数の場合、施設数分の調査票を同封していますので、個々の火葬場分の状況をご記入いただき、それぞれをご提出ください。万が一、調査票が不足している場合は、ご面倒でもコピーしていただき、全施設分をご提出いただきますようお願い申し上げます。

第3章 東日本大震災被災地のヒヤリング調査結果

第1節 被災県担当者対象「東日本大震災後の埋火葬に関する調査」

1. 宮城県

(1) 震災に係る埋火葬の状況

県内では、死者 10,310 人、県外火葬 2,559 人（山形県 1,105 人、東京都 860 人、岩手県 399 人等）、仮埋葬 2,108 人であり、差引き 5,643 人が県内火葬となる。

燃料の残量・必要量を災害対策本部に伝えるため、まず 3 月 16 日に火葬場の状況を調査した。燃料の配分は災害対策本部が行った。発災直後の火葬場の状況把握、特に燃料の確保は、県の役割であるとの認識はあった。

3 月 14 日、県知事が全国知事会に火葬支援緊急要望書を提出し、9 都道県から受入れの回答があった。

火葬作業者の支援要請はしなかった。火葬作業者の不足はなかったと思う。人の支援を求めることは、宿や食料等を確保する必要がある。なお、炉メーカは人の派遣を行った。

東京での支援火葬は全て身元不明であった。遺族同伴がないのが条件であった。

山形県での火葬は、身元判明遺体であり、遺族が付いて行った。葬祭業者が火葬場を手配したので、県の仲介はほとんどない。身元判明遺体の火葬は、葬祭業者が介在しないとうまいかない。業者と県との関係づくりは重要である。

身元不明遺体は県の介在で計画的に進められるが、身元判明遺体は遺族感情があり、簡単には進められない。

(2) 広域火葬計画、地域防災計画

地域防災計画の記載では、災害救助法が適用された場合の遺体の搜索、処理、収容、埋火葬は市町村が主体であり、県の関与が記載されていない。県の役割は調整程度と思われる。

広域火葬計画は、震災当時も現在も策定していない。必要性は認識している。火葬場が市町村あるいは一部事務組合の管理であり、県と火葬場がどのような関係であるべきかの整理が必要である。市町村との調整が必要である。

過去の地震は死者が数十人で、通常の中で火葬ができた。どのような被害を想定し計画を策定するか、今現在検討中である。特に今回の震災では県単位での対応に無理があり、どのような範囲で考えるべきであろうか。東北 6 県主管課長会議でも議題に挙がった。

(3) 仮埋葬（土葬）

宮城県の仮埋葬は、3 市 3 町で、3 月 21 日（気仙沼市）～6 月 8 日（東松島市）の期間行われた。しかしその後、火葬場の機能回復が見られるようになったので、4 月 16 日（女川町）～11 月 19 日（気仙沼市）に遺体を掘り起し火葬を行った（改葬）。

穴を掘るのは建設業組合、遺体を納めるのが市町職員と自衛隊、掘り起しは葬祭業者という分担であった。掘り起しで間違いがないように市町職員が立ち会った。場所は市町が決めた（宮城県の場合、墓地許可権限は市町村に移譲済み）。掘り起し後は原状復帰した。

数か月で改葬（火葬）したのは、あくまでも「仮」埋葬であったこと、お骨になって初めて葬儀の終結であるという住民感情があったためであろう。

仮埋葬の話は市町から出た。発災直後、遺体数が予測できない、遺体が次々収容される、火葬場機能が回復しない、回復しても足りないという連鎖で土葬を考えた。墓埋法では土

葬を禁止していると思っていたので、市町は県に許可を求めてきた。県は市町の判断に任せた。県では3月17日に土葬の手引書（奈良県から入手）を関係市町に配布した。

（４）災害救助法、災害復旧事業

火葬場は保健衛生施設であり、保健衛生施設等の災害復旧事業として国の補助金があるので、県では状況を把握する必要があった。

災害救助法の適用は埋葬までであったが、厚労省と交渉して、仮埋葬後の改葬まで災害救助法の対象となった。棺が二つ必要となった（仮埋葬時と改葬時）。

不足したものは、最初は棺、骨壺、納体袋であった。ドライアイス（初め国で手配、4月から県）、ブルーシート、祭壇、線香なども不足した。全葬連等の県内組織等に手配をお願いした。

災害救助法は、基本が現物支給である。火葬料金は市町村が遺族から徴収しない、棺、骨壺等は市町村が供給する。災害救助法の精算業務を県が行うので、市町村は後日県に請求する。決まった期間中の火葬料金は、被災遺体と一般遺体の区別した市町村と区別しない市町村とがあるため、災害救助法での死者数が多くなる。災害救助法が適用されれば火葬料金を取らないとの取り決めがあったので、県から通知を出して火葬料金を取らないようにした。

災害救助法は公衆衛生上緊急やむを得ない措置であるため、葬祭に係る経費（火葬に同行する経費、火葬後の経費、位牌等）については外れる。ただし、葬儀業者が一括で請求するため、話がややこしい。

市町村や県は、災害救助法の事務処理が大変であった。

（５）国への要望等

埋火葬の特例措置は適切であった。

災害救助法に関しても広く対応していただいた（改葬の部分を適用するなど広めに対応してもらった）。

国の作成による連絡窓口一覧は役に立った。

広域の範囲をどの程度にするか判断が難しい、3月11日を経験して県単位ではだめと思った。東北六県での対応が必要、でも具体的にどのように進めていくべきか。結局、国の関与が必要ではないか。遺体の搬送、火葬の前段階、遺体の収容・安置、遺体の安置所と火葬場の間の手段をどう考えるか。

（６）業者との連携等

葬祭業者との協定は平成21年9月に結んだ。その頃は宮城県沖地震がかなりの確率で起きると言われた時期であったことと、全葬連が全国的に同様の協定を結ぶように勧めたこともあった。

宮城県葬祭業協同組合、ＪＡ全農みやぎを紹介するので、話を聞いてほしい。ＪＡは震災当時、協力関係になかったが、最近協定を結んだ。ただし、どちらとも震災以前には日常的な付き合いはなかった。

（７）その他

火葬に関する市町村や火葬場との連絡は、日常的に全くない。ただし、10年程度前まではあったと聞く。市町村、火葬場、業者等との日常的な繋がり（情報交換等）が必要と思われる。

第21節 死体等の搜索・処理・埋葬（県環境生活部、保健福祉部、県警察本部、第二管区海上保安本部）

第1 目 的

大規模地震による火災・建物倒壊などで死者、行方不明者が生じた場合は、防災関係機関の連携により、これらの搜索、処理を速やかに行うこととする。

第2 死体等の搜索

- 1 市町村は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態から既に死亡していると推定される者の搜索を行う。
- 2 警察官及び防災関係機関は、検視^{※1}（死体見分）、死亡者の措置及び行方不明者の搜索等に関し相互に協力^{※2}する。
- 3 第二管区海上保安本部は、海上において、遭難船舶の乗客等その他の行方不明者の申告があった場合は、所要事項を聴取の上、必要と認めるときは、船舶等により搜索する。

第3 死体の処理、収容

- 1 市町村は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため死体の処理ができない場合に、死体の洗浄、縫合、消毒の処置・遺体の一時保存・検案を行う。
- 2 警察、第二管区海上保安本部は、警察官、海上保安官が発見した死体及び警察官等に届出があった死体又は変死体等について検視（死体見分）を行う。
- 3 県及び市町村は、警察官及び海上保安官と緊密な連絡をとり、検視（死体見分）又は検案を経ないで死亡届出が出された死体の数及び警察で検視（死体見分）を実施した遺体の数を把握し、災害の死傷者を逐次把握する。

また、県は死体の保管について必要な棺やドライアイス等の確保の支援に努める。

第4 死体の火葬^{※3}、埋葬

- 1 市町村は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。
- 2 市町村は、被災による死体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。

※1 多数死体の検視等に関する覚書（資料3-21-1）

※2 事故災害時の警察への協力要領（資料3-21-2）

※3 宮城県内火葬場施設一覧表（資料3-21-3）

他都道県による火葬状況

	北海道	青森	岩手	秋田	山形	福島	栃木	埼玉	東京	計
仙台市		2	15	8	104	3	1			133
石巻市	18	9	45	36	391	24	4	10	519	1,056
塩竈市			2		9					11
気仙沼市	2	2	302	5	6			1		318
名取市		1	1	5	204	1	1		150	363
多賀城市		1		1	10	4		1	9	26
岩沼市			1		1					2
栗原市			1		1					2
東松島市		4	14	12	142	2		3	82	259
大崎市					1					1
七ヶ宿町					4					4
亘理町			1		30		1	1		33
山元町				1	107	10				118
松島町					3					3
七ヶ浜町					10	1			2	13
利府町					3				71	74
大郷町					1					1
女川町			2	3	68	2		7	27	109
南三陸町			3	2	10			1		16
県外被災者	2		12	1				2		17
計	22	19	399	74	1,105	47	7	26	860	2,559

宮城県からの提供資料：発災直後の火葬場の状況

県内火葬場の状況										2011/3/16 10:18										炉の処理能力等				
番号	管轄	火葬場名	現在の状況 (施設の損傷等)	電気 復旧	炉数	定員 /日 (平常 時)	現在の max 可能 体数	現在の 災害 可能 体数	摘要	受入可 能日	残燃 料(k L)	一 体 当 たり 燃 料 (L)	残燃料 から見た 現在の 全体可 能人数	燃料 容量 (kL)	タンク 容 量 (L)	タンク 容 量 (L)								
1	仙南	白石斎苑	使用可(3/16～)	○	3	6	0	0			僅少	70	0	灯油	39									
2		あぶくま斎苑	使用可だが停電中		4	8	0	0			僅少	70	0	灯油	47									
3		七ヶ宿斎苑	使用可だが停電中		1	2	0	0	白石斎苑と同じ担当者が処理のため白石 と同時は不可		僅少	70	0	灯油	2									
4		柴田斎苑	使用可だが停電中		3	6	0	0			僅少	70	0	灯油	41									
5		川崎斎苑	使用可だが停電中		1	2	0	0			僅少	70	0	灯油	8									
6	塩釜	塩竈斎場	使用可	○	6	12	14	10			今週 分の			灯油	115									
7		名取市斎場	使用不可		4	8								灯油	60									
8	(岩沼)	岩沼市斎場	使用可	○	2	4	4		県災対本部から2kl手配済み。	3/15～	多少	30			重油	18								
9		亘理斎場	使用可		3	6	14								重油	40								
10	(黒川)	黒川浄斎場	使用可	○	3	9	9	2	友引の日は6体まで受入可	3/15～	3.5	50	70	灯油	42									
11		古川斎場	使用可(3/12～)	○	4	8	7	2	1炉倒壊のため処理数減	3/15～	3	100	28	灯油	96									
12	大崎	加美斎場	使用可(3/12～)	○	3	9	7	2		3/15～	3	100	34	灯油	55									
13		松山斎場	使用可(3/16～)	○	2	8	5	1	1炉倒壊のため処理数減	3/15～	僅少	100	5	灯油	49									
14		玉造斎場	使用可(3/16～)	○	2	6	4	1	燃料なし		なし	100		灯油	8									
15		涌谷斎場	使用不可		2	4			機械損傷のため使用できない。			100		灯油	33									
16		栗原	くりはら斎苑	使用可		4	6	6						灯油	60									
17	登米	登米市斎場	使用可	○	4	16	18	10	南三陸町から火葬依頼有り、受入。	3/15～	30		300	灯油	50									
18		石巻市石巻斎場	使用可(3/15～)	○	5	9	9	9	3月15日から復旧。火葬開始済み。	3/15～				灯油	65									
19	石巻	石巻市雄勝斎場	連絡不能		1	3								灯油	10									
20		石巻市牡鹿斎場	連絡不能		1	2								灯油	5									
21		東松島市火葬場	使用可(3/15～)	×	2	4	不明	不明	停電中だが重油で処理。灯油を要請。	3/15～	なし			灯油	32									
22	気仙沼	女川町火葬場	連絡不能		2	4								灯油	7									
23		気仙沼市斎場	使用可(3/15～)		3	6	不明	不明						灯油	38									
24		気仙沼市唐桑斎場	使用可(詳細不明)		1	3	不明	不明						灯油	9									
25	気仙沼	本吉町営火葬場	使用可(詳細不明)		1	2	不明	不明								重油不明								
26		南さんりく斎苑	使用可だが停電中	×	2	4			東北電力に電源車を要請中(3/16)					灯油	16									
27	仙台市	葛岡斎場	使用可	○	22	48	48	24	ガスは3/17で終了。3/18から軽油に切替。 軽油は10戸のみとなり、1日24体が 限度。通常死の対応は1日10戸のみ。 手配は約1月分。タンクは3kl。	受入中だ が、今後 は困難														
		使用可 15, 使用不可 9, 連絡不能 3									40		467	887	3か所	58								
	合計				91	205	145	61																

宮城県からの提供資料：地震による火葬場の状況（その１）

保健衛生施設等 H23.3月 東北地方太平洋沖地震以降の地震による被害状況調

平成23年4月21日現在

県 名 宮城県
担当者 佐藤 英彦

提出先 東北厚生局									
県・市名	施設種別	施設名	設置者	所在市町村名	被害状況	現在対応状況	被害概算額 (単位：千円)	業務支障の有無 (※「有」の場合は具体的に 内容も記入)	備考
宮城県	火葬場	白石斎苑	仙南地域 広域事務 組合	白石市	1号館耐火物損傷 2号館重ベシト電装設備 等	運轉運転のため耐火物損修材 で応急対応	調査中		耐火レンガが破り 出ているようだが、炉を停止して点 検する余裕無し
宮城県	火葬場	あぶくま斎苑	仙南地域 広域事務 組合	丸森町	1号・2号火葬炉引口耐火物損 傷 2号炉台重ベシト電装設備 等 1号・2号排風機モーターベア リング損傷	運轉運転のため耐火物損修材 で応急対応	調査中		
宮城県	火葬場	柴田斎苑	仙南地域 広域事務 組合	柴田町	1号・2号・3号火葬炉引口耐 火物損傷 2号館重ベシト電装設備	運轉運転のため耐火物損修材 で応急対応	調査中		
宮城県	火葬場	川崎斎苑	仙南地域 広域行政 事務組合	川崎町	待合室ガラス破損、引口耐火 物損傷	耐火物損修材で一部応急対応	調査中		炉内炭酸中
宮城県	火葬場	塩竈斎場	塩竈地区 環境組合	塩竈市	電気蒸気機(3台)が故障修理の りやうすることにより使用して いる		525		早急に運轉点検を 依頼予定
宮城県	火葬場	名取市斎場	名取市	名取市	地震と津波により建物・内部の 火葬施設等が壊滅	休止中	不明		
宮城県	火葬場	岩沼市斎場	岩沼市	岩沼市	煙道のスタビライザー損傷	応急運轉中	調査中		
宮城県	火葬場	亶理斎祭場	亶理地区 行政事務 組合	亶理町	煙道の耐火レンガ崩落	応急運轉中	調査中		
宮城県	火葬場	古川斎場	大崎地域 広域行政 事務組合	大崎市	火葬炉内の耐火煉瓦の歪み 及び排気煙道スタビライザの 崩落と損傷	応急運轉中	6,699		
宮城県	火葬場	加美斎場	大崎地域 広域行政 事務組合	大崎市	火葬炉内の耐火煉瓦の歪み	応急運轉中	3,098		
宮城県	火葬場	松山斎場	大崎地域 広域行政 事務組合	大崎市	火葬炉内の耐火煉瓦の歪み	応急運轉中	3,549		
宮城県	火葬場	涌谷斎場	大崎地域 広域行政 事務組合	大崎市	火葬炉内の耐火煉瓦の歪み	応急運轉中	6,720		

宮城県からの提供資料：地震による火葬場の状況（その２）

県・市名	施設種別	施設名	設置者	所在市町村名	被害状況	現在対応状況	被害概算額 (単位：千円)	業務支援の有無 (※「有」の場合は具体的な 内容も記入。)	復旧 ※	備考
宮城県	火葬場	くりはら斎苑	栗原市	栗原市	出入口付近瓦葺屋根、ロビー天井 天井ボード及び照明灯破損、照明 器具破損等発生し、一部については腐 蝕なし、建物の倒壊		30,411			
宮城県	火葬場	登米市斎場	登米市	登米市	建物内壁の化粧パネルの剥がれ等 発生、付帯室のドアのゆがみ、駐車場の舗装割れ	カーコーンでバリケード	1,522	無		
宮城県	火葬場	石巻市石巻斎場	石巻市	石巻市	受水槽の破損 受水槽付近天井が落下		調査中			
宮城県	火葬場	石巻市雄勝斎場	石巻市	石巻市	煙突上部の腐れ		調査中			電気通電不可
宮城県	火葬場	石巻市杜陵斎場	石巻市	石巻市	伊内斎場ブリッジ故障		調査中			電気通電不可
宮城県	火葬場	東松島市火葬場	東松島市	東松島市	不明					
宮城県	火葬場	女川町火葬場	女川町	女川町	外壁の崩壊・亀裂 伊内斎場の開閉不能	停電中であり対応不可	不明	通電後に業者で確認予定	停電中	
宮城県	火葬場	気仙沼市斎場	気仙沼市	気仙沼市	天板落下、湯化配管破損、 火葬炉煙道の崩壊	レンタルの発電機で対応	調査中			
宮城県	火葬場	気仙沼市陸奥斎場	気仙沼市	気仙沼市	火葬炉モルタルの落下	レンタルの発電機で対応	調査中			
宮城県	火葬場	本吉町堂火葬場	気仙沼市	気仙沼市	建物構装、バルナーのナ ット、バルナーのナット、火葬炉煙道 破損		1,575	待合室をプレハブで対応	停電中だが 発電機で稼働中	
宮城県	火葬場	南さんりく斎苑	南三陸町	南三陸町	受水槽の電柱倒壊		調査中			停電中だが 発電機で稼働中

※「復旧」欄には、報告被害につき、復旧が完了したもの及び復旧しないもの、〇印を記入してください。
※被害概算額については、把握できる範囲内で記入してください。

平成 23 年 3 月 14 日

殿

平成 23 年度東北地方太平洋地震
対策に関する緊急要望書

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震は、激しい揺れとその後到達した大津波により県内に甚大な被害を与え、県民の生活や経済活動等に大きな影響をもたらしています。

現在も断続的に大きな余震が発生している中、地元自治体では懸命な救助活動や応急対策を実施しているところですが、なお一層の支援が必要な状況であります。

つきましては、下記事項について、特段の措置を講じられますよう要望いたします。

記

火葬の支援

今回の地震災害による死亡者が極めて多数になることが予想され、遺体の腐敗等により公衆衛生上の被害が発生することを未然に防ぐ必要がありますことから、他の都道府県に対して本県への火葬協力を依頼すること。

他県に対する火葬協力依頼について

1 全国知事会への要望

3月14日付け

「平成23年東北地方太平洋沖地震対策に関する緊急要望書」

火葬の支援

2 火葬体制の協力について

要請先 計9都道県

要 請 先	年月日（平成23年）
北 海 道	3月22日
青 森 県	3月31日
岩 手 県	3月27日
秋 田 県	3月21日
山 形 県	3月15日
福 島 県	3月24日
栃 木 県	3月21日
埼 玉 県	3月17日
東 京 都	3月31日

宮城県からの提供資料：国作成による連絡窓口一覧

御遺体の搬送・掘削等関連 連絡窓口一覧

未定稿(3/24 22:00時点)

- 3月22日付けで発出した通知(御遺体の埋火葬の体制の確保について)の実施にあたって、ご活用ください。
 ○ なお、対応する民間事業者は以下の協会等に限定されるものではなく、各協会は、地域の全ての事業者を会員として網羅しているわけではないことを申し添えます。
 ○ また、下記一覧に掲載していない他の都道府県協会等の一覧(各団体HP掲載)も添付しておりますので、適宜ご活用ください。

<国の連絡窓口>

	所属部署	担当者氏名	連絡先(電話)	連絡先(FAX)
厚生労働省	健康局生活衛生課	奥田、吉高、小沼、中西	03-3595-2301	03-3501-9554
厚生労働省 現地対策本部事務局	岩手県域担当	中西、三尾谷	080-2037-8545(9758)	019-604-1534
	宮城県域担当	金子	080-2037-9217	022-726-9267
	福島県域担当	佐藤	080-2037-8469	024-536-4614

※ 近日中に、厚生労働省職員を現地対策本部事務局の各県域担当職員として追加で派遣する予定。

<都道府県の連絡窓口>

	所属部署	担当者氏名	連絡先(電話)	連絡先(FAX)
岩手県	県民暮らしの安全課	谷藤技監	019-629-6871	019-629-5391
		金森、熊谷	019-629-6871(6876)	019-629-5334
宮城県	食と暮らしの安全推進課	赤尾専門監・金野総括	022-211-2641	022-211-2698
		泉澤、菅原	022-211-2645	022-211-2698
福島県	食品生活衛生課	大島課長	024-521-7241	024-521-7925
		八巻	024-521-7243	024-521-7925

<御遺体の搬送・納棺関連>

	連絡先(電話)	連絡先(FAX)	
(社)全日本トラック協会【広域的相談】	03-5323-7627	03-5323-7230	(担当部署：経営改善事業部)
(社)岩手県トラック協会	019-637-2171	019-638-5010	
(社)宮城県トラック協会	022-238-2721	022-238-4336	
(社)福島県トラック協会	024-558-7755	024-558-7731	
(社)全国霊柩自動車協会【広域的相談】	03-3357-7281	03-3357-7374	
岩手県支部	019-656-0244	019-656-0145	
福島県支部	0248-22-5231	0248-22-7329	
全日本葬祭業協同組合連合会【広域的相談】	03-5769-8701	03-5769-8702	
岩手県葬祭業協同組合	019-656-0244	019-656-0145	
宮城県葬祭業協同組合	022-299-3271	022-299-3272	
福島県葬祭業協同組合	0248-22-5231	0248-22-7329	

<墓穴の掘削・埋め戻し関連>

	連絡先(電話)	連絡先(FAX)
(社)全国建設業協会【広域的相談】	03-3551-9396	03-3555-3218
(社)岩手県建設業協会	019-653-6111	019-625-1792
(社)宮城県建設業協会	022-262-2211	022-263-7059
(社)福島県建設業協会	024-521-0244	024-522-4513

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定

宮城県（以下「甲」という。）と宮城県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における棺等葬祭用品の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「宮城県地域防災計画」に基づき、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害が発生した市区町村において、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において次の棺等葬祭用品を市区町村に供給する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

- (1) 棺（附属品を含む。）
- (2) ドライアイス
- (3) 骨つぼ及び骨箱
- (4) その他甲が指定する葬祭用品

（要請事項の措置）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、棺等葬祭用品の調達について速やかに措置するものとする。

- 2 調達した棺等葬祭用品は、被災市町村が設置する遺体収容所等、甲が指定する引渡し場所まで乙が搬送するものとする。

（引渡し）

第4条 甲は、前項の引渡し場所に職員を派遣し、棺等葬祭用品を確認して引渡しを受けるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による引渡しを受けることを市町村に代行させることができるものとする。

（実績報告）

第5条 乙は、この協定に基づき第3条に規定する業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

（費用）

第6条 乙がこの協定に基づき供給した棺等葬祭用品の対価は、第4条第1項及び第2項の規定による引渡しの終了後、乙の提出する実績報告書に基づき、甲が負担するものとする。

- 2 甲が前項の規定により負担する額は、災害救助法施行細則（昭和35年宮城県規則第48号。以下「規則」という。）第5条に規定する範囲内とする。
- 3 乙が行った運搬に係る費用は、原則として乙が負担するものとする。

(費用の支払)

第7条 甲は、前条第1項の規定により乙から実績報告書が提出されたときは、必要な予算措置を講じるものとする。

2 乙は、甲が必要な予算措置を講じた後、甲に対し、第6条の費用の支払を請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により適法な請求書の提出があったときは、速やかに当該請求金額を乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する乙が供給した棺等葬祭用品の価格は、災害発生時の直前における規則に基づく基準額等を参考にして、甲乙協議して決定するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し、必要な手続その他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間の満了日までに、甲乙いずれからも解除の意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとする。

(解除)

第12条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除予定の日1か月までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有するものとする。

平成21年9月9日

甲 宮城県知事 村井 嘉浩

乙 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目8番1号

宮城県葬祭業協同組合

理事長 倉島 義彦

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施について必要な手続その他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の規定を適用するものとする。

(連絡責任者)

第2条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課長、乙にあっては宮城県葬祭業協同組合理事長とする。

(要請手続)

第3条 協定第2条に規定する甲から乙への要請は、次に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 要請を行った者の職・氏名

(2) 要請理由

(3) 要請内容

(4) 履行の場所

(5) 履行の期日又は期間

(6) その他必要な事項

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

3 第1項の規定により甲が乙に提出する文書は、協力要請書（別記様式1）とする。

(構成員の名簿)

第4条 乙は、協定第3条に掲げる業務に協力するために、毎年3月末までに乙の構成員の名簿を甲に提出するものとする。

(報告書)

第5条 協定第5条に規定する乙から甲への報告は、次に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 棺及び葬祭用品の供給数

(2) 履行の場所

(3) 履行の期日又は期間

(4) その他必要な事項

2 前項の規定により乙が甲に提出する文書は、業務実績報告書（別記様式2）とする。

(経費の請求方法)

第6条 協定第7条に規定する費用の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(附則)

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

宮城県からの提供資料：地域別遺体安置状況（その１）

地域別安置状況

2011/3/22
8:36

	施設名	住所	電話番号	時点 収容数	累計棺 注文数	累計棺 搬入数
中央	1 グランディ21	宮城郡利府町菅谷館40-1	022-356-1122	3/21 681	810	710
	夢メッセ	仙台市宮城野区港3-1-7	022-254-7111		0	0
亘理山元	2 旧角田女子高校	角田市角田中島上250		3/21 603	440	340
	県警察学校	名取市愛島笠島字東台17	022-381-1777		0	0
名取岩沼	28 旧仙台空港ボウル	名取市植松字入生205	電話なし	3/21 527	0	0
	5 岩沼市民体育センター	岩沼市桜2-8-30	0223-22-2869	3/21 127	100	100
気仙沼	9 新城小学校	気仙沼市茗荷沢239-13	0226-22-6696	3/21 114	180	180
	10 白山小学校	気仙沼市上東側根245	0226-29-5053	3/21 72	70	70
	39 面瀬小学校	気仙沼市字松崎下赤田58	0226-22-7800	3/21 105	90	90
	34 階上小学校	気仙沼市字長磯鳥子沢	0226-27-2303	3/21 97	100	100
	3 本吉響高校	気仙沼市本吉町津谷桜2-24	0226-42-2627	3/21 50	50	50
南三陸町	31 南三陸町立伊里前小学校	南三陸町歌津字伊里前113	0226-36-2005	3/21 46	0	0
	22 志津川ベイサイドアリーナ	南三陸町志津川字沼田56	0226-47-1131	3/21 218	400	400
	43 旧登米市立豊里小学校	登米市豊里町蕪木90-1	電話なし	3/21 40	0	0
石巻市・女川町	8 飯野川高校	石巻市相野谷字五味前上40	0225-62-3065	3/21 392	120	120
	6 石巻市総合体育館	石巻市泉町3-1-63	0225-95-8998	3/21 303	300	250
	29 旧石巻青果花き卸売市場	石巻市門脇元浦屋敷32-3	電話なし	3/21 609	340	240
	38 牡鹿町体育館	石巻市鮎川浜字湊側3	0225-45-2611	3/21 27	0	0
	32 東松島高校	東松島市矢本字上河戸16	0225-82-9211	3/21 544	90	90
川町	42 東松島市小野地区体育館	東松島市小野字新欠下31-1	0225-82-9030 (生涯学習課入館・フットボール場)	3/21 592	0	0
	23 石巻西高校	東松島市赤井字七反谷地27	0225-83-3311		160	60
	27 女川町総合体育館	女川町女川字大原190	0225-53-3151	3/21 217	240	190

3月21日現在 5,364 3,490 2,990

宮城県からの提供資料：地域別遺体安置状況（その２）

地域別安置状況

2011/3/22
8:36

	施設名	住所	電話番号	時点 収容数	累計棺 注文数	累計棺 搬入数
確保しているが、現在、遺体安置なし	4 名取市増田体育館	名取市増田7丁目15地内	022-383-9101		50	50
	13 高等看護学校	名取市愛島塩手字中田35-1	022-384-2266		0	0
	7 東松島市体育館 ※ 閉鎖 石巻西校へ	東松島市小松字上浮足164	0225-82-9030		30	30
	11 唐桑体育館	気仙沼市唐桑町北中98-18 ※漁火パークの住所・TEL	0226-32-4340		0	0
	12 東北管区警察学校	多賀城市丸山1-1-1	022-366-2121		0	0
	14 農業大学校	名取市高館川上字東金剛寺1	022-383-8138		0	0
	15 柴田高校	柴田町大字本船迫字十八津入7-3	0224-56-3801		0	0
	16 名取高校	岩沼市字朝日50	0223-22-3151		0	0
	17 岩沼高等学園	岩沼市北長谷字豊田1-1	0223-25-5332		0	0
	18 夢メッセ宮城	仙台市宮城野区港3-1-7	022-254-7111		0	0
	19 志津川自然の家	南三陸町戸倉字阪本88-1	0226-46-9044 FAX0226-46-9		0	0
	20 歌津中学校	南三陸町歌津伊里前123	0226-36-2019		0	0
	21 さんさん館	南三陸町入谷字山の神平10-1	0226-46-5051		0	0
	24 石巻支援学校(未確認)	石巻市蛇田字新立野410-1	0225-94-0202		0	0
	25 南三陸町戸倉中学校	南三陸町戸倉字沖田69	0226-646-9204		0	0
	26 志津川高校	南三陸町志津川字廻館92-2	0226-46-3643		0	0
	30 歌津民族資料館	南三陸町歌津伊里前123	0226-36-2461		0	0
	33 海蔵寺	南三陸町戸倉字寺沢28	0226-46-9800		0	0
	35 女川高校	女川町浦宿浜字十二神60-3	0225-54-2249		0	0
	36 宮城水産高校	石巻市字田川町1-24	0225-24-0404		0	0
	37 宮城県ライフル射撃場	石巻市沢田字金山51-1	0225-97-5429		0	0
	40 米谷工業高校	登米市東和町米谷字古館88	0220-42-2170		0	0
	41 上沼高校	登米市中田町上沼字要害94	0220-34-2127		0	0
	44				0	0
	45				0	0
	合 計			5,364	3,570	3,070

宮城県からの提供資料：宮城県内火葬場一覧表

宮城県内火葬場施設一覧表

番号	所轄保健所	経営者	名称	稼働状況	電話番号	所在地	火葬炉数(基)	処理能力ノ日(体)
1	仙南	仙南地域広域行政 事務組合	白石斎苑	○	0224(25)4402	白石市鷹巣字石倉9-1	3	6
2			あぶくま斎苑	×	0224(72)6696	丸森町館矢間松掛字上63-1	4	8
3			七ヶ宿斎苑	×	0224(52)2870	七ヶ宿町字横目山37	1	2
4			柴田斎苑	×	0224(52)3624	村田町大字沼辺字粕沢22	3	6
5			川崎斎苑	○	0224(52)2870	川崎町大字前川字竜雲寺1	1	2
6	塩釜	塩釜地区環境組合	塩釜斎場	○	022(364)8916	塩釜市袖野田25-1	6	12
7	(岩沼支所)	名取市	名取市斎場	×	0223(385)1431	名取市小塚原字新鍋島159-2	4	8
8		岩沼市	岩沼市斎場	○	0223(22)3272	岩沼市朝日1-2-2	2	4
9		亶理地区行政事務組合	亶理葬祭場	○	022(34)4089	亶理町字竜円寺前143	3	6
10	(黒川支所)	黒川地域行政事務組合	黒川浄斎場	○	022(345)5530	大和町吉田字西風105	3	9
11	大崎	大崎地域広域行政 事務組合	古川斎場	○	0229(28)2811	大崎市古川小野字新田45-1	4	8
12			加美斎場	○	0229(63)5724	加美町下多田川字熊野3	3	7
13			松山斎場	○	0229(55)2928	大崎市松山千石字弁慶坂26	2	8
14			玉造斎場	○	0229(83)3779	大崎市鳴子温泉字末沢28-1	2	6
15			涌谷斎場	×	0229(43)3977	涌谷町涌谷字雉子林25-4	2	4
16	栗原	栗原市	くろはら斎苑	○	0228(22)4121	栗原市築館字荒田41	4	6
17	登米	登米市	登米市斎場	○	0220(22)4040	登米市追町佐沼字沼向62	4	10
18	石巻	石巻市	石巻市石巻斎場	○	0225(96)4850	石巻市南境字大衡山43	5	9
19			石巻市雄勝斎場	×	0225(57)2981	石巻市雄勝町雄勝寺79-1	1	3
20			石巻市牡鹿斎場	×	0225(45)2964	石巻市鮎川浜字寺前2-5	1	2
21		東松島市	東松島市火葬場	○	0225(82)6959	東松島市大塩字寺沢34-2	2	4
22	気仙沼	女川町	女川町火葬場	×	0225(54)2735	女川町浦宿浜字石ノ田112-4	2	4
23		気仙沼市	気仙沼市斎場	○	0226(22)6824	気仙沼市大峠山1-27	3	6
24			気仙沼市唐桑斎場	○	0226(32)2823	気仙沼市唐桑町只越367-2	1	3
25			本吉町営火葬場	○	0226(42)2648	本吉町津谷字松尾119	1	2
26	仙台市	南三陸町	南さんりく斎苑	○	0226(46)2605	南三陸町志津川字下保呂毛14	2	4
27		仙台市	仙台市葛岡斎場	○	022(226)2141	仙台市青葉区郷六字葛岡10	22	48
合計							91	197

宮城県からの提供資料：ドライアイス調達先

遺体安置所用ドライアイスの調達先

○エア・ウォーター炭酸株式会社 業務部 (※H23年4月上旬～4月中旬)
東京都港区新橋四丁目21番3号 新橋東急ビル10階
TEL:03-3431-9134 FAX:03-3433-0402

○エア・ウォーター炭酸株式会社東北営業所 (※H23年4月中旬～8月末)
宮城県仙台市若林区卸町3-2-8
丸和油脂ビル内
TEL:022-237-0551 FAX:022-237-0553

別添 3

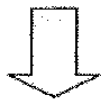
「土葬する場合の手続き」

土葬までの手順

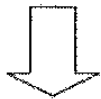
1. 埋葬（土葬）する場所の選定



2. 墓地経営の許可取得（市町村）



3. 墓地・埋葬等に関する法律に基づく埋葬（土葬）の手
続き



4. 埋葬（土葬）

1. 埋葬する場所の選定

1. 公衆衛生

高燥で飲料水に影響を及ぼさない土地であること。

2. 公共の福祉

公共の福祉の見地から墓地近隣の住民感情を十分に考慮した場所であること。

3. 墓地の広さ

故人に対しての尊厳や遺族の心情を考慮して、一体毎に埋葬できる十分な広さの土地を有する場所であること。

4. 墓地の管理

市町村等で永代に渡り墓地として管理できる場所であること。

3. 埋葬（土葬）の手続き

遺体の身元が判明した場合

※ 1～4 が墓地での手続き

- 1 市町村は墓地で死体検案書の内容を確認しその写しを保存する。
- 2 市町村は遺族から後日埋火葬許可を取得する旨の誓約書をとり、埋火葬を行った旨の証明書を交付するとともに台帳*を整備する。
- 3 埋葬（土葬の手順参照）を行う。

-
- 4 後日、遺族は、市町村に死亡届並びに埋火葬許可証の交付申請を行う。
【添付書類】埋火葬を行った旨の証明書、死体検案書の原本*

遺体の身元が不明の場合

- 1 市町村は墓地で死体検案書の内容を確認した後、土葬（土葬の手順参照）を行う。
- 2 市町村は死体検案書の原本を保存し、台帳を整備する。

なお、遺族が後日判明した場合は、遺族に対し、死亡届及び埋火葬許可申請を求め、埋火葬許可証を発行する。

*台帳内容の整備：①申請者の住所 ②氏名 ③死亡者との続柄

*死体検案書の原本：死体検案書と死亡届は同じ1枚の用紙となっています

No. _____

市町村長 殿

誓 約 書

墓地・埋葬等に関する法律第5条に基づき、後日、埋葬許可証を取得することを誓います。

平成 年 月 日

住 所 _____
連絡先 _____
氏 名 _____

No. _____

埋葬証明書

埋葬された人	
性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	M・T・S・H 年 月 日
埋 葬 年 月 日	平成 年 月 日
埋 葬 場 所	

上記のとおり証明します。

平成 年 月 日

市町村長

※この証明書は埋火葬許可を申請するときに提出してください

埋 葬 台 帳

市町村名

埋葬の場所

遺留品の保管場所

[illegible]

(参考)

土葬する場合の手続き (特例許可証を発行できる場合)

身元が判明した場合

1 市町村は死体検案書の内容を確認し、その写しを保存する。



2 市町村は台帳を整備し、遺族の申請により、誓約書を受け特例許可証を発行する。



3 土 葬

別紙「土葬の手順」参照



4 申請者（遺族）は、特例許可証を添えて埋火葬許可証の発行を求める。

希望により



改 葬

改葬許可が必要

(参考)

土葬する場合の手続き (特例許可証を発行できない場合)

1 市町村は死体検案書の内容を確認し、その写しを保存する。

身元が判明している場合

身元が判明していない場合

2 市町村は台帳を整備し、遺族から誓約書を受け、証明書を交付する。

2 市町村は死体検案書を保管する。

3 土 葬

別紙「土葬の手順」参照

後日

4 申請者（遺族）は、証明書を添えて埋火葬許可証の発行を求める。

希望により

改 葬

改葬許可が必要

(別紙)

土葬の手順

(現在土葬が行われている地方の情報を参考に作成)

※後日、改葬する際に遺体が判別されるように1体ずつ土葬する。

1 棺を納めるため、深さ 1.5 m の穴を掘る



2 穴には何も敷かず、頭部を北側に向けて棺を納める



3 掘った土を棺の上からかけ盛土する



4 遺体が判別されるよう墓標を立て、台帳を整備する。

その後、以下①～③いずれかの対応をする

- ①約 1 年後、埋めた棺をスコップ等で割り、盛土を落とし込み、平らにする。
- ②棺を埋めた周囲に竹垣を作る。
- ③何もせず、そのままにする。

※土葬する場所は、墓地として市町村長の許可を受けること。

2. 岩手県

(1) 震災に係る埋火葬の状況

震災の確認した死亡者数は、3月20日で2,600人、4月1日で3,400人、5月2日で4,300人であった。平成24年11月9日現在で4,671人である。なお、行方不明者は1,192人である。

県が調整して県内の他市町村で火葬した遺体は705体(3月18日～4月10日)で、千葉県内(千葉市、佐倉市)で207体(4月中に何回かに分けて30～40体ずつ)であった。千葉県で火葬したのは陸前高田市の身元不明の遺体である。ただし、県が関わっていない火葬については把握していない。

千葉県への遺体搬送の際は、県と市の職員が同行した。搬送にはトラックを使用し、重ねられないので、平積みにした。

発災直後は県庁内でも混乱し、担当課では救援物資の対応や水道の復旧に人員を割いたため、埋火葬について担当課で行わなかったのも、記録がきちんと残っていない。状況が落ち着いた4月以降は担当課が行うようになった。

(2) 広域火葬計画、地域防災計画

広域火葬計画は、震災当時なかったが、3月11日を経験して必要性を認識し、現在策定中である。今回の震災を考えれば、隣接県やもっと広域な範囲での協力体制の必要性を盛り込むことを検討している。今現在、詰めの段階であり、遅くとも年度内に作るつもりである。

地域防災計画では、県はあらかじめ広域火葬の体制を整備し、市町村から要請があった場合等に広域火葬に係る調整を行うこととしている。

東北6県だけでなく新潟、北海道を入れて8道県での防災協定を結んでいるので、その中で埋火葬も入れることとしている。7月に東北6県の会議で広域火葬計画を作ると言っているのは岩手と宮城ぐらいで、他は防災協定の中で対応すればいいとの状況であった。被災した県と支援した県の温度差を感じた。

広域火葬計画の中での県の役割は、市町村や一部事務組合が持つ火葬場の状況を把握すること、計画を作るので市町村に応援・協力をお願いしたいということであり、みんなを集めて説明する等は今のところ考えていない。計画策定の段階では市町村の意見をできるだけ盛り込みながら行う。

県が施設を持っているわけではないので、あくまでも連絡・調整役となる。葬祭業組合や霊柩車協会との連携を取る役割である。

昭和50年代に条例を作り、埋火葬の事務を全部市町村に下した。県としては特殊な事例があった場合に対応する程度であり、直接的に関与しない。

火葬場に関することは市町村の地域防災計画に盛り込まれることであるが、県としては把握していない。

県内の火葬場の連絡会議はない。廃棄物では県内ブロックごとに協議会等があるが、埋火葬に関するその類のものはない。

今回の震災への被害想定が小さすぎた。過去に津波を何度か受けた県としては、現在策定中の防災計画、広域火葬計画では今回規模の被害を想定している。ただし、停電の日数、備蓄量等を定めるのではなく、地域の実情に応じた対応を求めている。

(3) 仮埋葬(土葬)

仮埋葬は行わなかった。土地の確保は行ったが、実施直前で回避した。火葬機能の復旧も

あったが、元々岩手県では火葬がほとんどで土葬の件数はほとんどない。土地の確保は市町村が行った。県では広さ、場所等の相談を受けた程度である。

(4) 災害救助法、災害復旧事業

災害救助法に関する事務は県が行った。火葬調整をする中で燃料不足が顕著であったので、防災担当で確保していた燃料を火葬に回してもらった。

千葉県への遺体搬送料金は災害救助法の対象となった。

火葬場の被害状況の把握は、電話が寸断されたため、発災直後は現地の状況の把握が難しく、沿岸を4ブロックに分けて県職員を現地に派遣し、火葬場、水道、し尿処理等を直接見て情報収集を図った。

火葬場の被害は、災害復旧の対象にはなかったが、機能停止や致命的な被害に相当するものはなかった。災害復旧は、保健衛生施設として県がまとめて国に請求する。

県内の火葬場は津波による被害がなかった。すべて高台にあった。地震での若干の被害はあったが、火葬機能に問題はなかった。ただし、震災直後は停電と燃料不足のため、稼働できなかった。

(5) 国への要望等

国はできるだけ早く方針を出してもらいたい。遺体の動き、書類の動き等のフローチャートがほしかった。

策定指針には国のスタンスが明らかでない。今回のような東日本全体に及ぶ大災害時には、国の関与を明らかにしてほしい。

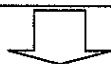
(6) 業者との連携等

県と業者団体との関係は、平成13年に協定を結んだが、日頃の付き合いはなかった。

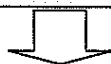
身元不明遺体の火葬の流れ（4/11以降の対応）

1 手順

① 被災市町が、警察から身元不明遺体の引渡しを受ける。



② 被災市町が受入火葬場（市町村）に火葬の予約をする。
 ・受入条件、受入時間等を受入火葬場と調整をする。
 ・警察からの引渡日、引渡遺体数が確定した時点で（原則、火葬実施日の2日前までに）火葬予定日、遺体数等を予約）



③ 被災市町から協力葬儀社へ②で予約した火葬の搬送を依頼（火葬場の予約と同日）

2 受入火葬場の割当等

被災市町村	受入依頼火葬場	受入可能数	協力葬儀社
陸前高田市	釣山斎苑（一関市）	要相談	別紙「岩手県葬祭業協同組合協力店一覧」のとおり
	千厩斎苑（一関市）	要相談	
	おおふなと斎苑（大船渡市）	大船渡市優先	
	浄霊苑（大船渡市）		
	さくらぎ苑（奥州市）	大槌町優先	
釜石市	大迫斎場（花巻市）	5	
	石鳥谷斎場（花巻市）		
	東和斎場（花巻市）		
	遠野市斎場（遠野市）	要相談	
	しみず斎園（北上市）	大槌町優先	
	盛岡市火葬場（盛岡市）	山田町優先	
大槌町	しみず斎園（北上市）	要相談	
	さくらぎ苑（奥州市）	要相談	
	大迫斎場（花巻市）	釜石市優先	
	石鳥谷斎場（花巻市）		
	東和斎場（花巻市）		
	釣山斎苑（一関市）	陸前高田市優先	
	千厩斎苑（一関市）		
山田町	盛岡市火葬場（盛岡市）	5	
	岩泉斎場（岩泉町）	1	
	宮古市内の火葬場	宮古市優先	

* 依頼する際の注意事項、火葬場の連絡先等は別添一覧表をご覧ください。

3 費用負担等

被災市町が受入火葬場及び協力葬儀社等と直接契約し、被災市町が受入火葬場及び協力葬儀社等一旦立替払いをし、その後、災害救助法に係る他の救助費用と合わせて県に請求する。

岩手県葬祭業協同組合会員店一覧

No.	会社名	住所	電話番号	県の広域調整 対応実績
1	駒木葬祭	盛岡市南大通2-2-6	019-622-2343	有
2	(有)立花葬儀社	盛岡市本町通2-4-30	019-622-2434	有
3	(株)ふじさわ	盛岡市材木町3-15	019-624-1000	有
4	盛岡博善(株)	盛岡市肴町10-14	019-622-2965	有
5	佐藤仏具店	岩手郡雫石町35地割万田渡64-1	019-692-3863	有
6	(有)ほろいわ	八幡平市大更23-97-3	0195-76-2428	
7	はくよ葬祭仏具店	紫波郡紫波町日詰字郡山駅52	019-676-2525	
8	(有)みちのく典礼	紫波郡矢巾町広宮沢10-501-7	019-637-4039	有
9	(有)早池峰葬祭	花巻市大迫町大迫3-97	0198-48-2854	
10	(有)清水仏具店	花巻市諏訪町2丁目2-2	0198-23-4845	有
11	(有)成島葬祭	花巻市末広町4-7	0198-23-3619	有
12	(株)西村葬具店	花巻市一日市7-4	0198-22-3821	有
13	(有)北上霊柩	北上市鍛冶町1-4-57	0197-63-2823	有
14	(株)八重樫葬具店	北上市大通り4-7-2	0197-63-3058	有
15	岩手県南葬儀社	奥州市水沢区土器田21-1	0197-24-8165	
16	葬祭センター翠	奥州市水沢区南丑沢36-2	0197-24-7650	
17	(有)江刺葬儀社	奥州市江刺区八日町1-4-10	0197-35-1269	
18	(有)さかいや	奥州市前沢区七日町裏5	0197-56-4537	
19	(有)カンノ博報社	一関市青葉町2-1-15	0191-23-7660	
20	(有)清花堂	一関市地主町1-17	0191-23-2676	
21	(有)こいわ葬儀社	一関市花泉町花泉字袋31-5	0191-82-2553	有
22	(株)あおやぎ	一関市大東町摺沢字八幡前15-1	0191-75-3164	有
23	(株)永盛堂	一関市東山町長坂字町77	0191-47-3353	
24	(株)田中屋本店	一関市千厩町千厩字町131	0191-52-2313	
25	(有)八百辰報恩社	一関市大東町大原字一六52	0191-72-2150	
26	ひあい仏具店	下閉伊郡岩泉町岩泉字村木71	0194-22-2623	
27	さかき仏具葬儀社	宮古市板屋2-7-21	0193-64-2201	
28	(有)陸中まごころ葬祭	宮古市長町1-9-8	0193-71-1620	
29	(有)町民葬祭	下閉伊郡山田町長崎一丁目12-12	0193-82-5858	
30	(有)加藤仏具葬儀社	遠野市中央通11-17	0198-62-3723	有
31	(有)鎌田仏具葬儀店	釜石市中妻町1-20-34	0193-23-5439	
32	(有)三浦葬儀社	釜石市松原町3-3-10	0193-22-3660	
33	(有)大海	大船渡市大船渡町字野々田13-20	0192-26-3098	有
34	大船渡葬儀社	大船渡市盛町字内の目3-6	0192-26-2984	
35	キクミロ葬儀店	陸前高田市高田町馬場前107	0192-54-4057	
36	(有)善光堂	洋野町種市23地割27-126	0194-65-3420	
37	(有)久慈葬儀店	久慈市柏崎1-26	0194-52-1515	
38	(有)野場造花仏具店	久慈市十八日町2-9	0194-52-2010	
39	(有)八光堂	二戸市福岡字五日町62	0195-23-4191	
40	(有)久慈造花仏具店	九戸郡野田村17-38-6	0194-78-2380	
41	(有)中野葬具仏具店	九戸郡九戸村伊保内11-56-2	0195-42-2516	
42	(有)上平仏具店	二戸郡一戸町一戸字向町60-12	0195-32-2764	
43	(有)中央第一総合	盛岡市山岸字大平17-2	019-663-6678	有
44	(有)ローカルサービス	盛岡市門2丁目22-22	019-654-6550	有

◎さくらぎ苑(奥州市)まで遺体搬送する場合の窓口

胆江葬祭事業協同組合(事務局窓口)	菅原 広一 さん	090-9536-6909
-------------------	----------	---------------

岩手県からの提供資料：身元不明遺体受入火葬場：H23.4.6時点

身元不明者県内受入火葬場(H23.4.6時点)

No.	保健 医療圏	市町村 名	市町村	経営者	火葬場名称	住所	電話番号	FAX	受入可 能時間	受入 可能数	摘要
1	盛岡	盛岡市	盛岡市	盛岡市	盛岡市火葬場	盛岡市三ツ割字寺山49番 地	市民登録課 019-651-4111(内線2127) 火葬場 019-622-7524	019-624-0275(市役所) 019-622-7524(火葬場)	18:00～	5	・17:00までに到着のこと ・4/10～4/20(4/17休場) ・1日5体の受入可 ・遺体の入った棺は密閉するこ と ・骨箱を持ち帰ること ・焼骨を持ち帰ること
8	岩手中部	花巻市	花巻市	花巻市	花巻市営火葬場大迫斎場	花巻市大迫町大迫第10地 割29番地1	生活環境課 0198-24-2111(内線267)	0198-21-1152 (市役所本所)		5	
11	岩手中部	北上市	北上市	北上地区広域行政組合	しみず斎園	北上市北工業団地5-36	市民登録課(施設使用許可) 0197-64-2111(内線3125) 事務局(その他調整) 0197-68-2203 斎園 0197-66-2725	0197-68-2787(組合) 0197-65-3791(市役所) 0197-66-2712(火葬場)	10:30 11:00		・友引不可 ・焼骨を持ち帰ること
13	胆江	奥州市	奥州市	奥州金ヶ崎行政事務組合	胆江地区広域火葬場くらぎ苑	奥州市水沢区佐倉河字東 鍛冶屋44番地	組合 0197-24-5821 火葬場 0197-51-3900	0197-24-5823(組合) 0197-22-5058(火葬場)	16:00～		・4/11は休場日 ・事前の詳細協議が必要 ・遺体を棺に入れること ・16時以降に搬入すること ・1日最大5体の受入可
14	両磐	一関市	一関市	一関地区広域行政組合	釣山斎苑	一関市字釣山30-1	◎千厩斎苑 0191-52-2426 釣山斎苑 0191-21-2159	0191-52-2484 (千厩斎苑) *御遺体名簿連絡は千厩 斎苑			・焼骨を持ち帰ること ・火入れ準備が整うまで遺体を 搬送車内に安置すること
16	気仙	大船渡市	大船渡市	大船渡市	おおふなと斎苑	大船渡市立根町字猫足83 番地	市民環境課 0192-27-3111	0192-26-4477			・市と別途調整が必要
19	釜石	遠野市	遠野市	遠野市	遠野市斎場	遠野市遠野町22-7	環境整備部環境課 0198-62-2111(内線321)	0198-62-3047			・市と別途調整が必要
22	宮古	宮古市	宮古市	宮古市	みやこ斎苑	宮古市千徳第14地割71番 地4	市民生活部総合窓口課 0193-62-2111(内線3813)	0193-71-2103			・市と別途調整が必要
28	宮古	岩泉町	岩泉町	岩泉町	岩泉斎場	岩泉町岩泉字天間40番地 1	保健福祉課環境推進室 0194-22-2111(内線261)	0194-22-3562		1	・町と別途調整が必要 ・焼骨を持ち帰ること

3. 福島県

福島県は文書回答であった。

福島県からの提供資料：質問事項への回答

1 広域火葬計画の策定状況

(1) 東日本大震災当時には策定していなかったが、現状は？

回答) 検討中である。

(2) 地域防災計画との関係は？

回答) 地域防災計画における埋葬・火葬、遺体処理に関する具体的な業務として、広域火葬計画を策定する必要がある。

(3) 現在策定していない場合、今後の策定予定は？

回答) 現在、福島県地域防災計画を見直し中であり、「広域火葬計画」の追加について検討中である。

2 東日本大震災後

(1) 震災による被災状況、死亡者数、火葬数（区域内、区域外）、埋葬数

回答) ・被災状況 別紙のとおり

・死亡者数 2, 989 件 (H24.11.21 現在 福島県災害対策本部調べ)

・火葬数（区域内、区域外）・・・把握していない

(2) 震災による火葬場の被害状況（火葬機能、建物）

特に、停電、燃料不足、遺体搬送、火葬従事者の確保など

回答) ・被害状況（火葬機能、建物）・・・別紙のとおり

・停電、燃料不足、遺体搬送、火葬従事者の確保・・・詳細は把握していない

(3) 火葬機能の支援要請：他都道府県に対し火葬支援要請、火葬要員派遣要請をしましたか？

回答) 該当なし。

(4) 火葬機能の支援：他都道府県から火葬受付、火葬要員派遣依頼を受けましたか？

回答) 該当なし。

(5) 震災直後からの遺体の埋火葬に関する情報収集について（国、市町村、火葬場、民間事業者などとの連絡）

回答) 国、市町村、火葬場、民間委託業者、隣接県からの情報収集、協力依頼等に務めた。

(6) 遺体の埋火葬に関して国の施策に求めることがありますか？

回答) ・県外都道府県への火葬場利用・遺体の搬送に係る調整及び災害救助法に基づく費用負担の取り扱いに関する要綱等の作成
・震災に伴う原発事故に伴い県外へ避難し、亡くなった場合の上記の取り扱い

3 大規模災害に備えた対策について

(1) 広域火葬計画をどのように機能させることが必要ですか？

回答) 県内の地域に災害が発生した場合、関係法令、地域防災計画及び広域火葬計画に基づき国、県、市町村及び防災関係機関等が協力・連携し、広域火葬を迅速かつ効率的に行い公衆衛生の維持向上を図る。

(2) 都道府県を超えた枠組みを考えた場合の問題点など

回答) 火葬場の利用調整、遺体搬送の調整、災害救助法適用の有無及び費用負担の取扱い

(3) 遺体の埋火葬について、東日本大震災を経験して、今行うべき対策とは？

回答) 地震、津波のみでなく原子力災害に対応した遺体安置所及び処理、埋火葬の在り方の検討

(4) 対策実施に向けて、国の支援が必要ですか？

回答) 人的支援や国の調整機能

福島県からの提供資料：震災による火葬場の被害状況

震災による火葬場の被害状況

	県・市名	施設種別	施設名	設置者	所在市町村名	被害状況	火葬炉数	稼働可能炉数	最大可能火葬数
1	福島県	火葬場	福島市斎場	福島市	福島市	被害なし	6	6	42
2	福島県	火葬場	安達地方広域行政組合あたら聖苑	安達地方広域行政組合	二本松市	被害なし	5	5	13
3	福島県	火葬場	伊達市斎場	伊達市	伊達市	①待合棟の集水橋の内部ひび割れ ②天井から非常灯の脱落等 ③火葬棟内壁ひび割れ	2	2	8
4	福島県	火葬場	伊達市桑折町国見町火葬場協議会火葬場	伊達市桑折町国見町火葬場協議会	桑折町	①待合室煉瓦落下・ずれ、雨樋、外壁ひび(4/7地震により瓦被害拡大) ②北側犬走り亀裂1～2cm長さ30m ③外側重油タンク周辺モルタル亀裂、段差あり(4/7地震により亀裂拡大) ④西側土留擁壁亀裂落下(横2m 高さ1m)、擁壁一部はがれ(4/7地震により擁壁はがれ拡大) ⑤火葬炉内再燃室セラミックはがれ ⑥火葬炉棟と待合室棟のつなぎ目ネジ切れたため足元段差あり	2	2	6
5	福島県	火葬場	須賀川地方保健環境組合斎場	須賀川地方保健環境組合	須賀川市	火葬炉4炉(3炉+汚物炉)にずれが生じ、電気配線、配管類が破断し、運転不能となった。暖房設備本体及び配管、ダクト等が破断し運転不能となった。駐車場は亀裂、路盤沈下が生じた。	3	0	9
6	福島県	火葬場	喜多方地方広域市町村圏組合斎場	喜多方地方広域市町村圏組合管理者	喜多方市	①煙道内耐火レンガの一部崩落 ②煙道内ダンパー落下	3	3	9
7	福島県	火葬場	田村市斎場	田村市	田村市	炉の電気系統設備(制御関係)・防煙設備・建屋の壁に損傷が生じた。	2	2	4
8	福島県	火葬場	川俣町火葬場	川俣町	川俣町	斎場の内壁石張りが飛び出して崩落の危険性がある。	2	2	8
9	福島県	火葬場	石川地方斎場	石川地方生活環境施設組合	石川町	なし	3	3	
10	福島県	火葬場	小野町火葬場「おの悠苑」	小野町	小野町	外溝部破損(アスファルト、モルタル舗装面ひび割れ、亀裂等)、地下オイルタンク配管設備・給排水設備に一部破損が生じた。	2	2	4
11	福島県	火葬場	やぶき霊香苑	矢吹町	矢吹町	①待合室暖房器の故障(燃料送油管の破損) ②トイレバルブからの漏水 ③供養石仏の倒壊 ④火葬炉化粧扉の開閉不良	2	2	6
12	福島県	火葬場	白河斎場	白河市長	白河市	①玄関口階段モルタル及びレンガの沈下 ②駐車場アスファルト亀裂 ③斎場進入路アスファルト沈下 ④斎場窓枠亀裂	4	4	10
13	福島県	火葬場	東白斎苑	東白衛生組合管理者	棚倉町	①告別式会場待合室の暖房設備の吹きだし口の突出	3	3	6
14	福島県	火葬場	会津若松市斎場	会津若松市	会津若松市	無	6	6	12
15	福島県	火葬場	いなわしろ聖苑	猪苗代町	猪苗代町	①排風機(3基)、排気筒(1基)破損 ②玄関前石張り破損	2	2	4
16	福島県	火葬場	会津西部斎苑	会津坂下町	会津坂下町	①火葬炉排風機2基(1・2号炉)排気ダクト部分に亀裂が生じた。 ②火葬再燃炉1基(2号炉)のレンガが破損し脱落した。	3	3	24
17	福島県	火葬場	東部聖苑	田島下郷町衛生組合	南会津町	被害なし	2	2	4
18	福島県	火葬場	西部聖苑	西部環境衛生組合	南会津町	被害なし	2	2	4
19	福島県	火葬場	桧枝岐村火葬	桧枝岐村	桧枝岐村	被害なし	1	1	3
20	福島県	火葬場	原町斎場	南相馬市	南相馬市	①浄化槽陥没 ②火葬炉化粧扉脱落(4ヶ所) ③火葬炉積替、煙道積替	4	4	12
21	福島県	火葬場	飯館村火葬場	飯館村	飯館村	被害なし	1		1
22	福島県	火葬場	双葉地方広域市町村圏組合斎場「聖香苑」	双葉地方広域市町村圏組合	双葉町	避難区域のため調査不能	4		15
23	福島県	火葬場	相馬方部衛生組合一里墳斎	相馬方部衛生組合	相馬市	被害無し	3	3	18

平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第787報）

平成24年11月21日（水）8時00分現在
福島県災害対策本部

1 警報等発表状況

3月11日	14:46	震度6強：白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、楡葉町、双葉町、新地町 震度6弱：福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯館村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度5強：大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町 その他県内で震度5弱～を観測
	14:49	津波警報（大津波）発表
	17:40	震度5強：富岡町 その他県内で震度5弱～を観測
3月12日	20:20	津波警報（津波）へ切り替え
3月13日	7:30	津波注意報へ切り替え
	17:58	津波注意報解除
3月23日	7:12	震度5強：いわき市 その他県内で震度4～を観測
3月23日	7:34	震度5強：いわき市 その他県内で震度4～を観測
3月23日	18:55	震度5強：いわき市 その他県内で震度4～を観測
4月7日	23:32	震度5強：桑折町、国見町、田村市、伊達市、相馬市、新地町、飯館村、南相馬市 その他県内で震度5弱～を観測
4月11日	17:16	震度6弱：中島村、古殿町、いわき市 震度5強：白河市、鏡石町、天栄村、棚倉町、平田村、浅川町 その他県内で震度5弱～を観測
	17:18	津波注意報発表
	18:05	津波注意報解除
4月12日	14:07	震度6弱：いわき市 震度5強：浅川町、古殿町 その他県内で震度5弱～を観測
7月31日	3:54	震度5強：楡葉町、川内村 その他県内で震度5弱～を観測
9月29日	19:05	震度5強：いわき市

2 県・市町村の体制（災害対策本部等設置状況） ※詳細別紙（P.2）

- (1) 県 3月11日 災害対策本部設置、警察本部災害警備本部設置
(2) 市町村 災害対策本部設置：45市町村

3 避難の状況（避難指示、勧告及び自主避難） ※詳細別紙（P.3）

計 11,856 人（富岡町 5,382 人、双葉町 3,552 人、楡葉町 1,016 人ほか）

【参考】

・県内応急仮設住宅等入居者数（11月15日現在） ※詳細別紙（P.6） 98,669 人
・県外への避難者数（11月1日調べ） ※詳細別紙（P.7） 58,608 人
計 157,277 人

4 被害の状況

(1) 人的被害 ※詳細別紙（P.4）

・死者 2,989 人（南相馬市 997 人、相馬市 475 人、いわき市 430 人、浪江町 391 人、富岡町 145 人ほか）
・行方不明者 5 人（須賀川市 1 人ほか）
・重傷者 20 人（相馬市 4 人、いわき市 3 人ほか）
・軽傷者 162 人（南相馬市 57 人、国見町 20 人ほか）

(2) 住家・非住家被害 ※詳細別紙（P.5）

住家
・全壊 21,034 棟
・半壊 72,110 棟
・一部破損 162,491 棟
・床上浸水 1,061 棟
・床下浸水 338 棟
非住家
・公共建物 1,116 棟
・その他 27,179 棟

5 消防職員の出勤延人数

・消防職員 12,716 人
・消防団員 36,766 人

6 その他

(1) 鉄道

・常磐線 広野～原ノ町、相馬～亘理（復旧の見込み未定）

(2) 一般道路 ※詳細別紙（P.8.9）

・主要国道 国道6号 一部迂回路の利用を含め全線通行可（警戒区域は立入制限）
・一般国道 平成24年6月8日付けで全線通行可
・県道 北泉小高線など 22箇所で開催止め
・農林道 平成24年4月13日付けで全線通行可

(3) 高速道路

・常磐自動車道 広野IC～常磐富岡ICを除き県内全線通行可

(4) その他

・停電 浜通りの一部（津波被害地域、避難指示区域など立入困難地域）で32,601戸
・NTT回線 避難指示区域で11,300回線不通 ※特設公衆電話（無料）については平成24年3月27日に撤去
・水道 津波被害地域、避難指示区域など26,082戸で断水

福島県からの提供資料：災害対策本部

2.県・市町村の体制

報数	県	災害対策本部			
		設置等日時		解散等日時	
1	福島県	3月11日	14:46		

報数	市町村名	災害対策本部			
		設置等日時		解散等日時	
37	福島市	3月11日	14:50		
19	二本松市	3月11日			
18	伊達市	3月11日	15:00		
61	本宮市	3月11日	14:50		
42	桑折町	3月11日	14:59		
55	国見町	3月11日	15:00		
42	川俣町	3月11日	15:00		
58	大玉村	3月11日	14:46		
20	郡山市	3月11日			
20	須賀川市	3月11日	14:50		
20	田村市	3月11日	15:00		
20	鏡石町	3月11日	15:00		
20	天栄村	3月11日	15:50		
20	石川町	3月11日	15:00		
20	玉川村	3月11日	15:15		
20	平田村	3月11日	15:00		
20	浅川町	3月11日	15:00		
161	古殿町	3月11日	14:50	平成23年4月12日	17:15
20	三春町	3月11日	15:30		
59	小野町	3月11日	15:00		
19	白河市	3月11日			
24	西郷村	3月11日			
19	泉崎村	3月11日			
19	中島村	3月11日			
331	矢吹町	3月11日		平成23年7月6日	15:00
19	棚倉町	3月11日	15:00		
24	矢祭町	3月11日		平成23年3月12日	17:00
19	埴町	3月11日			
19	鮫川村	3月11日		平成23年3月12日	18:00
18	会津若松市	3月11日	14:46		
18	喜多方市	3月11日	14:49		
	北塩原村				
	西会津町				
18	磐梯町	3月11日	15:18		
419	猪苗代町	3月11日	15:00	平成23年10月31日	
23	会津坂下町	3月11日	15:00		
18	湯川村	3月11日	15:30		
18	柳津町	3月11日	15:00		
	三島町				
	金山町				
184	昭和村	3月17日	16:45		
18	会津美里町	3月11日	16:00		
	下郷町				
	檜枝岐村				
332	只見町	3月15日		平成23年8月16日	
	南会津町				
36	相馬市	3月11日	14:55		
36	南相馬市	3月11日	15:00		
55	広野町	3月11日	14:50		
36	楡葉町	3月11日	15:00		
189	富岡町	3月11日			
573	川内村	3月11日	15:15	平成24年3月31日	
184	大熊町	3月11日	15:00		
184	双葉町	3月11日	14:50		
80	浪江町	3月11日	15:00		
36	葛尾村	3月11日	15:00		
36	新地町	3月11日	14:50		
36	飯舘村	3月11日	14:55		
34	いわき市	3月11日	14:50		
	市町村数	52		7	

福島県からの提供資料：避難の状況

3.避難の状況(避難指示、勧告及び自主避難)

区分	市町村名	地区	人数	備考
避難指示	田村市		379	
	南相馬市		38	
	檜葉町		1,016	
	富岡町		5,382	
	双葉町		3,552	
	浪江町		1	
	葛尾村		105	
計			10,473	

区分	市町村名	地区	人数	備考
避難勧告				
計			0	

区分	市町村名	地区	人数	備考
自主避難	田村市		201	
	南相馬市		247	
	広野町		935	
計			1,383	

合 計			11,856	
-----	--	--	--------	--

「避難指示」、「避難勧告」

市町村からの「避難指示」、「避難勧告」を受けている地域の住民のうち、県内外の仮設住宅、借上住宅等に入居した者は除外することとしている。ただし、市町村によっては、このような整理がなされていないところも一部ある。

福島県からの提供資料：被害状況

4.被害の状況

(1)人的被害

単位：人

報数	市町村名	人的被害					備考	
		死者				重傷者		軽傷者
		直接死	関連死	死亡届等※1	死者数計			
647	福島市	6			6	2	17	4月7日、4月11日、7月25日、8月12日の余震による被害を含む
93	二本松市						3	4月7日の余震による
647	伊達市		1		1		3	4月7日の余震による被害を含む
	本宮市							
34	桑折町						1	
653	国見町	1			1		20	
	川俣町							
648	大玉村		1		1			
328	郡山市	1			1	2	2	4月11日、7月31日、8月12日の余震による被害を含む
135	須賀川市	9	1		10	1	1	4月7日、4月11日の余震による被害を含む
105	田村市		1		1	1	4	
534	鏡石町		2		2		2	
25	天栄村					2	1	
450	石川町		1		1		4	4月11日の余震による被害を含む
32	玉川村						3	
	平田村							
14	浅川町						3	
	古殿町							
430	三春町		1		1		2	
	小野町							
61	白河市	12			12		2	
83	西郷村	3			3		4	
	泉崎村							
	中島村							
45	矢吹町					1	6	
	棚倉町							
	矢祭町							
	塙町							
	鮫川村							
590	会津若松市	1	3		4		6	
	喜多方市							
	北塩原村							
	西会津町							
103	磐梯町						1	4月12日の余震による被害を含む
7	猪苗代町						1	
10	会津坂下町						1	
	湯川村							
	柳津町							
	三島町							
	金山町							
	昭和村							
10	会津美里町						1	
	下郷町							
	檜枝岐村							
	只見町							
37	南会津町					1		
716	相馬市	439	17	19	475	4	7	4月7日の余震による被害を含む
773	南相馬市	525	361	111	997	2	57	
759	広野町	2	27		29	1		
773	楢葉町	11	67	2	80	2	3	
781	富岡町	18	122	5	145	1		
733	川内村		49		49		1	
740	大熊町	11	68		79	1		
776	双葉町	17	77	3	97	1	1	
755	浪江町	149	209	33	391			
725	葛尾村		16	1	17			
590	新地町	100	6	10	116		3	
730	飯館村	1	39		40		1	
683	いわき市	293	100	37	430	3	1	4月11日の余震による被害を含む
	合計	1,599	1,169	221	2,989	5	20	162

※1 明確に死亡が確認できる遺体が見つからないが、死亡届等が出されている者

※2 明確に死亡が確認できる遺体が見つかっておらず、死亡届等も出していない者

4.被害の状況

(2)住家・非住家被害

報数	市町村名	住家被害															非住家被害		備考
		全壊			半壊			一部破損			床上浸水			床下浸水			公共建物	その他	
		棟数	世帯数	人数	棟数	世帯数	人数	棟数	世帯数	人数	棟数	世帯数	人数	棟数	世帯数	人数	棟数	棟数	
717	福島市	204	204		3,981	3,981		6,548	6,548								292	3,508	
622	二本松市	11	11	35	458	473	1,723	5,345									93	140	
495	伊達市	25	26		215	218		8,067									10	47	
345	本宮市	13	13	38	117	116	401	2,557	2,554	9,598							13	530	
461	桑折町	49	53		170	167		1,082	1,056								5	763	
653	国見町	191	191		565	565		508	508								1	635	
569	川俣町	28	28	82	25	25	59	984	984	854							4	71	
461	大玉村	2	2	6	10	10	39	324											
787	郡山市	2,439			21,549			33,819									69	6,159	
605	須賀川市	1,249			3,502			10,516			32			30			93	4,955	
720	田村市	19	19	54	196	196	737	4,137									114	85	
711	鏡石町	172			766			1,646									37	462	
692	天栄村	70			138			1,313									16		
710	石川町	1	1	2	29	30	109	2,602	2,858	10,920							27	207	
710	玉川村				47			665									18	257	
513	平田村	1	1	3	11	11	58	401									26	90	
710	浅川町				1	1		586	586								17	134	
710	古殿町				27	28	72	785	785								16	202	
710	三春町	31	44	125	180	192	583	1,295									25	485	
710	小野町	4	4	8	45	45	147	1,328	1,328									354	
781	白河市	240			1,816			6,713									42	2,043	
451	西郷村	92	92	245	298	298	793	1,766	1,766	4,698							36	176	
294	泉崎村	46	46		252	252		507	507								※ 9	3	※うち4月7日余震によるもの1棟
530	中島村	3	3	9	29	29	108	954	954								3	3	
781	矢吹町	284	294		1,586	1,586		1,723	1,723								※ 59	1,077	※うち4月7日余震によるもの1棟
508	棚倉町	1	1	4	24	24	66	594									19		
582	矢祭町				63	63	220	251	251									7	
711	楨町							270	270								1		
357	鮫川村				7	7	24	112	112	543							※ 11	39	※うち4月12日余震によるもの5棟
590	会津若松市	4	4	6	59	69	195	4,639	4,983	12,458								130	
102	喜多方市																※ 20	26	※うち4月11日余震によるもの1棟
	北塩原村																		
	西会津町																		
192	磐梯町							8									5	21	
448	猪苗代町	18	18	74	63	63	130	666	666	1,868							6	610	
401	会津坂下町	2			7			32									2	309	
352	湯川村				3	3	6	39	39									123	
	柳津町																		
	三島町																		
	金山町																		
	昭和村																		
455	会津美里町				2	2	17	291										6	
37	下郷町																	16	
	檜枝岐村																		
	只見町																		
	南会津町																		
683	相馬市	1,002	1,102	3,867	804	933	2,765	3,353	3,625	12,056							2	2,514	
773	南相馬市	5,866	1,227		2,011	624		5,173	2,211		999	249		306	108				
741	広野町		113			264			1,614		30						1		
2	楢葉町	50																	
	富岡町																		
711	川内村	7	3	14	395	391	1,195	122	111	298									
713	大熊町	48	46	161															
573	双葉町	95	92	310	7	7	30												
450	浪江町	613	613	2,001	1	1	1						2	2	4				
455	葛尾村				1	1	4	41	41	120									
574	新地町	439	474	1,462	138	144	488	669	636	2,375							24	991	
	飯館村																		
781	いわき市	7,905			32,512			50,060									1,116	27,179	
	合計	21,034	4,725	8,506	72,110	10,819	9,990	182,491	38,716	55,788	1,061	249	0	338	110	4	1,116	27,179	

応急仮設住宅・借上げ住宅・公営住宅の進捗状況(東日本大震災)

		災害対策本部 (土木部) 平成24年11月15日18:00現在										災害対策本部 (生活環境部) 平成24年8月31日現在			
		仮設住宅					借上げ住宅 一般		借上げ住宅 特例(*5)		公営住宅(*6)		雇用促進住宅 公務員宿舍等(*8)		
市町村別内訳		要請戸数	着工済	完成	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	
自罹被災住民向け	福島市	-	-	-	-	-	15	39	169	394	30	82	-	-	
	国見町	63	63	63	38	85	-	-	13	34	-	-	-	-	
	桑折町	14	14	14	13	34	-	-	15	55	-	-	-	-	
	郡山市(*4)	9	9	9	9	9	23	49	818	1,764	16	37	-	-	
	須賀川市	177	177	177	151	362	-	-	373	921	-	-	-	-	
	田村市	360	360	360	354	969	-	-	295	922	7	33	-	-	
	鏡石町	100	100	100	76	191	0	0	102	238	-	-	-	-	
	白河市	140	140	140	103	263	10	26	148	386	41	107	-	-	
	西郷村	42	42	42	13	43	16	57	12	42	2	6	-	-	
	矢吹町	85	85	85	82	202	-	-	52	136	3	3	-	-	
	泉崎村	-	-	-	-	-	4	7	8	23	-	-	-	-	
	西会津町	-	-	-	-	-	0	0	0	0	6	19	-	-	
	新地町	573	573	573	546	1,419	-	-	47	108	-	-	-	-	
	相馬市	1,000	1,000	1,000	882	2,407	-	-	281	790	18	56	-	-	
	南相馬市	南相馬市(*1)	3,015	2,783	2,665	2,601	6,465	-	-	3,716	9,289	10	50	-	-
		相馬市	243	243	243	229	667	-	-						
		福島市	-	-	-	-	-	11	42						
		郡山市	-	-	-	-	-	10	28						
		会津若松市	-	-	-	-	-	-	-						
	いわき市	189	189	189	183	457	544	1,347	1,695	4,274	-	-	-	-	
	*1の他(伊達市、会津坂下町、小野町、玉川村、平田村、中島村、会津若松、喜多方市、会津美里町、矢野町、楢町、湯田川町、猪苗代町)・内訳不明		-	-	-	-	-	-	-	67	202	97	337	-	-
	小計		6,010	5,778	5,660	5,280	13,573	633	1,595	7,811	19,578	230	730	-	-
避難計画区域	川俣町	230	230	230	213	476	-	-	259	693	25	98	-	-	
	飯館村	福島市	338	338	338	319	648	30	56	1,637	3,947	21	61	-	-
		伊達市	126	126	126	89	145	15	22						
		国見町	37	37	37	30	55	-	-						
		相馬市	164	164	164	163	336	-	-						
	小計	895	895	895	814	1,660	45	78	1,896	4,640	46	159	-	-	
避難住民向け	大熊町	郡山市	-	-	-	-	-	20	37	2,446	5,936	17	50	-	-
		会津若松市(*2)	820	820	879	669	1,344	88	327						
		喜多方市	-	-	-	-	-	13	30						
	富岡町	いわき市	700	654	604	601	1,380	-	-	3,361	7,970	35	119	-	-
		郡山市	622	622	622	561	928	173	430						
		大玉村(*1)	448	418	552	277	454	-	-						
		田村市(*4)	20	20	20	20	28	-	-						
		三春町	330	330	330	239	424	-	-						
	浪江町	いわき市(*3)	562	452	452	448	876	-	-	4,035	8,970	28	112	-	-
		二本松市	1,069	1,069	1,069	886	1,841	24	48						
		福島市	924	924	924	701	1,430	141	311						
		相馬市	93	93	93	93	213	-	-						
		桑折町	286	286	286	218	416	-	-						
		郡山市	-	-	-	-	-	5	13						
		いわき市	100	-	-	-	-	0	0						
		南相馬市	300	70	-	-	-	-	-						
	楳葉町	本宮市(*2)	475	421	475	328	618	-	-	1,506	3,736	7	19	-	-
		西郷村	-	-	-	-	-	1	1						
		会津若松市	-	0	-	-	-	23	44						
		会津美里町(*2)	259	259	259	189	294	-	-						
	広野町	いわき市(*2)	1,191	1,180	1,140	1,098	2,723	0	0	780	2,185	4	11	-	-
		広野町	46	46	46	20	42	-	-						
		いわき市	708	708	708	672	1,683	8	21						
	葛尾村	三春町	440	440	440	409	858	-	-	214	517	-	-	-	-
		郡山市	-	-	-	-	-	6	13						
	川内村	川内村	60	50	50	48	86	-	-	428	1,011	7	13	-	-
		郡山市	401	401	401	355	763	85	254						
		田村市(*4)	30	30	30	30	30	-	-						
		いわき市(*1)	70	70	70	67	122	-	-						
	双葉町	福島市	120	120	120	71	128	8	10	1,156	2,444	7	14	-	-
		郡山市	168	250	250	112	199	16	40						
		白河市	120	120	120	57	96	10	27						
		会津若松市	5	5	5	5	12	0	0						
		猪苗代町	10	10	10	7	19	-	-						
		加須市	0	0	0	0	0	0	0						
		いわき市(*2)	341	259	259	243	414	-	-						
	小計		10,708	10,127	10,214	8,424	17,421	621	1,606	13,926	32,768	105	338	-	-
計		17,613	16,800	16,769	14,518	(*) 32,654	1,299	(*) 3,279	23,633	(*) 56,986	381	1,227	1,342	4,523	

注) 確定したものではなく、市町村の要請に応じ要請戸数が変わる場合がある。

注) (*1)要請戸数は、グループホーム18戸を含む戸数である。

注) (*2)要請戸数は、グループホーム9戸を含む戸数である。

注) (*3)要請戸数は、グループホーム80戸を含む戸数である。

注) (*4)要請戸数は、すべてグループホームである。

注) (*5)特例とは、自ら県内の民間賃貸住宅に入居した避難住民の賃貸借契約を県との契約に切り替え、県借上げ住宅とする特例措置

注) (*6)公営住宅(381戸1,227人:県営住宅141戸448人・市町村営住宅240戸779人)をいう。

注) (*7)各市町村において確認できた人数を集計したものである。

注) (*8)避難者支援課で集計したものである。

福島県から県外への避難状況

調査時点：平成24年11月1日(木)

復興庁からのデータ提供：平成24年11月7日(水)

地方名	都道府県	A 避難所 (公民館、 学校等)	B 旅館・ ホテル	C その他 (親族・ 知人宅等)	D 住宅等 (公営、仮設、 民間、病院含む)	合計
北海道	北海道			284	1,535	1,819
東北	青森			277	298	575
	岩手			198	327	525
	宮城			946	1,336	2,282
	秋田			224	720	944
	山形			469	10,053	10,522
関東	福島					
	茨城			569	3,318	3,887
	栃木			812	1,930	2,742
	群馬			170	1,559	1,729
	埼玉	171			3,823	3,994
	千葉			3,276		3,276
	東京			1,572	6,007	7,579
中部	神奈川				2,561	2,561
	新潟			287	5,712	5,999
	富山			34	211	245
	石川			68	284	352
	福井			48	197	245
	山梨			209	512	721
	長野			85	906	991
	岐阜			71	159	230
	静岡			220	621	841
	愛知			121	682	803
近畿	三重			67	157	224
	滋賀			136	98	234
	京都			131	564	695
	大阪			137	605	742
	兵庫			181	425	606
	奈良			42	64	106
	和歌山			17	43	60
中国	鳥取			24	112	136
	島根			12	98	110
	岡山			96	228	324
	広島			102	221	323
	山口			21	66	87
四国	徳島			5	38	43
	香川			3	37	40
	愛媛			61	40	101
	高知			29	38	67
九州	福岡			70	289	359
	佐賀			9	129	138
	長崎			15	74	89
	熊本			44	62	106
	大分			30	160	190
	宮崎			41	88	129
	鹿児島			34	110	144
沖縄	沖縄			27	666	693
合計		171		11,274	47,163	58,608

※復興庁「震災による避難者の避難場所別人数調査」のうち福島県分を抽出。

第2節 被災県民間事業者対象「東日本大震災後の埋火葬に関する調査」

1. 岩手県葬祭業協同組合

(1) 発災直後

3月14日から毎日県庁に行って支援を申し出たが、3日後に支援を受け入れることとなった。

駅前のホテルに本部を設けた。

北海道等県外から支援が来た。3月18～25日まで支援を受け車両402台で256体を運んだ。

この間の対応で県の態度が変わった。

県内業者で3月26日～4月10日の16日間対応した。効率を上げるために、FAXで連絡、トラックで遺体搬送等考えた。車両253台で406体運んだ、最大1台で5体であった。

ガソリンは緊急車両指定で入れてもらった。

幌付きの普通のトラックで、棺は平置きとした。重ねる場合は台が必要である。棺を直接重ねると滑る。

物の流通基地は仙台市にある。発災直後から宮城県と福島県の業者が確保したから、物が無い状況となった。

電気とガソリンで困った。

(2) 仮埋葬の打診

県から土葬したい旨、話があった。

墓標を揃えたが、土葬は適切でないと認識していた。後で掘り起こして火葬することを誰がやるのかが問題であった。絶対にやるべきでないと主張した。県は土葬をやろうとした。

(3) 県との取引

県庁では県民くらしの安全課としか取引していない。

県警などから棺、納体袋、骨箱、いろいろな注文があったが、ボランティアではできない。精算する必要がある。最小限度の費用は出してもらいたい。

要した経費は、まとめて組合から県に請求し受け取り、住民からは受け取っていない。料金の統一も図った。

(4) 千葉での火葬

4月に入り、身元不明遺体の千葉までの搬送の話が来たが、断った。

日通に頼んだらどうかと言った。日通は消極的であったが、少し幅広の4トントラック、カバー付きを2台用意した。

横にして10体並べ、棚を作ってもう10体、合計20体を積んだ。

3日行程であった。現地に行き遺体を確認して積み、夕方に出発し明け方千葉に到着、千葉の火葬場の時間外まで待って火葬、泊まって、翌日帰ってくるという行程であった。

日通は、遺体からの水分で漏れて困ったと聞いた。県は買い取る条件でその車2台を繰り返し使い対応した。

納体袋はチャックから漏れる。

火葬場の手配は県がやった。葬儀業者にはできない。

(5) その他

霊柩車以外に遺体を乗せた場合、霊柩運送法に違反する。特例で県が国に認めさせた。葬儀業者が持っているトラックは、祭壇等を運ぶトラックで、遺体を乗せてはいけない。

幸いだったのは、岩手県が広いこと。もう一度同じようなことが起きても、県内ならさまざまな対応ができる。

2. 宮城県葬祭業協同組合

(1) 発災直後

15 年前に仙台市と組合が防災協定を結び、関係者すべてが参加して、毎年災害時を想定した訓練を行ってきた。

3 月 11 日夜 7 時に仙台市と組合が会い、翌朝 6 時に市と組合の連携がスタート。組合は午前 10 時に全社集まって対応を協議した。

毎年の訓練、そして発災直後の仙台市と組合の連携の場に、火葬場はいなかった。

(2) 組合と県・市との協定

関連業者の連携は、仙台圏にはあったが、県全域にはなかった。

仙台市との防災協定が違うのは、物品供給のみではなく、葬儀会館で遺体を預かることである。自分の商売をストップしても全部預かった。仙台市は安置所を作らなかった。ボランティア 21 は遺体安置所ではなく検案所である。

組合と県との協定は震災 2 年前が初めてであった。それ以降全葬連の各支部が各県と協定を結ぶこととなった。しかしこれらは物品供給に関する協定であり、これでは役に立たない。

これから県との防災協定の見直しに入る。火葬場の問題については、拠点となるべき仙台市に改善を求めていく。

県が主体となって、業者、関連業者、火葬場のネットワークを作ることが絶対必要である。行政が中心になって調整、振り分けしなければならない、我々民間ではできない。

今回我々は震災の復興計画書を作った。葬祭会館が連携し、地域に対して対応する関係の新構築を申請している。しかしこれには火葬場の広域連携も必要となる。他県の火葬場に行ったときに、地元優先なので、待っていなければならない。

(3) 仮埋葬について

掘り起し(改葬)は都知事が来て、東京で 1,000 体程度火葬できるとわかってから始まった。例えば石巻市では 800 体が仮埋葬されたが、地元の火葬場では昼間は一般火葬と被災者火葬、そして掘り起しを夜 7 時から行う。1 日に 3 体しかできないので、800 体を改葬するのにはいつまでかかるだろうか。

3 月 14 日に、火葬対応能力を超える身元不明遺体数が見込まれたことから、仙台市では土葬を検討した。3 月 20 日に市長が土葬を行う旨を表明し、葛岡墓園内に土葬用地を整備した。

(4) 物品の調達

我々は自力で棺 1 万本の用意を開始した。道路が壊れていても自分たちで行けるところまで行く。組み立てて保管する。ボランティアをすべて受け入れて行った。岩手県の場合はこのシステムが構築されていなかったと思う。

組合への注文は、行政ではなく、警察、自衛隊、消防、地区住民から来た。納体袋がない、線香がない、花がない、そういう電話がたくさん入ってくる。交通整理、情報整理が必要であった。

備蓄はできるだけ必要であるが、場所も必要となる。また、適度に回転（消費）しなければならない。どれだけが適正かはわからない。

初めの 2 千体まではよかったが、それ以降は納体袋に納めないといけなかった。

（５）県外での火葬

県に 300km 圏の火葬場情報を要求したが、県はその日の情報をその日に渡してくる。これでは対応できない。だから自分たちの力で全部情報網を使った。

陸運局では、青ナンバーでなくても、緊急事態だからと言って許可を出してくれた。

岩手県の水沢火葬場にトラックに積んで行った。遺体の尊厳はない。遺族は着の身着のまま。しかし、仙台市の火葬場には、特別な遺体を除き、1 体ずつ運ばなければならない。非常時だから 1 車 1 体でなくてもよいと思うが。

トラックを改造する、1 台に 2 つ遺体を積めるように。4 つは積めない。東京へ運んだのは蜂の巣のような構造であった、運送屋が考えたものだ。名取市の遺体は我々が運んだ。

東京火葬以外は、個人の努力、業者・遺族の情報網で対応し、行政の情報網ではなかった。名取市は、山形県米沢市と姉妹都市であり、すぐ受け入れてもらった。運んで断られた場合も多くあった。だから、先方から業者を呼んで対応してもらう。予約システムが問題となる。非常時ということが分かっていない。

（６）その他

名取市の火葬場は、民間委託の職員が、破壊された火葬場でありながら 24 時間対応した。遺族は、待合室が壊れたので、がれきの中だけど、バスの中で待った。大崎市の火葬場では、職員が辞めさせてくださいと辞表を出すほど火葬した。

火葬場の絶対数が足りないと思う。グランディ 21 に 2 千 3 千という火葬を待つ遺体がある。長い人は 3 週間や 1 ヶ月待ちであった。

火葬場職員も我々葬祭業者も、遺体が震災の遺体なのか、病気で病院にいたのか、伝染病はないのか、こういうことを聞かないといけない。ゴム手袋をして遺族の前で仕事ができない。しかし、遺体に関する情報が少なすぎる。

第3節 被災県内火葬場対象「東日本大震災後の火葬実施状況に関する調査」

岩手県、宮城県、福島県の主要な火葬場 28 施設についてヒヤリング調査を行った。ヒヤリング対象施設は下表のとおりである。

ヒヤリング調査対象施設一覧（調査日順に記載）

火葬場名称	都道府県	主管課等	火 葬 場		竣工年	火葬炉数	式場数	炉メカ	管理形態	調査日
			住 所	電 話						
仙台市葛岡斎場	宮城県	仙台市生活衛生課	仙台市青葉区郷六字葛岡10	022-226-2141	2002	20		太陽	指定管理	H24.11.19
名取市斎場	宮城県	名取市クリーン対策課	名取市小塚原字新鍋島159-2	022-385-1431	1995	4		宮本	委託	H24.11.20
あぶくま斎苑	宮城県	仙南地域広域行政事務組合業務課	伊具郡丸森町舘矢間松掛字上63-1	0224-72-6696	1998	4		名古屋博	委託	H24.11.20
くりはら斎苑	宮城県	栗原市環境課	栗原市築館字荒田沢41	0228-22-4121	2001	4		宮本	指定管理	H24.11.21
大崎広域古川斎場	宮城県	大崎地域広域行政事務組合業務課	大崎市古川小野字新田45-1	0229-28-2811	1983	4		富士	直営	H24.11.21
釣山斎苑	岩手県	一関地区広域行政組合環境衛生課	一関市字釣山30-1	0191-21-2159	1995	5		名古屋博	委託	H24.11.26
千厩斎苑	岩手県	一関地区広域行政組合環境衛生課	一関市千厩町千厩字東小田334-2	0191-52-2426	1991	4		富士	委託	H24.11.26
石巻市石巻斎場	宮城県	石巻市環境課	石巻市南境字大衡山43	0225-96-4850	1990	5		富士	直営	H24.11.27
しみず斎園	岩手県	北上地区広域行政組合事務局	北上市北工業団地5-36	0197-66-2725	1989	5		炉研	委託	H24.11.28
胆江地区広域火葬場さくらぎ苑	岩手県	奥州金ヶ崎行政事務組合	奥州市水沢区佐倉河字東鍛冶屋44	0197-51-3900	2003	5		富士	委託	H24.11.28
登米市斎場	宮城県	登米市環境課	登米市迫町佐沼字沼向62	0220-22-4040	2009	4	1	富士	指定管理	H24.11.29
気仙沼市斎場	宮城県	気仙沼市環境課	気仙沼市大峠山1-27	0226-22-6824	1979	3		炉研	直営	H24.12.11
南さんりく斎苑	宮城県	南三陸町環境対策課	本吉郡南三陸町志津川字下保呂毛14-1	0226-46-2605	2007	2		宮本	指定管理	H24.12.11
塩竈斎場	宮城県	塩竈地区環境組合	塩竈市袖野田町25-1	022-364-8916	1994	6		炉研	直営	H24.12.12
東松島市火葬場	宮城県	東松島市環境課	東松島市大塩字寺沢34-2	0225-82-6959	1979	2		富士	直営	H24.12.13
みやこ斎苑	岩手県	宮古市総合窓口課	宮古市千徳14-71-4	0193-64-2225	2007	4		宮本	指定管理	H24.12.20
釜石斎場	岩手県	釜石市市民課	釜石市大字平田第3地割60-3	0193-26-7111	1997	3		宮本	委託	H24.12.20
おおふなと斎苑	岩手県	大船渡市市民生活環境課	大船渡市立根町猫足83	0192-27-6849	1999	3		宮本	指定管理	H24.12.21
陸前高田斎苑	岩手県	陸前高田市市民環境課	陸前高田市高田町字太田87	0192-55-3579	1995	2		宮本	委託	H24.12.21
原町斎場	福島県	南相馬市環境衛生課斎場	南相馬市原町区上北高平字東高松30	0244-23-3530	1984	4	1	宮本	指定管理	H25.2.12
相馬方部衛生組合一里壇斎苑	福島県	相馬方部衛生組合総務課	相馬市赤木字一里壇271	0244-35-5000	1996	3		宮本	直営	H25.2.13
会津若松市斎場	福島県	会津若松市市民課	会津若松市門田町大字黒岩字石高甲807	0242-27-5967	1989	6		宮本	直営	H25.2.20
郡山市東山悠苑	福島県	郡山市生活環境課	郡山市田村町小川字石淵130	024-955-4277	1991	10		名古屋博	委託	H25.2.21
須賀川地方保健環境組合斎場	福島県	須賀川地方保健環境組合須賀川地方衛生センター	須賀川市八幡山239	0248-75-3358	1983	3		名古屋博	委託	H25.2.21
福島市斎場	福島県	福島市環境課	福島市渡利字仏根50-1	024-522-7463	1980	6		富士	直営	H25.2.22
白河斎場	福島県	白河市生活環境課	白河市字藤沢山14	0248-22-1909	1991	4		宮本	直営	H25.2.6
いわき市いわき清苑	福島県	いわき市市民生活課	いわき市平菅波字菅波入186-1	0246-24-4500	2008	9		宮本	指定管理	H25.2.7
あだたら聖苑	福島県	安達地方広域行政組合	二本松市永田3-123	0243-62-3414	1999	5		名古屋博	直営	H25.2.8

１．ヒヤリング内容のまとめ

（１）発災直後

当日３月１１日は友引日であったため、比較的に火葬が少なかった。また、友引日を休場日としている火葬場が多く、対象２８施設のうち１６施設が休場日であった。さらに、地震発生時の午後３時前後はほぼ火葬が終了していた。

地震、津波による火葬場の被害は、宮城県名取市斎場が最も大きく、海岸から５００ｍの平地にあったため津波の直撃を受けた。また、福島県須賀川地方保健環境組合斎場では火葬炉のアンカーボルトが破損し、炉自体が動いた。しかし、これらの施設は２週間後には火葬ができる状況になっている。

他の施設は、建物の損傷、敷地内の土砂崩れ等があったが、機能停止に至る被害はなかった。なお、岩手県陸前高田市のように、津波被害を受けなかった公共施設が少なく、火葬場を避難所として使用した例もあった。

（２）停電と燃料不足

直後に火葬場の機能回復を阻害したのは停電、燃料不足（灯油が多い）であり、ほとんど稼働しなかった。新しい火葬場には自家発電機（燃料は軽油が多い）が装備されているが、その能力は停電時に火葬炉内にある遺体の火葬が終われる程度の大きさしかない。

津波被災地の火葬場はもちろん、内陸部の火葬場であっても、停電、燃料不足のため、数日の稼働停止を余儀なくされた。

遺体を火葬場に搬入する手段に困った。葬祭業者が被災した場合には遺体搬送車両が確保できない。車両があっても燃料がない。

燃料は、各県災害対策本部、自衛隊、地元業者等の優先的配分により、徐々に確保できた。また、友引日前日に地下タンク等に燃料を購入していた火葬場もあった。搬送車等の燃料は、車両を緊急車両に指定することで優先的に配分を受け、通行も優先的となった。

停電は徐々に復旧する。石巻斎場のように東北電力の電源車が常駐した例もある。普段から火葬場にある非常用発電機では多くの火葬ができないため、急きょ、大きめの発電機をレンタルした例もあった。

（３）支援火葬

津波被災地では、地元火葬場が多数の遺体に対応できないため、内陸部火葬場への圏外支援火葬を行った。圏外火葬場を確保する方法は、県が市町村に提供する情報によるもの、市町村同士で交渉したもの、葬祭業者の情報網で見つけたもの、遺族が自力で探したもの等、いろいろな形であった。

身元判明遺体は、多くの場合、遺族が火葬に立ち会う。搬送は１車１体であり、付添い車両も必要であった。遺族感情に配慮したものであるが、非常時には葬祭の簡素化を検討する必要がある。

身元不明遺体は、収容した市町村が対応し、搬送、立会いを市町村職員が行った。この場合の搬送は、トラック等に複数体載せた。遺族がいないため、混乱はなかった。特に、東京や千葉では、遺族の立会いがない火葬を受け入れ条件としていたようである。

宮城県は支援火葬のデータを整理している。岩手県、福島県は、県が介在した支援は把握しているが、県を通さない火葬のデータが分かっていない。

支援で遺体を受ける火葬場には一般火葬もある。被災遺体火葬について時間外に特別枠を設けて対応した例が多い。被害の全貌が明らかでないため、受ける側もいつまで続くか不安があり、火葬炉等の無理使いを避け、設備の保全を重視している。また、津波遺体は

水を含んでいるため、台車や関連機器が傷み、不具合への不安も大きかった。

ヒヤリング対象とした火葬場では、津波被災地でも内陸部でも火葬場職員が精一杯の対応をしたと感じた。ただ残念なのは、正確な情報が流れていなかったために、誤解を生じ、必要以上に津波被災地の激しい不満となった。

(4) 仮埋葬(土葬)

宮城県の津波被災地では、発災直後、多くの死者数(例えば、石巻市では1万人)を想定したため、日々の収容遺体だけでも火葬能力を超えるが、まだ収容されない想定遺体数に大きな不安を感じ始め、仮埋葬(土葬)を検討する。

結果であるが、宮城県1万人余、岩手県4千7百人弱、福島県3千人弱という被災者の違いにより、宮城県で仮埋葬が行われ、岩手県、福島県では行われなかったとも考えられる。

ほとんどの火葬場での異常な事態は3~4月であった。一部には4月中旬頃から火葬場での受付枠に空きが見られるようになり、いったん仮埋葬した遺体を掘り起し改葬(火葬)することを遺族に提案する葬祭業者が現れた。一つ掘り起こすと次々と掘り起こすこととなった。

仮埋葬した遺体を2ヶ月前後で掘り起こす。棺が壊れている、遺体に泥が付着している、遺体から水が出ている、臭気がひどい等、問題が多く、持ち込まれた火葬場では取扱いに困った(圏外に持ち出した改葬は少なかった)。仮埋葬と言っても改葬扱いであったため、火葬料金が半額程度であり、火葬料金等を収入源としている指定管理者としては歓迎しない遺体となった(取扱いに困る、台車が傷む等)。

結局、土葬が嫌われたのではなく、文化として葬るとは火葬で焼骨にすることであり、時間をかけて土に還すことではなかった。したがって、火葬場に空きが見られた時に、たとえ土葬の中途半端で遺体が最も醜い時期であっても掘り起こし、改葬したと思われる。墓埋法で土葬を禁じているとの誤解もあったと思う。

(5) 物資の不足

発災直後から火葬に必要な物資の不足があった。棺、骨壺、納体袋、ドライアイス等。

自家製棺のサイズがいろいろで火葬炉に入らず、棺を入れ替えた。棺が入手できず毛布に包んだまま、あるいは納体袋で火葬した。

安置所での検死にも時間がかかり、火葬場に持ち込まれた時点でかなり傷みが出ている遺体が目立った。時期も3月4月と徐々に暖くなり、ドライアイスの不足が顕著となった。

発災直後から断水となったため、生活用水が確保できなかった。急きょ、仮設トイレを手配した例もあった。

(6) 県の役割(火葬場、業者組合等との連携等)

火葬場間の連絡については、これまで形成されていない(宮城県では10年前までであった)ので職員にイメージがないが、ヒヤリングをするうちに火葬場間の連絡協議会の必要性を感じてきた。日常的に火葬場間の連絡が取れるように、県が仲介すべきであろう。

被災地では、使える火葬場、使えない火葬場の情報整理を葬祭業者が行ったが、この作業は業者が火葬場の予約を取るという作業(商売)の一環である。公平公正に処理するためには、平素から、県が中心となった業者支援システムの構築が必要である。

市町村担当者、火葬従事者が県に求めるものについては、「住民との接触がない県職員と住民と直接接触する市町職員には温度差がありすぎるので、市町村に出向いた際の対応

に注意してほしい」、逆に「県の出先がある市では、県との連絡等がスムーズにできた」等、いろいろな意見があった。

県は、保健衛生施設等の災害復旧事業という補助があるため、火葬場の被害状況を把握するよう努めた。通信状況が最悪なので、直接職員を派遣した。この状況把握から稼働できる火葬場、不足資材（燃料、棺等）を把握し、被災地市町村に情報を提供している。なお、火葬場の設備の被害は、保健衛生施設等の災害復旧事業により 2/3 補助で修繕できたが、範囲が限定された。

遺族が負担した火葬料金等は、災害救助法に基づき全額が補助された。補助の範囲は、火葬料金、棺、骨壺、遺体搬送料、ドライアイス、遺体保管料であり、上限額（岩手県では、大人 12 歳以上 201,000 円、小人 12 歳未満 160,800 円）があった。また、葬儀に係る式典費用（祭壇、供花等）葬儀参列者用車両費等は対象外であった。

ヒヤリング対応者一覧（訪問順、敬称略）

都道府県

宮城県

環境生活部食と暮らしの安全推進課技術参事兼課長：・・・・・・赤尾 牧夫
同環境水道班技術補佐：・・・・・・小野寺瑞穂
同技師：・・・・・・松井 貴弘

岩手県

環境生活部県民暮らしの安全課生活衛生担当課長：・・・・・・工藤 雅志
同生活衛生担当主任：・・・・・・高橋由紀子

葬祭事業者

岩手県葬祭業協同組合（立花葬儀社）

専務理事(代表取締役)：・・・・・・立花 勲

宮城県葬祭業協同組合

理事長((株)くさかや代表取締役)：・・・・・・日下 寛実
専務理事((有)大友葬儀社)代表取締役)：・・・・・・大友 裕幸

市町村、一部事務組合及び火葬施設

宮城県仙台市葛岡斎場

健康福祉局保健衛生部生活衛生課管理係主幹兼係長：・・・・・・目黒 朗
公益財団法人仙台市公園緑地協会管理部葛岡事業所長・・・・・・鳥山 啓一

宮城県名取市斎場

生活経済部クリーン対策課長：・・・・・・木村 敏
同環境衛生係主幹兼係長：・・・・・・加藤 勤
名取市斎場長：・・・・・・針生 俊二

宮城県仙南地域広域行政事務組合あぶくま斎苑

業務課技術主幹兼業務係長：・・・・・・穴戸 清人

宮城県栗原市くりはら斎苑

市民生活部環境課長：・・・・・・佐々木健悦
同環境課課長補佐：・・・・・・菅原 茂樹

宮城県大崎地域広域行政事務組合古川斎場

業務課長：・・・・・・・・・・・・・・・・・・羽田 昌勝
業務課課長補佐兼庶務係長：・・・・・・・・・・佐々木尚子
同技術主幹兼係長：・・・・・・・・・・・・・・・・坂井 浩
施設整備課長補佐：・・・・・・・・・・・・柴岡 雄司

岩手県一関地区広域行政組合釣山斎苑

同千厩斎苑

一関清掃センター所長：・・・・・・・・・・千田 勝
同主事：・・・・・・・・・・・・・・・・菅原 健宏

宮城県石巻市石巻斎場

生活環境部環境課長兼環境放射線対策室長：・・・・・・飯塚 ちふみ 千文
同環境衛生グループ主査：・・・・・・・・・・鈴木 順一

岩手県北上地区広域行政組合しみず斎園

事務局次長：・・・・・・・・・・・・・・・・八重樫正典
総務係上席主任：・・・・・・・・・・・・荒井 義雄

岩手県奥州金ヶ崎行政事務組合さくらぎ苑

環境施設課長：・・・・・・・・・・・・・・・・千葉 哲夫
環境施設課課長補佐：・・・・・・・・・・菊地 伸夫
同管理係主査：・・・・・・・・・・・・・・・・馬場 隆
胆江葬祭事業協同組合事務長：・・・・・・菊池 勝志

宮城県登米市斎場

市民生活部環境課課長補佐兼環境係長：・・・・・・・・・・佐々木光則
指定管理者(株)清建専務取締役：・・・・・・・・・・及川 昭宏
同業務部長：・・・・・・・・・・・・柴崎 正栄

宮城県気仙沼市斎場

環境課衛生係主幹：・・・・・・・・・・・・村上 やすし 安

宮城県南さんりく斎苑

南三陸町環境対策課技術主査：・・・・・・・・・・佐藤 勉
指定管理者(株)清建専務取締役：・・・・・・・・・・及川 昭宏
同業務部長：・・・・・・・・・・・・柴崎 正栄

宮城県塩竈地区環境組合塩竈斎場

事務局業務係：・・・・・・・・・・・・飯淵 健
同庶務係・・・・・・・・・・・・三浦 裕

宮城県東松島市火葬場

市民生活部税務課長：・・・・・・・・・・佐々木俊一
同環境課長：・・・・・・・・・・・・堀越 栄治

岩手県宮古市みやこ斎苑

市民生活部総合窓口課市民窓口担当主任：・・・・・・・・・・中野 よしひさ 剛久
施設長(指定管理者)：・・・・・・・・・・及川 誠一

岩手県釜石市釜石斎場

市民生活部市民課市民生活係兼市民消費生活センター係長：・・・二本松史敏
同 係員：・・・滝本係員
釜石斎場長：・・・岩城 徹

岩手県大船渡市おおふなと斎苑

生活福祉部市民生活環境課長：・・・金野 高之
同課長補佐：・・・下田 牧子
同環境衛生係主任：・・・迎山 光

岩手県陸前高田斎苑

市民生活部市民環境課環境安全係長：・・・金濱 幹也

福島県原町斎場

南相馬市市民生活部生活環境課環境保全係主査：・・・渡部 雅美
指定管理者(株)相双環境整備センター代表取締役：・・・佐藤 光正
同施設課長兼原町斎場施設長：・・・可茂 勝正
同原町斎場技師：・・・鈴木 正三

福島県相馬方部衛生組合一里壇斎苑

相馬方部衛生組合ごみ焼却場長兼事務局総務課施設管理係長：・・・渡辺 雅秀

福島県会津若松市斎場

市民部市民課長：・・・廣瀬 源
同総務グループ副主幹：・・・角田 章
同主事：・・・平野 優太

福島県郡山市東山悠苑

生活環境部生活環境課東山霊園管理事務所長兼東山悠苑長：・・・長谷川一夫
同生活環境課総務管理係主任：・・・武藤 信也
同生活環境課東山悠苑技査：・・・大山 義幸

福島県須賀川地方保健環境組合斎場

須賀川地方衛生センター所長：・・・宗形 武将
同技師：・・・大野 充雄
須賀川地方保健環境組合主任：・・・関根 正道

福島県福島市斎場

環境部環境課環境衛生係長：・・・高野 博之
同主査：・・・高橋 正秀
同福島斎場監守：・・・大槻 貴宏
同：・・・渡辺 和彦

福島県白河斎場

市民生活部生活環境課課長補佐兼環境衛生係長兼白河斎場長：・・・大野 隆

福島県いわき市いわき清苑

市民協働部市民生活課課長補佐兼交通安全防犯係長：・・・酒井 直人
同事務主任：・・・児山 貴宣
同主事：・・・泉田 遼
水道局経営企画課企画係技査：・・・渡邊 剛広
指定管理者いわき清苑・勿来火葬場施設長：・・・阿部 博

福島県安達地方行政組合あだたら聖苑

総務課地域調整係課長補佐兼係長：・・・・・・・・・・加藤 幸夫

同主査：・・・・・・・・・・河原 功

あだたら聖苑所長：・・・・・・・・・・武田 進

2．各委員の報告

以下にヒヤリングに参加した各実行委員のレポートを示す。

福島県原町斎場

- 火葬炉の運転は 24 時間対応した。昼は指定管理者が対応。夜は市の職員が対応。

各々 5 名、5 名で対応(平素における火葬業務では 4 名)。内訳は経験者 2 名が 1 組となり対応。2 組が交互に休息を取る。1 名はサブスタッフ。

なお、火葬炉は 4 炉あるが、台車は 1 炉につき 2 台ないと、火葬炉の効率的な運転を阻害することになる(バッテリーに支障をきたして苦勞した。自動車のバッテリーなども流用しながら騙し騙し使ったのが実情)。また、火葬炉の最大回転数は 1 日に 8 回(= 4 炉あるから 1 日 32 体。など、当該火葬場より提供された「火葬炉別稼働状況」では、26 体 - 3 月 31 日 - という日もある)に及んだ。

平素の火葬業務では、運ばれてくる遺体は 3 体程度。1 炉 1 回転未満である。

- 遺体は身元が明らかで遺族が搬送してくる分が午前 9 時、午後 1 時半、午後 3 時半に各々 4 体。この他には - 特に損傷の激しい遺体、腐敗の進行した遺体などは - 警察が人目に触れぬようにして、夜間に 1 回につき 3 体程度運び込んできた。

- 原町斎場の対象エリア人口は(かつては)7 万 1 千名。現在では 6 万 6 千名程度。火葬の受付などは電話、インターネットに拠らざるを得なかった。しかし、インターネットは寸断され、電話についての被害はなかったが、多くの市民からの問い合わせのため、市に照会しようとしてもパンク状態だった。

- 被災時前年の平成 22 年に災害対策訓練を行っていたので、参考になった。

- 火葬場は昭和 23 年に開設された。その後、炉が小さく、大型化を図る必要が生じたことから、過去の炉の修復・修繕が行われる都度、大型化の改善に努め、罹災時にはすべての炉の大型化は終了していた。

- 火葬費用 - 「市内 14,500 円」「市外 50,000 円」であるが、他日「災害救助法」による補助が出るであろうことは間違いないと考え、その適用がなされる前に、当初の段階の 3 月 12 日から 7 月末までの、ほぼ 5 ヶ月分の火葬は無料で行った。

なお、身元が明らかになっている死体、通常の火葬業務にかかわる死体は市民課を通した形での火葬であり、それらの料金徴収は市民課が行なった。但し、身元不明に関しては、警察を通し、市の福祉部門からの要請であるので、それらの料金は別途、福祉部門に行なった。

- 津波による死亡者はほぼ 800 名を数えた。当初は身元が明らかになった死亡者は遺族に引渡し、身元不明者についても、「なるべく遺族が見つかったから対応をしよう」という考え方であった。しかし、次第に腐敗が進んでしまったことから、3 月 21 日より、身元不明者についての火葬も行うようになった。

3 月 12 日から 4 月 30 日まで約 750 体の死体を火葬。これは平素における火葬業務のほぼ 1 年分にあたる。

身元不明者について、納める柩、ドライアイスや骨壺、などは警察にて、その独自のネットワークにより手配した。

また、仮埋葬については土地も確保し、3 月 15 日、16 日には火葬場の燃料も尽きかけつつあったので、市営墓地内の県有地が候補に挙がり、県からも許諾は受けた。しかしながら、当該地を墓地として整備し、死体を埋葬するための重機の燃料が確保出来なかったため、断念された。

火葬場の燃料については、ガソリンスタンドに連絡して、無くならないうちに、予め火葬用の燃料を 4 t (火葬時には 1 体あたり 40ℓ) 積みタンクローリーを手配してもらった。しかし、綱渡りの状況であった。

●平素の火葬業務については、死亡届を受理した市民課にて、火葬許可証と併せ火葬費も受理した上で、火葬場に死体の搬送 - 火葬日時を遺族に伝えている。つまり、当該火葬場の業務スケジュールも市民課で管理しているということである。

なお、今般に罹災（津波）被害者の死体については、洗浄等、一次処理が行われた後に高校等の体育館に運び込まれた上で検屍が行われた。

●既に述べた通り、平素における火葬業務のほぼ1年分にあたる。従って、火葬炉の損傷は極めて甚大であり、4炉で3,000万円になった（但し、2/3は国からの補助が出た）。これは通常のメンテナンスの倍以上の費用である。それは、通常メンテナンスに行われる化粧板、炉内セラミックスの張替えのみならず、再燃炉、煙道など火葬炉の設備全体の補修が必要とされたためである。

●当該火葬場では、津波や地震による罹災に加え、原発の問題から、遺体を他、外部の火葬場に委託することは考えられなかったし、他、外部からの応援も期待することができなかったという。

福島県一里壇斎場を訪問。

●平成8年に開斎。通常、年間500体程度。昭和59年から施設は運転されていた。

●3月12日に市長から、「24時間体制で取り組んで欲しい」との指示が、組合管理者に伝えられた。

●対象となる人口は、計4万7千名。火葬料は各々に分けて請求（管内2万円）。また、身元不明者も含め、管外より依頼を受けたもの（管外4万円）については当該市町に請求を行なった（市町は県に、そして県は国に請求）。

平素は火葬場で徴収。その日のうちに市の会計課に納める。

これらの請求については3月12日時点で市の判断によって先行して行われていたが、後になり、福島県より「（略称）火葬費用の精算について」（23健124号平成23年4月7日）にて文書化された。

●罹災したもののインフラについては概ね問題はなかった。ちなみに燃料は地下タンクに2kℓを常備、火葬炉については過度の負担の為、状況の混乱が落ち着くまでグリスアップなどによって、騙し騙し運転する状況が続いた。

●稼働状況について、通常は「9:00 - 3体」「13:30 - 3体」「15:00 - 3体」である。しかし、罹災時には火葬が終了するのは24:00、25:00（午前1時）であり、友引も関係なかった。

●土葬については話にも出なかった（「そもそも一部事務組合の性格上、そうしたことを検討するのは馴染まなかったのでは」との意見が他の参加者から意見が出た）。

●一般の火葬については市民課にて受け付け。被災者については、業者が火葬場を割り振り、身元不明者は、生活環境課、社会福祉課が火葬に立ち会った。

会津若松市斎場を訪問。

本火葬場等の基本的事項 - 受け入れは1日10件。11件目の照会を受けた場合、11件目は翌日にまわす（1日に10件以上の火葬業務は行わない）。午前10:30 - 2体、午前11:30 - 2体、午後0:30 - 2体、午後1:30 - 2体、午後2:30 - 2体。合計10体。特に、午前10:30の当日初め分の火葬に際しては、火葬場で午前8時より告別式が行われる（こともある）。

この地域では、火葬（の際の告別式）は30～40名が立ち会う。ちなみに同じ福島県内においても、福島市では「火葬」「告別式（葬儀）」という形で行われ、会津若松市では「告別式（葬儀）」「火葬」という順で行われる。

火葬場の受け入れは遺族から葬儀社、葬儀社が市民課に確認（死亡届の提出、火葬許可証の交

付もこのときにおこなわれる)。葬儀社は、その結果(火葬場が使用出来る日時)を伝える。午後5時以降は警備員が対応。但し、間違いが無いかどうか、翌朝、市職員が確認。

- 当日の震度は5強。原発被災者受け入れについて、除染は、既に現地で行われているものと考え、火葬場では特に対応もせず、調査も行わなかった。また、火葬業務に従事する職員も特に懸念することもなかった。

- 事前に照会されていた「東日本大震災における火葬場の被害及び復旧状況」では、火葬場における被害の詳細について述べた。ただ、当市においては、基本的には火葬業務、あるいは、火葬場の運用に支障を来すような大きな被害を受けることは無かった。自家発電では、6 炉のうち、4 炉までは対応可能になっている。利用燃料は軽油。

但し、携帯電話は使えない(3 月いっぱいの間)、あるいは、非常に使い難かった。固定電話に関して支障は生じなかった。

ガソリンは不足し、市民のなかには新潟まで給油に行ったという話も聞いた。火葬場では、職員は自転車を使ったりした。

計画停電については予定・予告はされたが、実際には行われなかった。

市内では山の手で若干のひび割れが生じたものの、市街部に関しては、総じて大きな被害・罹災者はなかった。但し、罹災の状況を確認に行き、そこで事故に遭い、亡くなった市民が1 名いる。

- 「市民と被災者の斎場利用件数の比較」では、平成 23 年の「3 月」～「7 月」まで、「被災者」の件数合計は 94 件となっている。

- 県からの通知を踏まえ、市外からの被災者も引き受けた。

その際、受け入れる条件として、「被爆者である場合、火葬場の職員が、安全に業務が行える状態にすること」を挙げた。

これは単に要請ただけであり、そうした処置が行われているかどうか特に確認をしなかった。県内において遺体安置所に収容されていたのは、平成 23 年 3 月 20 日時点で、626 名だった。

- 身元不明の死亡者については、その死者が発見された場所の役所の職員が立会い、身元が明らかになった場合には遺族が(火葬に)立ち会った。

当市での身元不明者は2 名であった。これらは市営の納骨堂におさめられた。

- 県より要請を受けたものの、火葬場のキャパシティや人員の確保の問題から、前述した通り、1 日における火葬件数は 10 件に留めた。なお、被災対応後、火葬炉については、特段のメンテナンスは行っていない。通常行われる年 1 回のメンテナンスに留まる(予定である)。

また、過去において特に防災訓練は行ってはいない。

火葬炉を運転するには専門性が求められる。このため、仮に増員しようとしても、これを確保することが難しいことから(退職者が2 名) 火葬場の職員体制は従来の 8 名体制で臨んだ。時間外で対応した場合もあったが、それでも午後 5～6 時には終了した。

福島県須賀川斎場を訪問。

通常の火葬業務等については、対象人口数は 9 万 5 千名。年間の火葬件数は 1,000 件程度。受け入れ方法は組合で管理。インターネットを活用している。受け付け時間; 午前 8:30(午前 9:30)、午前 10:30、午前 11:30、午後 1:00、午後 3:00。()は多い際の対応。特に冬場。12 月は月に 100 件をこえる。

会葬者は多い。100 名程度になることも珍しいことではない。 火葬手順(例)・仮に午前 8 時に受け入れたとする。午前 8 時から午前 8 時 45 分=炉前での読経。午前 8 時 45 分～午前 9 時 45 分=火葬。午前 9 時 45 分～午前 10 時 15 分=拾骨・帰路。 基本的には 2 時間単位。こ

のため、火葬場の終業時刻は午後 5 時を過ぎてしまう。

1 体、火葬を行うのに 50～70ℓ はつかう（灯油使用）

燃料は 20 kℓ単位で補充。タンク内の残量が 30 kℓを割り込んだ際に新たに 20 kℓを補充。

- 3・11 時に当地で計測された震度は 6 強。

施設、あるいは電気等インフラに関して影響はなかったが、火葬炉を固定させているアンカーボルトがずれてしまい、火葬炉は使えなくなった。ただし、これは今般の震災のみが原因となっているというより、昭和 58 年設置の炉であり、震災以前より、更新時期と考えていた。（火葬炉の老朽化に加え、年間 1,000 件の火葬を行うには、現行の 3 基では限界であり、本来は 5 基に増設したいところである。）

しかし、当斎場の近くには一級国道が通り、文教施設（学校）もあることなどから、炉や建家の改修などについては、都市計画法上の規制等から実現化させるには困難が多く、懸案のままになっていた。

何れにせよ、火葬場の機能が全面的に停止してしまったのは事実であり、これは東北における火葬場の中でも、当斎場のみのことではないかと考えている。その間、職員を他の火葬場に支援に行かせることはしなかった。また、岩手県より、支援要請の照会があったものの、本火葬場の稼働が可能になった際、直ちに対応出来るようにする意味からも、職員は待機させ、県からの支援要請には応じなかった。

この間の火葬の依頼については平素から情報交換をしており、使用料も安かったことから近隣の火葬場に廻した（50 件ぐらい）。なお、その際の差額分は組合が支払った。

- 一部の火葬炉の修繕などが済み、当斎苑が稼働しはじめたのは 3 月 23 日、全面稼働をはじめたのは 4 月 25 日であった。本来であれば、これら火葬炉、火葬場の修繕には、その事業規模から鑑みて、競争入札すべきであるという意見もあったが、随意契約となった。

費用は 7,332,000 円かかり、その 2/3、4,909,000 円は国庫による助成を受けた。

調査は、平成 24 年 11 月 19 日から平成 25 年 2 月 22 日までの期間にわたり、被災した岩手県・宮城県・福島県にあった 86 火葬場施設の中から 4 基以上の火葬炉を有する 28 施設、並びに行政機関として宮城県庁、関連機関として宮城県葬祭業組合へ直接訪問して行った。対象施設等では、施設の現状を把握すると共に震災後の火葬施設の被害状況、再稼動までの行動及び遺体の埋火葬に関する情報について聞き取りした。

質問の内容は、震災後における被害状況及び復旧状況 震災後の火葬に関する支援要請又は支援受入の状況 震災を経験したことによる災害対策への変化 他の火葬施設に参考となる経験・アドバイス 国・県の火葬施設に対する支援の在り方等である。

被災地を訪れると瓦礫は無くなったものの、津波の凄まじさは震災後 2 年を経ているが至る所に大きな爪痕を残していた。被災 3 県の沿岸部の中でも、特に宮城県沿岸部の被害が甚大であり、火葬場においてもそれが明らかであった。これに対して、内陸部と震源地から離れた地域の施設では、一部に損傷があったものの稼動が可能な状況であった。

宮城県沿岸部に存在した施設では、ほぼ全壊した施設やしばらくの間支援の手が届かない施設も認められ、再稼動までに相当の苦労が強いられていた。また、多くの犠牲者が出た被災地域では、日に日に遺体の損傷が激しくなり、仮埋葬（土葬）の案が出る中、火葬場の再稼動は急務となった。

しかし、火葬場の復旧には施設の補修に加えて、燃料・電気・水道の確保が大きな障害となっていた。その中でも、施設担当者からは何よりも安定した燃料の供給を望む声が強かった。このような困難な状況下において、震災直後から火葬場に入り、施設の修繕や火葬業務の手伝いをした炉メーカーの献身的な支援がより早期稼動に繋がったとの声も聞かれた。

一方、自治体の対応では、日毎に遺体が多くなり火葬が間に合わない状況になってきたため、他自治体や地域への火葬依頼や仮埋葬（土葬）の検討に入った。被災した沿岸部の自治体では、仮埋葬として土葬を行えば現場に混乱が生じると考えられ、火葬または土葬かの判断には時間が制限される中で大変苦慮された事情が読み取れた。

時間の経過によって止むに止まれず被災自治体では、多かれ少なかれ他地域での火葬を行っており、その判断の決め手は遺体の数によるところが大きかったと思われる。

自治体担当者の中には、「混乱の状況下において何をしたらよいか判らなかった。こんな時コーディネーターしてくれる人が居れば非常に助かる」という切実な訴えも聞かれ、平常時から組織的で具体的な対策の必要性が示唆された。

また、今回の調査ではさらに、災害時の火葬窓口の一本化・火葬料金・時間外の手配・火葬スタッフの確保・遺体の運搬・連絡通信の確保等、多種多様な課題が挙げられ、今後の対策に向けての貴重な情報が得られた。

近い将来南海トラフによる大地震や東京直下型地震の発生が予想される中、今後の火葬を取り巻く環境を考えた場合、県内の火葬場ネットワークはもとより、自治体・火葬場・葬祭業界・炉メーカーによる広域的な火葬ネットワークづくりの構築が必須と考えられる。

今回聞き取りした火葬場の中には、当時まだまだ受け入れに余裕が認められた施設も存在したことやコーディネータの明確化など、広域的なネットワークが確実に構築していれば火葬対応が大きく変わっていたと推測された。

限られた時間で今回の調査は、事務局による効果的な事前準備が進められており、移動も含めて順調に行われた。

宮城県庁

- ・広域火葬計画は、無かった。
- ・生命のある人優先。
- ・厚生労働省からの埋火葬許可に対する特例措置の通知には、助かった。
- ・仮埋葬に係る手順の作成配布。燃料・棺・ドライアイスの手配。(県手配、国支給)
- ・ご遺体の埋火葬については、市町村が計画・執行にあたり、県はバックアップ。
- ・被災していない地域へ依頼。
- ・ご遺体の搬送に苦労した。ご遺族が手配、単体で。身元不明遺体は、複数搬送。
- ・土葬の考えは無く、あくまで仮埋葬。

仙台市葛岡斎場

- ・地震発生当日は、友引であり、火葬件数も少なく、発生が午後であった為、自家発電機で火葬途中の分も終了できた。
- ・建物に損傷はあったが、火葬炉に被害は無かった。
- ・ライフラインは、寸断したが復旧は早かった。
- ・再開までに、施設の点検等3日を要した。
- ・電話不通―衛星電話を使用。予約システム停止したため窓口で対応した。
- ・火葬場の使用については、葬祭事業者連絡協議会組合員には協議会で、それ以外には仙台市が連絡。1事業者3体迄。他市割当(日)4~15件。
- ・燃料の確保できた分だけの火葬。通常 Max48 件、被災者対応 Max60 件(20基3回転-3時間延長)
- ・使用料当初3日間徴収したが、のちに返却した。

仙南地域広域事務組合あぶくま斎苑他(2市7町7施設)

- ・進入路の裏面崩壊、レンガ破損(震度6弱)
- ・3日後から再開 - 職員の泊り込み(通勤車両の燃料不足)
- ・燃料、水が不足。
- ・火葬受付窓口は、事務組合の事務所1ヵ所にした。
- ・被災遺体と、一般火葬との割振りに苦心した。
- ・火葬時間受付延長、火葬炉使用回数の増加はしていない。

名取市斎場

- ・8mの津波に襲われ、火葬炉使用不能、斎場は瓦礫に埋没した。
- ・従事者3名が流されたが、救出される。
- ・6,000ℓ(120体分)の地下タンクの燃料が無事だった。
- ・市長方針として、火葬場の復旧を早期に実現し、仮埋葬無しのご遺体の火葬をかなえた。
- ・姉妹都市を結ぶ、山形県上ノ山市や仙台市斎場、東京都に応援を求め、火葬炉応急復旧までの火葬を賄う、14日目2炉を運転する。1炉5回転の火葬を進めた。後4炉とし、8:00~18:00無休にて稼働。
- ・県内の斎場の連携はとれなかった。
- ・被害深刻度合いにより、通常の運転範囲以上の増強が図れない。
- ・ご遺体の安置と火葬の受付は、葬儀社が担当した。

- ・ご遺体の安置は、葬儀会館・ボーリング場跡の建屋を使用した。
- ・火葬炉の復旧、火葬の割振り、ご遺体の搬送は、民間業者が担った。

名取市は火葬場自身が津波に飲まれ、犠牲者も非常に多い地域である。しかし、早期に火葬場の復旧を目指し、ご遺族や犠牲者のために火葬にて葬ることを決めた。

そのなかで、近隣非被災地域の応援手助けが必要であることと、被災初期には超法規的措置で乗り切ることが必要と感じた。

今回、宮城県庁から仙台市周辺の斎場を2日に渡り訪問し、震災当時の状況や火葬施設の対応について聞いたが、次のような課題がある。

被害の状況の把握。

被災により、電話が不通となる。そのため、被害状況の把握ができず、現地に担当者が出向き直接被害状況を確認・報告しなければならなかった。死者の数も集計に数日掛かり、1日2日の状況で、予想しなければならなかった。行方不明者の搜索、収容には、身元確認を含め、大変な労力が必要で、ご遺体の傷みの進行具合も考慮しなければならない。対策本部の構築や本部に情報を集約した上での、行動も大事だが、情報が交錯したり、指示がなかなか下りない場合は、自分の判断で行動できる方策が必要である。

施設の復旧、燃料の確保。

火葬施設については、早急な稼働が求められる中、電源と燃料の確保に困難を要した。

施設の被災状況の把握、応急処置にて火葬が再開出来る態勢に修復しなければならなかった。炉メーカーの支援で、操作に係る人員も確保できた。今回訪問した施設では、被災されたが、職員の欠員が無く、復旧にあたれたことが幸いしている。

火葬能力の検証。

火葬炉基数は人口比率によって設置されるため、自然死を超える火葬能力は殆どない。被災者のご遺体を火葬するためには、通常の火葬能力を超えた稼働が必要である。10時間で5回転の使用が行われた実績もあるが、施設の傷みを伴う。よって、搬送可能な広域での火葬支援が求められる。しかし、遺族にとっては、地元での火葬を望まれる意識が強い。

他地域への火葬応援の依頼。

近隣地域への火葬依頼は、施設火葬予約の空いている範囲での協力に留まっていることが多い。遠隔地からの支援の声はあるが、搬送が難しい。

ご遺体の安置。

公共施設(学校の体育館や公民館)に、安置された。避難所と併用し、スペースも限られる。民間の葬儀会館、廃墟になった大規模民間施設(ボーリング場)などの協力を得た。火葬待機において、ご遺体の傷みの進行を考え、仮埋葬が行われた。棺やドライアイスの調達には困難を要し、国の何らかの支援が必要である。

火葬受付のシステムの構築。

停電により、コンピューターによる自動受付システムは停止。電話による受付も不通。窓口受付のみの対応となった。葬儀業者の連携や住民の節度ある姿勢により、火葬予約において、割当の不満は有ったが、利用者の理解で騒動などは起らなかった。早期の埋火葬に対する特例措置の通知や情報の提供が実績として認められる。ご遺体の傷み具合から来る腐敗臭は、一般の火葬場利用者にとって、共有できるものではなく、利用時間の配分が悩んだ点だ。

ご遺体の搬送。

ご遺体の搬送には、霊柩車という特別な車両が必要になる。全国から応援は有ったが、1体毎の搬送であり、車両数は不足した。身元不明のご遺体は、複数積載した。他府県の受入は有

るが、搬送手段に困った。

以上から、被災地域においては、動ける者が、一人でも多くの命を救うための行動が必要である。その為には、避難場所や避難経路を日頃から確保して置くことが重要だし、事が起こった時に昼夜を問わず動ける知識・心構え・身構えが必要である。

死者が多数出た場合、埋火葬に至るまでの法的手続きは、阪神淡路や東日本の震災で明らかのように、特例措置で対応しなければならない。ご遺体については、火葬待機出来る日数も限られる。

土葬はあくまで火葬待機期間の仮埋葬でしかなかった。仮埋葬には、土地を確保し、葬具も2度必要など、できればすべて火葬での対応策が必要である。ご遺体数と火葬能力を考えた広域での対応が不可欠であり、協力体制が行えるようにシステムの構築が必要である。

ご遺体の安置や火葬受付については、地元民間企業の協力が不可欠である。ご遺体の搬送についても備えが必要である。

火葬施設を災害対策で酷使し、消耗する経費の支援も必要である。

最後に、「火葬場が、こんなに大切に重要な場所だったことに気付かされました。」と、よく耳にしましたが、住民の意識からみると、迷惑施設でしかないのが現状である。

福島県原町斎場

震災当日3月11日は、友引であり休場日で有った為、人的被害はなかった。震災による施設の破損もなく、ライフラインも無事だった。しかし、浄化槽が使用不能になったため、仮設トイレを設置した。

火葬業務に関しては、翌12日より通常業務を行っており、被災者の火葬は13日より始まった。15日には燃料の見通しが立たず16日は休場した。翌17日より再開し、21日より身元不明のご遺体の受入を開始した。

火葬は、通常9:00、13:30、15:30に4炉、3回転12件を火葬しているが、身元不明のご遺体火葬に合わせ、昼間4回転、夜間4回転の最大32件で、24時間体制とした。昼間は、指定管理者の職員4名。夜間は、市職員の火葬経験者（他部署に移動した）を含む6名が作業に当たった。4月7日までは、無休で業務した。

災害死亡者は、高校の体育館に収容し検死が行われた。検死後、遺族に引取られたご遺体は、通常の葬儀を経て昼間の火葬に霊柩車で運ばれた。身元不明のご遺体は、警察により別の体育館に収容後、警察車両による搬送で午後火葬場に運び込まれた。棺・ドライアイスは、警察の手配で準備され、納棺は、納体袋のまま行われた。衣類等副葬品が一緒に入っていた。搬送は、ワゴン車に平積み3遺体とし、重ね積みはしていない。火葬場には、使用されていないセレモニースペースが有り、その部屋に夜間まで安置された。

最大8回転という火葬炉の使用は、炉内を傷め、被災者の火葬がほぼ終了した段階で全面修理した。修理代金は、災害復興で3分の2が補助された。火葬料金については、7月末日まで徴収していない。

人員と燃料の確保で、避難指示が出た中、家族と別れ残る者が殆どで、その家にも帰れず、火葬場の車中での生活する者もいた。

火葬用燃料については、避難指示により閉鎖されたガソリンスタンドから、タンクローリーで運び、無くなると2台のタンクローリーを交代で、郡山まで給油に行った。避難区域指定により、南相馬市方面には、郡山から入って来られなかったためだ。

仮埋葬の準備をはじめ、土地の確保もした。しかし、重機・人材・燃料の確保が出来ないこと

に加え、火葬場が 24 時間稼働で対応したことで、仮埋葬は、行われなかった。

災害時、他所からの支援要請や受入も行っていない。24 時間稼働は、担当者の使命感や、火葬を如何に行うかを目標に行った。

震災時広域火葬計画はなく、近隣の火葬場間の連絡もとられていないが、被災死者約 800 人余りすべて火葬した。

福島県一里壇斎場

衛生組合として、6 か所の施設を管理しているが、火葬場施設に幸い被害はなかった。

被災者の火葬を 3 月 13 日から受け入れ、災害死者 460 人を 7 月 4 日までに火葬した。

4 月 16 日まで 3 炉 6 回転で最大 18 件の火葬とした。24 時間稼働の指示があったが、職員の負担を考え 9 : 00 ~ 24 : 00 の 2 : 30 刻みとし、2 名増員し無休態勢で業務に当たった。通常は、9 : 00 , 13 : 30 , 15 : 30 に各 3 件最大 9 件である。管外から 37 名の火葬受け入れを行った。

地域に避難指示があり、葬儀業者も避難したため、ご遺体の搬送は、霊柩車や寝台車を遺族や職員が自ら運転した。

火葬の燃料は石油業組合の協力で確保出来た。職員の通勤用は、公務（緊急車両指定）にして配給券にて給油した。

通常の二倍となる過酷な稼働により、炉内台車の更新や炉の補修を行った。費用は組合が負担している。

今回の災害を経験し、火葬炉がフルに使えるように日頃の整備が大切であり、燃料に於いても余裕のある給油が大切であると感じた。それには、職員が日頃から危機感を持って職務に当ることが必要である。また、災害発生時の連絡系統や人員配置を整備しておく必要がある。この 2 施設に於いては、“管内で火葬を行う”という以外の選択肢は、はじめからなかった。施設の担当者や責任者の判断により、火葬が行われた。3 重 4 重に災害が重なり、判断や指示を仰ぐ時間すらくなく。職務に対する使命感や、自らの判断で危機を乗り切った様子がうかがえた。

福島県須賀川斎場

震災当日 3 月 11 日は、友引であり休場日で有った為、人的被害はなかった。震災により火葬炉の据付アンカーが折れ、火葬炉本体が動き、火葬炉 3 基、汚物炉 1 基は使用不能。その他施設も、空調設備損傷・建屋壁亀裂・駐車場他周辺地盤沈下等損傷を受けた。

ライフラインは無事だった。翌 12 日には、火葬予約が入っていた為、葬儀事業者へ連絡、他の火葬場の手配は葬儀業者が行った。周辺の火葬場や葬儀事業者との日頃の連絡はない。

3 月 23 日に被害の小さかった 1 炉を修復し、25 日より、1 日 4 件の火葬受け入れを開始。4 月 25 日に他の 2 炉も使えるようになった。27 日より、通常通り 1 日 6 件の受け入れを再開した。施設や周辺道路も平成 23 年度中に修復を終えている。修復にかかった費用は、2/3 の災害復旧支援を受けられた。

他の地域より、3 月末に県を通じ支援要請があったが、施設の修復中で受け入れられなかった。

炉修復に於いては、炉メーカーの人員確保の困難さや、資材調達都合から、通常の工事費より割高になった。

斎場は、1 市 1 町 1 村を管轄しており、火葬予約などの窓口業務は、組合衛生センターの予約システムで行っている。予約は、葬儀業者が行っている為、システムダウンになっても、葬儀業者自身にて他施設を段取りできた。

古い施設（昭和 58 年 8 月開場）で、震災に耐えられなかったのは、問題であると感じている。国・県からの当施設へ震災時の支援は無かった。

福島県郡山市東山悠苑

3月11日は、休苑日だった。施設の被害は、天井ルーバーの落下、室内石張りの剥落、通路や駐車場に地割れ、橋脚法面の崩壊等多数見られた。火葬炉や他の機器の動作確認を行ったところ異常はみられなかったため、翌12日より通常業務を行った。

電気は来たが、断水した。受水槽に市などからの支援を受け、補給しながら、18日の水道普及まで繋いだ。ポータブルトイレを設置したが、使用回数はわずかだった。

火葬支援は、3月20日に県より依頼のあった、原発事故による火葬機能を失った地域の被災者を受け入れている。(3~6月計51体)

火葬は通常、午前に7件、午後6件の13件を受け入れている。非常時には、鳥インフルエンザに時に提案されたMax26件の計画も持っている。

火葬と共に通勤に必要な燃料確保が困難であった。身元不明遺体については県がトラックにて搬送を行った。

この震災で学んだことは、火葬に必要な用品や、遺体安置所の用意である。電話が使えない状態になるので、緊急時の通信手段の確立が必要である。今回は休場日であったが、火葬中であった場合、会葬者の避難誘導や、緊急時の連絡体制も再確認の必要がある。ここの火葬場では、施設の修復時、使用部材が特注品であったため、材料調達に苦労した。

福島県福島市斎場

3月11日は、休場日だった。地盤が岩盤で強固のため、古い施設であったが(昭和55年開業で現在新設計画中)施設に被害は無く、電気は来ていた。しかし、17日まで水が止まった。トイレの水は、川から汲んで流した。12日から、火葬は、通常通り行っている。貯蔵燃料は10,000有ったため、1週間は心配無かった。その後の燃料は、ごみ処理場より調達し、石油協同組合が配達した。

震災被災者に関して、県から依頼が有り、123体を火葬した。通常最大18件に加え、5体分の受入枠を用意した。主の身元の判明したご遺体の火葬を行った。遺族の無い方に関しては、市職員や地元担当職員が同行した。搬送は、トラックで行われている。

火葬料金(市外20,000円)は、徴収しないで、後に県に請求している。

連絡は、携帯電話のメールが、通じ易かった。緊急時における火葬援助協定が、近隣施設で締結されていた。今後の課題として、各燃料の確保と、情報の伝達方法の確立が必要である。

今回の3施設は、同一の内陸地域であるにもかかわらず、被害の状況が異なる。火葬施設全面が使用不能になった施設と、無傷の施設がある。これは、火葬場施設の規格基準が無く、建設に係る補助が無いのに加え、住民意識や感情、迷惑施設の背景により、更新・新設が容易に行なえ無いことがある。監督機関が施設の位置付けを明確にし、規格基準を確立する必要がある。

また、周辺地域に、火葬場の協力協定が結ばれていることが分かった。この震災に於いて、機能したのか検証する必要がある。

課題として、一つ目に、燃料の不足である。通勤用燃料については、就労状況にも関するので、火葬場施設とは切り離したい。二つ目に火葬に必要な物資の確保である。

最後に、広域火葬計画を考える上での、広域の範囲をどこまでにするのかで、搬送や情報収集の範囲や手段が変わることが分かった。

まず、最初にあの大災害 3.11 から 1 年 9 ヶ月が経過しましたが東日本大震災に遭われ犠牲となられた方々に改めて、お悔やみとお見舞いを申し上げます。

宮城県及び岩手県

今回は、市町村からの紹介事項が多くあり、県も公衆衛生上の観点から国の指導を仰ぎながら、県なりの対応を取られたとのこと。

一部の土葬については、仮埋葬であると認識していたが、火葬については改葬許可証による火葬であった。

火葬施設の使用する燃料の確保には両県共に奮闘され、ご苦労があった。

両県共に身元不明者を県外に火葬依頼し、1 台の車両に複数の遺体を葬祭業者等専門業者によって東京・千葉方面に搬送し火葬した。身元確認が出来ている遺体については遺族によって地元施設での火葬を行った。葬祭・運送・土木業者等の協力が有って処理が出来た。

岩手県では、昭和 50 年代に県条例で墓地・火葬場の設置許可を各市町村長に権限移管をしてある為、被災後に県職員が県下の各火葬施設の現状把握作業を行ったとの事でした。

宮城、岩手県内火葬場

次に 5 箇所の火葬施設については、地震発生日が友引で休場または慣習的に葬儀をしない地域が多数を占めていたのも、どの施設も稼働中での混乱した話は聞こえてはこなかった。

どの施設も安全確保および管内住民の火葬が第 1 と考えていたが、全ての施設がすぐに使用できる事は無理であった。

まず停電により運転不可となり、自家用発電機があっても燃料不足、通信網の不通、火葬燃料不足、断水などで、施設ごとに様々な創意工夫をし、遺体の受け入れ態勢を進めた。通常とは違う状況で稼働可能な状態に設備を手直しし、通常とは違う想定外の多くの遺体受け入れが約 60 日間も続く中、時間の経過に伴い遺体の損傷も激しくなり設備自体も過度の使用により支障が出たという事実も確認した。

海の近くに存在する斎場は、もっとも設備被害が酷い施設であり、また津波による死者も多く出た地域でもある。

この施設は波に大半が飲み込まれ全壊状態にも拘らず職員全員が無事で、また地下タンクに海水が混入しなかった事が幸いし、炉メーカーの技術サポートと職員の確固たる努力により全壊状態の中でも、早期に火葬業務が復旧し管内住民の火葬が行われた。

地元住民の、地元で荼毘にしたいという要望にしっかりと応え、調査時も施設修繕中の建物で発電機を使用しながら火葬を行っていた。

まとめ

市町村は、葬祭・霊柩業者との間で災害時における協力協定を作成しておく必要がある。

各火葬場に於いては施設復旧等が出来得る職員の養成と教育に目を向ける事と、隣接の火葬場との間で災害時における協定を結ぶことが必要である。

しかし隣接という範囲を決定するのは難しいので県が中心となり、県下でどのような枠組みが最良かを立案することが早急に必要である。

遺体の処理はその市町村が行うという墓地埋葬法に記載されているままではなく、平素から県下の火葬施設の実体を把握し、県の公衆衛生部署だけでなく災害対策部署と合同で災害時における統括指示を発令し遺体の処理を県が中心となり指示・指導が行える最良案を見出し条例化する

べきであると考える。

また県域を越えての遺体処理についても、国が発起人となり災害基本法の中に県対県の火葬業務も組み入れるべきだと考える。

火葬施設担当者は災害時また施設使用不能状態に対し心配をされておられるのが実情だと感じます、しかし隣接施設との協定を起こす発起人が居ないのが現実で、その取りまとめ役を県に行って頂き、県条例を作成されたなら今般のような災害に敏速に対応できるのではないかと。

この視察中に東日本沖の地震予知で、東北大の先生から地震学者予知連の報告でマグニチュード 10 の地震が起こりうる！これは 3.11 東日本大震災の 30 倍のエネルギーだそうです。また東海沖地震も大規模な災害発生するとも言われており早急に大規模災害時のマニュアル作成が必要である。

災害時の死体の処理対応（火葬施設間協定含む）については法律や条例がないため、公務員は判断が出来ず上部に問い合わせ等をしますが、答え待ちに時間を取られ、結果としては敏速な行動が発揮できなかった等担当者は大変な思いをしたのではないかと。

法律および条例が制定されていれば日頃から、そのような文献を目にし、勉強できるので敏速な判断が出来る。

福島県原町斎場及び一里壇斎苑

福島県原町斎場は 4 炉の施設で 1 日 1 炉 8 回転火葬を行い最大 32 体の処理を 24 時間稼働で対応し約 6 ヶ月間で 884 人の処理を行われた、これは県全体の犠牲者数の約 29.6%にあたる。

一里壇斎苑では、管内死亡者 460 人と管外 32 人・県外 5 人の受け入れも行い 3 炉の施設で 1 日 1 炉 6 回転とし最大 18 体の体制を取られ 1 日概ね 17 時間稼働で遺体の処理を 3 ヶ月間行われた。この施設では県全体の犠牲者数の約 16.5%にあたる。

この 2 施設で福島県内での災害死亡者の 46%を処理したことになる。

原町斎場は一部事務組合が市町村合併により市営となり、さらに現場要員を直営から指定管理者へ変えて間もない時に震災に遭われた。よって、昼間は指定管理者で火葬業務を行い、夜間は元組合火葬経験職員（現在は市職員）が交代して業務が行えたので外部への現場業務人員の確保は必要がなかった。

施設の損傷は、浄化槽と通信が使用不能であったが、水・電気は問題がなく火葬が行えた。3 月 16 日のみ火葬用燃料の手配が付かず稼働不能となった。

無人化した地域で休業しているガソリンスタンドの経営者と連絡を取り、火葬用燃料の確保を指定管理者自らが行った。

身元不明の遺体搬送は全て警察が警察車両で行い、棺の手配も警察が行い費用は市が支払い、後に国へ災害救助法適用として申請し、また火葬炉修繕費も同様に申請し補助金が出たとの事であった。

土葬についても考えて、県所有の土地を確保したが土地整備用機械また運搬道路等の問題で断念した。前段でも記載したが身元不明の遺骨が数体有るが、遺族が分からないため市が預かっているとの事である。

一里壇斎苑は一部事務組合であり、この施設が出来る平成 8 年までは、最初の斎場と協定を結び利用していた経緯がある。

この施設も通信が不通以外は全て稼働可能な状態であり組合職員 2 名が応援に入り計 6 名で災害時の対応業務に当たり、通勤用車両への燃料も市から配給があり、受け入れ回転数も 13 日には 1 日 1 炉 6 回転 18 体火葬した。葬祭業者も避難したため遺体搬送には葬祭業者が無償貸与し

た車両等を活用した。また、火葬用燃料は市が手配し組合としての動きは必要がなかった様子である。

火葬炉使用料について災害死亡者は無料、一般死亡者は有料で各構成市町が判断し組合は火葬事務処理だけをおこなった。

一部事務組合であるため県とは直接の交渉は無く、過度の使用による炉設備修繕費等の復興助成を請求出来ない。市営斎場とは大きく異なる点である。

この視察研修した2か所の斎場の間で、災害時における問い合わせ、協力等は一切無かった。隣接施設であり以前は相互関係が有った間柄でも、協力が皆無だった。

福島県内4ヶ所の火葬施設を視察した。

初日、会津若松市斎場では、地震で1名の方が亡くなった。震度5強で火葬炉としては6基の内1炉の化粧ドアが不調となり、応急修理した以外は炉・施設共に問題は無く災害死亡者136体を受け入れた。

通常時、職員8名で10体/1日処理を、災害体制時は職員7名で14体/1日処理とし15時30分・16時30分枠を増やし、各時間帯に2遺体合計4体受け入れとした、通常年間2,100体の処理なので6.5%の増加となった。

本来は火葬予約システムで自動受付であるが、電話が不通になり火葬予約が出来ないため市民課が窓口となり火葬受付を行い、夜間はガードマンが火葬受付を行う24時間体制を取り、朝、市民課から火葬施設に報告される形で受付業務を進めた。火葬用燃料の確保や大型バスで4遺体と遺族が一度に到着するので対応に困惑した事の3点が大変であった。

翌日、中通に立地する須賀川斎場（一部事務組合1市1町1村構成）に伺った。

人口97,000人で1,000件/年の火葬数である。ここでは震度6強で、3炉の火葬炉全てが使用不能になり空調や施設に亀裂が生じ地盤沈下も発生した。

3月12日に火葬予約をしている方々に、使用不能による他施設への変更のお願いを、葬祭業者を通じて連絡を取り、業者が他施設を探し葬儀を済ませた。

組合では10社ある葬祭業者に使用不能の説明と火葬料の補填についての説明をし、後は全て10社の業者が手配して混乱は起きなかった、組合では葬祭業者の協力の賜物と感謝していた。

3炉のうちズレが少なかった炉をまず元の位置に戻し、3月23日に運転可能になり葬祭業者に連絡をして25日から、この炉で1日4回転を行い4月27日から3炉共に稼働可能となり1日6体で災害前に戻った。

炉等の修繕費は県に申請をして交付金約500万円弱が取得出来た。

災害時の10社の葬祭業者、近隣斎場、炉メーカーの協力なしでは何もできなかった。

ライフラインは問題がなかったが、原発の問題で人が寄ってこなかった。このような状況から、担当者は施設ごとに独自で対応するしかなかったと言っていた言葉が印象に残った。

郡山市東山悠苑

市営墓地との併設施設で墓地は17,000基ほどで火葬場の炉は10基あり、人口33万人で3,000件/年の施設である。

震度6弱で、通信が繋がりにくい状態で7日間の断水、火葬炉自体は問題なかったが炉前、告別室、収骨室、廊下、屋根、駐車場等に亀裂および壁の崩落等が発生した。

福島県より原発周辺の遺体51体を受け入れた。搬送はトラックに複数の棺を乗せて一度に到着する受け入れ形式であった。遺体からの臭気に苦慮したとのことである。

火葬使用料は県に請求し遺族からは徴収していない。

火葬炉は10基有るが、1日最大処理数を13体としている。理由は、収骨まで遺族が施設内で待つ慣習がある地域で、待合室が5室しか無かったためである。

各業務が全て委託契約で火葬業務は6名で構成されており災害時も同様の人数であった、火葬用燃料確保に苦慮されたが、貯蔵量が10kℓなので安心感はあると感じた。鳥インフルが危惧された時に作成された1日最大処理数26体の危機管理マニュアルは今回、適用されなかった。

福島市営火葬場

人口28,500人で3,100件/年の火葬を直営、7人が行っている。

震度6強であったが、地質が岩盤のため全てが無傷であったが、断水が1週間続いた事と通信は良くなかったが携帯のメールでの対応は可能であった。

被災者遺体は123体を受け入れた。午後の受付時間を2枠増やし5体受け入れとし18件から23件とした。隣接施設との協力協定はして有る。

昭和55年の施設なので、災害時に想定される補修等を行わないが平成29年に別地に建替え計画中である。

東北3県を廻り感じたこと

- 朝からの火葬場使用が大変多い。
- 全ての遺族は収骨まで施設で待つ。
- 全骨収集である。
- 大半の施設で電気は問題なかったが、水と通信には障害が出た。
- 全施設が火葬用燃料確保に苦労したが、今後の対策はどの施設も出ていない。ガス燃料使用施設ならばどうなるのかを考える必要がある。
- 自家発電機装置の有無及び装置の規模。
- 隣接施設との協定もしくは交流が少ない。
- 葬祭業者との協定がない。
- 炉メーカーとの協定がない。
- 原発汚染が作り出した復旧の遅れ。
- 県・担当保健所との連絡がない。

火葬場への見解は、死者に対し各自治体が行う住民サービスと考えられており、今回の災害での遺体の扱いも警察中心の所、自治体中心の所、また、除染しなくてはならない遺体もあり、各自治体が助け合いの声掛けもなく独自の方法を見つけ処理していたと感じた。ルールは定まっていないし、現実を何とか処理していく事が最優先だったように感じた。

今回、危機管理について、まず、第一歩として隣接の火葬施設間協定の締結のため、県、国がバックアップし、災害時に施設間で力を合わせられる環境作りが必要である。

- 火葬場（一部事務組合含む）施設間の協定の策定・情報伝達の一元化
- 県は各市町村間との協定の策定、一部事務組合施設の把握、情報伝達の一元化
- 国は各県との協定の策定、情報伝達の一元化

宮城県庁

東日本大震災発生時広域火葬計画は策定していなかった。県の防災計画でも災害時の火葬については成文化していない。今回の大震災を契機に、より広域の協力体制を作るため、東北6県の会議で話し合いを始めたところである。

宮城県では平成21年度に宮城県葬祭業協同組合と柩等葬祭用品の柩、ドライアイスなど供給に関する協定を取り交わしていた。

震災発生時、停電、燃料の確保など災害対策本部が手配した。炉の修繕、柩、火葬手数料等は無料とし災害復旧費で補てんされた。東京など他県への火葬依頼の仲介は身元不明者について宮城県が行った。なお、火葬協力について、3月14日付で北海道から東京都までの隣接9県に要請文書を発送した。

土葬については、市町村の判断に任せたが土葬するにあたってのマニュアルを奈良県のものを参考にして、3月17日市町村に対して送付した。

国の通知による埋火葬の特例措置は有効であった。国に対しては災害時の「遺体搬送」について、より効果的な対応をしてほしい。

仙台市葛岡斎場

震災当日は、11件の火葬があり地震発生時は2件の火葬中であった。このうち1件は冷却段階であった。他の1件は火葬終盤であった。停電と同時に非常用発電機が稼働し、非常用照明が点いたので収骨を行った。火葬終盤の遺体も収骨に問題はなかった。

火葬炉について、本体、排風機等点検し異常がなかった。

停電は2日後の13日17時15分に復旧(市内の停電は3日後～3週間後に復旧)、ガス(都市ガス)は12日から供給停止、水道は3月21日に復旧した。電話も不通となり受付システムが使えなくなった。予約システムは5月1日に利用を再開した。

当日の対応：葛岡工場(ごみ焼却炉)から電気の供給を受けているため、工場に復旧見通しを確認したが『見通し立たず』との返事とともに、仙台市は11日の18時に翌日の休場を決定、12日にも電気とガスの復旧の見通しが立たないことからさらに13日と14日を休場とすることを決定、その旨の連絡があった。

職員の対応としては、電話がつながりにくいため、火葬再開に備えて職員全員の出勤とした。また、再開に備え応援要員を要請し、本部から6名が確保された。

水道の早期復旧が見込まれないため、10基の仮設トイレを設置した。

葛岡斎場では、緊急時に備え10基の軽油バーナを準備している。ガスの供給が充分に行われるまでの間軽油バーナを使用することとし、軽油の確保を行った。

12日には100体の火葬が行うことができるガスが供給されることとなったため、仙台市は、仙台市葬祭事業連絡協議会と打合せを行い、15日からガスによる火葬を再開し、17日までの3日間で101体の火葬を行った。

18日からはガスの供給が減ったため、軽油バーナを併用し1日当たり24～36体の火葬を行った。

24日には供給が復旧したことによりガスのみの火葬に切り替えた。1日当たり最大48体の火葬を行い、4月3日からは最大60体まで火葬件数を増加させた。

斎場使用料の減免措置：3月23日から4月30日まではずべて減免とした。斎場待合について4月1日から30日まで減免した。

近隣自治体の住民の方の火葬件数は、3月15日から5月31日までの間自然死を含めて561体となった。なお、同時期の仙台市民の火葬件数は2,300体となっている。

表 - 1 平成23年3月15日から5月の火葬件数

	仙台市内		市外		改葬 (市外)	身元不明	合計
	自然死	災害死	自然死	災害死			
3月	295	189	39	100	0	0	623
4月	879	293	73	273	17	39	1,574
5月	614	30	52	24	18	13	751
合計	1,788	512	164	397	35	52	2,948

6月の改葬遺体の受け入れ件数：108件

あぶくま斎苑(仙南地域広域行政事務組合)

組合内には、5か所の斎場があるが立地自治体がそれぞれ経費負担をして運営している。今回はこのうち最も設置基数が多いあぶくま斎苑(火葬炉4基)を訪問した。当地域は震度6弱で法面の損傷があった。修繕費3千万円のうち2/3が災害復旧費で支給された。

電気、水は1週間後に復旧、発電機用燃料(軽油)火葬用燃料(重油)は、4月13日まで県及び自衛隊から支給された。

火葬は9時から15時までの受付で9件/日、3月14日から6月30日まで組合全体で1,257件の火葬を行った。炉メーカーから点検及び運転人員の応援を受けた。

受付場所の変更：通常は角田衛生センターで火葬受付をしているが、震災後は事務組合の業務課で受付した。

今後の課題：燃料の備蓄を考える。遺体運搬の課題を解決したい。また火葬時の臭いや細菌の不安など解消したい。

表 - 5 3月14日から6月30日までの火葬件数(組合全体)

	一般火葬		被災火葬		改葬	合計
	圏域内	圏域外	圏域内	圏域外		
遺体数	780	15	22	373	67	1,257

名取市斎場

この斎場は、海岸にあり津波をもろにかぶった。火葬炉は4基あり、動物炉が1基である。名取市では911体の遺体が発生した。一部は協力関係にあった山形県の上山市及び寒河江市に運んだ。

炉及び建物の改修には多くの月日を必要とするとみられ、火葬再開のめどは立たなかったが、市長命令で緊急に炉だけでも修理し、直ちに火葬を開始せよ、とのことでメーカーには全国から部品を調達させ3月23日に乾燥炊きを開始、25日に8体の火葬を行った。

炉メーカーから4名の運転員の応援を得た。通常は委託職員2名市職員1名で運営している。以後、4月17日まで8時から18時まで炉を5回転して、20体/日の火葬を行った。この間火葬の受付は葬祭業者に頼んで他の葬祭業者との調整と受付業務を行わせスムーズな受付が行えた。

燃料は地下タンクの6,000リットルが無事で、以後自衛隊から燃料供給を受けた。

東京都へは 160 体（身元不明遺体）をお願いした。

このようななか、仮埋葬は行わなかった。

宮城県くりはら斎苑

指定管理、炉は 4 基あり通常火葬は 3 件/日。震災時停電し、火葬用灯油は 4 キロリットルのタンクがあり、発電の燃料は重油。水道も断水し復旧に 15 日間を要した。4 月 7 日の余震でも停電し、大型発電機を借りあげ 4 月 9 日から火葬を再開した。

炉メーカーから 3 月 20 日から 5 月中旬まで 2 名の運転員応援があった。運転は 12 体/日

被災遺体は柩のない遺体もあった。当初は火葬手数料を取ったがのちに返却した。広域火葬については宮城県の調整を期待した。

大崎地域広域行政事務組合古川斎場

北に栗原市南を仙台市東に石巻市に挟まれた古川市を中心とした行政組合で、廃棄物処理、消防、火葬などを統括している。火葬場は 5 か所あり、今回訪問した古川斎場が最大で火葬炉 4 基、汚物炉 1 基がある。組合全体では 13 基の火葬炉と汚物炉 1 基、動物炉 1 基である。

震災後の稼働は、12 日～20 日までにすべての斎場が稼働した。停電は 5～7 日間であったが電源車を電力会社がいち早く設置したので早く稼働開始できた。火葬は、炉に対して 2 回転で対応した。自作の柩や、自家用車での遺体搬入があった。火葬手数料は当初徴収してしまったが、後に還付した。4 月 5 日には被災地を調査し、仮埋葬遺体の受け入れをした。しかし、通常より副葬品が多かったり、水分が多く炉が傷んだ。

一部事務組合は、市町村と違って災害対策費が請求できないので県を通じて請求をしてもらった。

石巻斎場

立地は山際にあり震災で若干炉体のレンガが緩んだものの、火葬はできる状態であった。当初は連絡手段がなかったため、職員が現地確認伊行情報を取得するとともに整理をしていた。電話の復旧は約 1 か月後であった。当初、死者の数は 1 万名との予測もあったが、市内では、約 4,000 名の犠牲者であった。仮埋葬をせざるを得なかった。

市内の葬祭事業者では、葬祭業協会の会長が被災するとともに、多くの業者が被災した。

交通は遮断され市が孤立していたため、燃料の補給もなかった。仮埋葬地は最終的に 7 か所で 1,235 体を仮埋葬した。死体検案医師が山形から通ってきたため、身元確認が遅れた。また、身元不明者については当初は写真を付けていたが、4 月下旬になると写真を見てもわからないくらい遺体が傷んでいた。

火葬は、東北電力から電源車の提供があったので 3 月 15 日から開始した。平常時は 9 体/日のところ 20 体/日の計画でスタートした。しかし、炉の傷みが激しいため 15 体/日にして火葬した。被災遺体については一般火葬が終わってから火葬を行った。午後 4 時から 10 時までかかった。

応援体制は、13 名を緊急雇用し、このうち 3 名と O B 2 名の 5 名によって火葬した。被災遺体は、柩がない遺体も多く、ベニヤ板を引いて火葬した。幸い、ベニヤ板は工場が被災し無料にてふんだんに手に入れることができた。

8 月 15 日までに仮埋葬遺体 993 体を火葬した。仮埋葬の遺体は、遺族からの申し出により発掘に市職員が立ち会った。

柩の供給が間に合わないとともにドライアイスの供給は月 1 回で、細かくなったドライアイスであった。

市内には他に 2 か所の斎場があり雄勝は炉メーカーの応援があった。牡鹿についてもメンテ会社の応援で火葬を行った。

宮古斎苑

地震発生とともに停電する。友引も火葬は行っているが 3 月 11 日は 1 件もなかった。非常発電装置稼働。3 月 12 日午後に電気が復旧、12 日に非常用電源で 2 件、電気復旧後 1 件の火葬を行った。

燃料タンクは 7kl あり、市内業者から定期的に納入があった。公共優先で納入があった。県からのあっせんによる給油もあった。通勤用のガソリンは不足し、施設に泊まった職員がいた。

火葬炉は 4 基あり、通常は 6 件/日の稼働であるが、16 件/日の体制をとるため、通常 4 名のところ、受託業者本社から 3 名及び炉メーカーから 2 名の応援体制があった。期間は 3 月 14 日から 4 月 2 日まで。火葬受付時間は通常 9 時 30 分から 14 時のところを 8 時から 19 時までとした。このため、職員の出勤は 7 時からとなった。

火葬炉は他に田老地区に 1 基、川井地区に 1 基ある。このほか常安寺に 2 基ありここでは 120 件の火葬を行った。

柩は県からの支給もあり概ね足りたが、納体袋や毛布が入っていると防災加工のため燃焼せず、しばしばバグフィルタが目詰まりを起こした。

釜石斎場

3 月 11 日は友引休みに合わせて炉の点検中に地震が発生し、停電した。自家発電装置もベルトが破損し使えなくなった。電気は 14 日に復旧した。

火葬炉は 3 基あり、通常では 4 件/日、3 人で運営している。電気の復旧及び孤立していた道路も開通したので、14 日から火葬を再開した。12、13 日に予約が入っていた遺体を 14、15 日で火葬した。

仮埋葬の準備を 3 か所の候補地を設定したが、行わなかった。市内の死者は 889 名、行方不明 150 名。

3 月 17 日からは 10 件/日の火葬体制とし最大 15 件の火葬を行った。燃料タンク(灯油)は 4kl で燃料は県と自衛隊から支給された。

通常の体制は 3 名であったが、市から 3 名、炉メーカーから 2 名の応援で火葬の受付時間を 6 時 30 分から 16 時 30 分とした。また、当分の間友引休みを返上し 4 月 14 日になって初めて友引休みが取れた。4 月 13 日から身元不明者の火葬を行った。

火葬手数料の扱いは県の指示もあったが、市の判断で無料とした。

6 月になって通常の火葬体制に戻った。

陸前高田斎苑

陸前高田市は、人口密集地の約 8 割を津波が襲い、葬祭業者 5 社がすべて被災した。市内のお寺も半数が被災した。市内は、ビルの 4 階まで津波が来たとのこと、市役所も屋上に逃げた人のみが助かったということである。死者は 1,556 名、行方不明 200 名、市の職員も約 100 名が津波によって亡くなった。

火葬炉は、1 基の化粧扉が脱落した。停電及び断水のため仮設トイレを設置、電気は発電機を借りあげて炉のみ稼働できる体制とし、3 月 15 日から稼働した。

火葬炉は 2 基、2 名の職員で通常 4 件/日の体制から炉メーカーから 2 名、市の OB を 1 名雇い 7 件/日の体制とした。596 体の火葬を実施した。

斎場は避難所を兼ねており、通信手段がマヒし、衛星電話 1 台での対応のため、苦情が多く出た。

市外への火葬依頼は千葉市、佐倉市には身元不明者を中心に、日本通運がパネルバンで運搬した。また、県の調整で県内の火葬場に多くの火葬をお願いした。土葬は検討したが実施しなかった。当初は、柩がなく遺体をコンパネに乗せて火葬した。時間とともに柩も供給が順調になり夏には余ったので処分するほどであった。

事務協力のために、名古屋市からの応援職員が約 100 名来てくれたため、大変に助かった。

震災で地盤沈下や、建物の一部も破損したが補修工事のほとんどは自主財源で賄った。国の復旧費の拡大が必要である。(テレビ番組でも国の 40 項目の中から選定する復旧費のメニューでは使い勝手は極端に悪く、現地が自由に使える予算にするべきとの指摘があった。)

おおふなと斎苑

震災当日は休苑日であった。電気と電話が不通となり、電話については衛星電話で対応した。

大船渡の火葬炉は、斎苑 3 基、浄霊苑 1 基の 4 基がある。おおふなと斎苑では 12 日に予約していた 3 件の火葬を非常用発電で行った。燃料は市内業者からの供給があり、15 日から火葬開始した。それぞれ炉メーカ 3 名及び 1 名の応援を得て 5 回転、20 件/日の体制で 744 体の火葬を実施した。

市外への火葬依頼は、市から依頼して一ノ関に運ぶとともに県の紹介で内陸部の火葬場に依頼した。

当初柩が間に合わず、急ごしらえの柩が炉に入らないなどのトラブルがあった。業者の在庫や全国の自治体からの応援で柩を調達した。遺体の運搬は葬儀業者が行った。火葬手数料は県の通知があり無料とした。

施設は建物の破損などがあり、震災復旧費が一部支給された。

福島県いわき市：いわき清苑・勿来火葬場

いわき市には、いわき清苑と勿来火葬場の 2 か所あり、いわき清苑は平成 20 年 4 月に供用開始し、平成 23 年度から 2 施設とも「指定管理者」による運営とした。

いわき市では、電気、水道などのインフラの復旧が遅れ市内全域が復旧したのは 4 月末になってからであった。火葬設備の被害は小さく火葬業務に支障はなかった。

いわき清苑は、火葬炉 9 基、告別室、収骨室各 3 室、平常時の火葬件数 3,000～3,800 件/年(10～12 件/日、最大 19 件) であるが、3 月 15 日～18 日は、最大火葬件数 37 件としたが炉が異常高温となったため、19 日以降 27 件/日とした。

職員は、通常 13 名であるが 3 月 15 日から 4 月末まで、2 名の応援を指定管理者側で派遣し火葬にあたった。火葬の受け入れ時間は、9 時から夜の 9 時までとした。

火葬用燃料は、市内業者に依頼して調達した。

勿来火葬場は、火葬炉 3 基、昭和 41 年 5 月供用開始、火葬件数 900 件/年(3 件/日、最大 5 件) であり、老朽化しており、余震が続いたため受け入れは制限した。

両施設とも震災による被害はほとんどなく、稼働可能であった。

教訓

燃料供給体制を普段から構築しておくこと。

非常時に火葬業務担当者が安定的に従事できる環境を整えること。

火葬業務従事者がいないときの体制を検討すること。

火葬の限界件数を検討し、そのための燃料確保を確立すること。

炉が異常高温にならないよう、副葬品の混入に注意すること。

原子力発電所の災害について、正確な情報の伝達が必要である。また、確実な除染が必要である。

県から4月1日付で被災者の火葬協力文書が示されたが、災害救助法適用が明らかになったのは7月8日付通知であり、それまで、明らかな震災死者のみ対象としていたため、避難先で死亡した方は還付処理を行った。早期に通知してほしいとのことである。

また、大災害時には、火葬職員が必要になるが、民間ベース（委託業者等）でしか確保できないため、他市町村の火葬応援が不可欠である。このため、火葬場間の連携とともに、火葬場間の稼働調整を都道府県に行ってもらいたい。などの要望があった。

原子力災害について、情報が少なく、職員の安全はもとより、職員の士気にもかかわることなので、正確な情報の迅速な伝達と除染体制の徹底が必要であるとのことであった。

南相馬市：原町斎場

火葬炉4基、昭和59年供用開始、現在は指定管理者が運営している。

原発事故のため、火葬依頼及び他施設への依頼もできなかったため、やるしかなかった。通常は4名で対応しているが、役所のOBや職員が応援した。

最大8回転させて、32件/日の火葬を行った。（原発事故による避難のため、人がいなくなったスタンドからローリーを借り給油した。）昼間は葬祭業者持ち込みの普通死、夜は身元不明など災害死の火葬を行った。

災害遺体の火葬終了後に、炉の修繕費は約3,000万円かったが、国が2/3を災害復旧費で負担した。

会津若松市斎場

火葬炉6基、平成元年供用開始、通常10件/日、受け入れ時間10時30分から14時30分、8名体制である。

災害遺体は、通常の時間外に4件/日（15時30分、16時30分各2体）受け入れ可能とした。条件として、遺骨はその日に持ち帰る。被爆者の場合は、基準値以下であること。

須賀川地方保健環境組合斎場

火葬炉10基、平成3年供用開始、委託6名で運転している。平常時13件/日

3,000件/年、災害時最大26件/日の火葬を行った。受け入れ時間：9時から15時まで15分毎に受け入れ

地震により、火葬場の建物に被害がかなりあり、壁、床など補修に必要な材料の確保ができなかった。特殊建材を使うべきでないことを痛感した。火葬炉など設備にはほとんど被害はなかった。

市内料金：無料、市外料金：75,000円

県から原発周辺の遺体の火葬依頼があり、51件を受け入れた。

郡山市東山悠苑

火葬炉は8基あり、平成3年から稼働している。震災は、震度6弱であり、設備機器の被害はなく翌日から平常通り稼働した。建物はあちこちに被害があり、特殊建材が多く使われていたため補修に苦労した。水道が断水したため、仮設トイレを設置した。18日に水道が復旧するまで、水道局の給水車が給水した。

通常は13件/日であるが、県知事から福島原発周辺の遺体の火葬要請があり、双葉町、広野町、

檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町などから 51 件の遺体を受け入れた。

国、県の支援として、災害時の連絡体制、必要な物品の支給、火葬場間の提携や相互協力のための指導及び情報提供をお願いしたいとのことであった。

福島市斎場

火葬炉 6 基、通常、受け入れ時間通常 9 時から 15 時である。

県から災害遺体の火葬依頼があり、災害遺体の受け入れは 16、17 時に設定して浪江町、富岡町、飯館村、双葉町、南相馬市、大熊町から、123 体を受け入れた。5、6 月の受け入れ遺体は大変であった。

なお、福島市、伊達市、川俣町、伊達市・桑折町・国見町火葬場協議会、安達地方広域行政組合では、災害時の火葬業務相互援助協定を平成 22 年 3 月に結んでいる。(別紙参照)

緊急時における火葬業務相互援助協定

福島市
伊達市
川俣町

伊達市・桑折町・国見町火葬場協議会
安達地方広域行政組合

緊急時における火葬業務相互援助協定書

福島市、伊達市、川俣町、伊達市・桑折町・国見町火葬場協議会及び安達地方広域行政組合（以下「協定自治体」という。）は緊急時の火葬業務に関しての相互援助について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、各協定自治体が災害又は火葬施設の重大な故障等により火葬業務を遂行することができなくなった場合に、相互に援助を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）緊急時 各協定自治体が、災害、火葬施設の重大な故障等により火葬業務を遂行することができなくなったとき、又は火葬業務を遂行することができなくなるおそれがあるときをいう。
- （2）火葬業務 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第3条及び第4条の規定による火葬業務をいう。

（要請）

第3条 各協定自治体が、緊急時に火葬業務の援助を要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書を提出しなければならない。ただし、文書を出す時間がない場合は、電話等により要請し、要請後速やかに文書を提出しなければならない。

- （1）緊急の状況及び要請する理由
- （2）援助の要請期間
- （3）火葬の見込件数及び内容
- （4）前号に掲げるもののほか、必要と認めて要請する事項

2 前項に係る文書は、様式第1号とする。

（援助の実施）

第4条 各協定自治体が前条の規定による援助要請を受けた時は、各協定自治体の火葬業務に支障がない限り、当該要請に応じ援助するよう努めなければならない。

（火葬の手続）

第5条 火葬の手続は、各協定自治体の規定による手続きに沿うものとする。

（経費）

第6条 第4条の規定による援助の実施及び前条の規定による費用は、援助受諾自治体の規定による経費を援助要請した者が負担するものとする。

（連絡責任者）

第7条 第3条各号に掲げる事項の連絡を確実かつ円滑に実施するため各協定自治体は、連絡責任者を定めておくものとする。

（有効期間及び更新）

第8条 この協定の有効期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了前30日までに、各協定自治体から協定を改定する旨の申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後の期間についても同様とする。

（実施細目）

第9条 実施細目については、別に定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定自治体が協議して定めるものとする。

第4章 アンケート及びヒヤリングからみた問題点と対応の基本的な考え方

今年度の研究結果のまとめとして、今回のアンケート調査及びヒヤリングからみた問題点及び今後の研究の課題を整理した。

1. 広域火葬計画に対する都道府県の理解の醸成

今回の都道府県に対するアンケート調査では、広域火葬計画を策定している都道府県は、震災後に策定した岩手県、佐賀県を含めて、11都府県（23.4%）にとどまっている。又、地域防災計画に既に盛り込まれているから十分であるとする県、搬送協定等業者等との協定を既に締結しているからよいとする県等がある。

このような状況から、今回の研究において、広域火葬計画指針策定から10年以上経過していること及び東日本大震災を経験したことから改めて広域火葬の考え方を整理する必要がある。

その際、次の点を明確にする必要がある。

地域防災計画と広域火葬計画との関連

広域火葬計画の内容の見直し

広域火葬計画と関係団体等との協定との関連

2. 墓地埋葬行政に対する国、都道府県の役割

本年度から墓地埋葬法を始め、衛生関係法令の多くが市町村へ移管されており、岩手県のように条例で早い時期から市町村へ権限移譲を行っている県もあり、全般的に都道府県の役割が小さくなっている。

このため、被災3県においても、震災前までは県内施設に関する情報が集約されておらず、市町村との日頃の接触も十分でないという状況にあったことがうかがえる。

又、各市町村においても、それぞれの必要に応ずる施設整備は行われているものの、日頃、県や市町村相互の連絡はほとんど行われていないのが実情である。

このような状況から、今次震災に見られるような想定を大幅に超える死者数の発生に対しては、個別に対応することは困難な事態となっている。

さらに、遺体の適切な処理という公衆衛生的な観点からみれば、その対応は、迅速なものではない（今回震災はたまたま冬季であった）。又、埋火葬の適切な処理に当たっては、葬祭業界、搬送業界を含め、関連業界との適切な連携、震災で一時的に失われる燃料や電気、ガス等の確保等に対し、あらかじめ対応のあり方をまとめておくことが求められる。指摘しておかなければならないのは、法律上および衛生上では、「火葬」または「埋葬」となるのであるが、今日では死亡者のほとんどが火葬処理されていること、そして非常時であっても、あるいは非常時であるからこそ、一時的ではないしっかりとした火葬処理を遺族が求めることである。

ところで火葬は一般的に市町村の住民サービスとして捉えられており、市町村ごとに直営または業務委託の火葬場を保有し、それぞれの住民対象に自己完結的に運営されてきていて、広域自治体間で協同して対応するという素地がない。

このような観点から、大規模災害という非常時にあって、広域的な対処、すなわち司令塔的な立場での都道府県の役割が求められるのであり、場合によっては、都道府県域を超える対処が必要となる。

3．スーパー広域（単独の都道府県域を超える地域間）での協力関係のあり方

今回の大震災では、被災3県を中心に多数の死者が発生したことから、当該県内だけでの対処が困難となり、隣接県や関東ブロック都県等を含めた火葬協力が求められることとなった。このような、ブロック域を超える協力関係の構築は、これまで災害時の広域応援に関する協定等の包括的な応援協定はあったが、その実務の詳細に関する取り決めはなかった。また、全国的には、まだ未整備のところもある。今回の震災を契機として、東北各県、関東各都県、近畿各府県の間では、そのあり方に関する議論が行われている。

東日本大震災後にも、南海トラフ地震等関東域から九州域まで広い地域に大きな影響を与える大震災が想定されており、搬送の在り方を含め、これまでの広域火葬協力の考え方を改めて点検する必要性も高まっている。

その際の枠組みについては、今回の東日本大震災での経験を踏まえ、国の関与の仕方も含めて検討する必要がある。

4．大震災に当たっての予備力の保持について

今回のヒヤリングを通じてみると、災害時に施設に関しダメージがあった事例は、あまり多くはないが、その後の停電、燃料不足、搬入手段一車の不足、棺、骨壺、納体袋、ドライアイス等様々な資材の不足がネックとなったことがうかがわれる。又、予想を超える死者の発生に対し、通常の対応を超える火葬件数の実施を迫られており、これに対応した専門職員の増員を必要とされる場合もある。こうした点に関し、それぞれの立場に当たられた方々が大変難しい判断を迫られ、ご苦労をされたことがうかがえる。

こうした教訓を踏まえて、都道府県、市町村、火葬場、葬祭事業者又は搬送事業者とその団体等様々な関係者の協力の下で、震災に備えて、様々な資材の備蓄、人材の確保、広域的なバックアップ体制の整備があらかじめ行われる必要がある。そして、それは、都道府県が中心となり、関係者の広域的な連携のもとに行われる必要がある。

施設で使われる燃料、搬送用燃料、搬送資材等の備蓄、緊急の際の人材の確保等予備力の確保の必要性及びその程度

民間団体も含めた計画づくりの必要性及びその内容

5．火葬施設の配置、能力、防災機能等、関連団体の対応体制等実態の把握

様々な議論の出発点として、火葬施設の配置、能力、防災機能等火葬施設の実態の適切な把握、関連団体の対応体制、備蓄等実態の把握が定期的にきちんとして行われることが必要と考えられる。

火葬場においても、葬儀事業者においても、震災遺体の処理は量的には異常事態であるが、質的には日常業務の延長線上にある。既存の施設機能や業務システムを状況に応じて、臨機応変に変動させることが求められるのであり、日頃からの予測と準備が重要なのである。

6．火葬行政の実施に当たっての費用負担のあり方の検討

次の諸点からの検討が必要と思われる。

まず、実際に稼働する実効性のある広域的な火葬計画が必要であるが、そのためには科学的な手法の確立と専門家の養成が必要であり、これに伴う経費の確保が求められる。

大規模被災が生じた場合、広域火葬計画にしたがって搬送を含む既存施設のフル稼働が開始されることになるが、その結果、火葬炉などでは劣化を早め、事後の平常業務に支障を生じることが想定されている。そうした場合の補償はどうなるのか。災害救助法の枠組みによるもの

であるとしても、あらかじめルールを定め、周知しておくことが必要である。

また火葬数が一時期に急激に増加することから、炉の燃料のほか、棺をはじめとして遺体冷却器材などが、所要の人員とともに適宜確保できる体制になっている必要がある。そのための資金手当の準備が必要である。

大震災に直接起因する死亡者の火葬経費は災害救助法で対応されるとしても、被災後の過酷な生活状況から健康を害し、死に至る者が発生することが避けられない。そうした場合の火葬や葬儀の経費負担への支援の必要性についても検討する必要がある。

第5章 今年度の成果及び残された課題

第1節 平成24年度の成果

初年度では、委員会を発足し、上記各種調査を実施した。その進捗状況は以下のとおりである。

1. 被災3県の県庁担当者に対するヒヤリング調査

宮城県、岩手県に対してヒヤリング調査を実施し、福島県は書面回答であった。

今回の震災では、死亡者が極めて多く、火葬場の施設能力では対応ができなかった。

宮城県では仮埋葬（土葬）を行ったが、遺族からの要望もあり、火葬能力回復とともに掘り起し、改葬とした。

岩手県では用地を確保し仮埋葬の準備を行っていたが、結局行わないで済んだ。

震災当時は3県とも広域火葬計画が未策定であったが、岩手県では今年度策定した。また、福島県では地域防災計画を見直し中であり、この中に「広域火葬計画」の追加を検討している。

福島県では特に、国への要望として県外での火葬及び遺体搬送費用や58,600人余の県外避難者の避難先での死亡者に対する災害救助法に基づく費用負担等を求めている。

2. 被災地の民間事業者団体へのヒヤリング調査

宮城県葬祭業協同組合、岩手県葬祭業協同組合の代表者に対してヒヤリング調査を実施した。

宮城県では、震災前から行政との連携があり、直後から連携行動が見られた。

岩手県では、直後は県との連携が形成できず、数日後にやっと連携できた。

民間事業者は、両県とも柩、納体袋、葬儀関連物等の物品供給及び遺体搬送、火葬場情報整理、火葬枠確保等に多大な貢献を果たした。物品の備蓄等、今後も大きな役割を果たすことが期待できる。また、民間事業者は、埋火葬、葬送儀式の専門家として、行政、火葬場、遺族をつなぐ重要な役割を担っており、このような民間事業者の働きに対して、行政が積極的にバックアップして行政と民間事業者との効率的な連携システムの構築を検討すべきである。

3. 被災地における火葬施設へのヒヤリング調査

宮城・岩手・福島県内の火葬施設28件の運営者に対してヒヤリング調査を実施した。

発災当日は友引、火葬が少なかった。発災時はほぼ火葬が終了。休場の火葬場も多かった。

火葬場の被害は、宮城県名取市を除き、比較的に軽微であった。

直後は、停電と燃料不足のため、稼働停止となった。また、遺体搬送車両の燃料も不足した。

発災数日後、津波被災地から遺体を搬送し、内陸部等圏外火葬場による支援火葬が始まった。県外では隣接県その他、東京都、千葉県でも行った。支援可能な火葬場の情報は、県、市町村、葬祭業者、遺族自ら等、様々な入手経路であった。

身元判明遺体は、遺族が立会うため、1車1体搬送、付添い用車両も必要であった。身元不明遺体は、東京や千葉等遠方に運び、トラックに数十体載せて搬送した。火葬に立ち会うのは市町職員であった。

発災後数日で、日々の収容遺体だけでも火葬能力を超えるが、収容されない想定遺体に大

きな不安を感じ始め、仮埋葬を検討した。その際、遺族その他一般住民の感情や意識の動向を踏まえる必要がある。

火葬場でのピークは3～4月であり、4月中旬から火葬の受付枠に空きが見られるようになり、一旦仮埋葬した遺体を掘り起し改葬し始めた。改葬が始まると次々であった。土葬が嫌われたためではなく、遺族の心情として、仮埋葬の「仮」という字が付く限り、未だ本当に埋葬が終了したわけではなく、「葬る」とは「火葬で焼骨にすること」と考える傾向が多かったためと思われる。

広域的なネットを持つ葬祭業者及び炉メーカーは勿論、自衛隊、警察、消防、医師、歯科医師、僧侶及び所管外の応援公務員、一般運送業者等による協力が不可欠であった。

市町村の火葬場担当者は、県が仲介となった火葬場間の連絡網、連携形成を求めている。

4．全国各都道府県への広域火葬計画策定に関するアンケート調査

47 都道府県に対して、広域火葬計画策定状況、策定指針の在り方、地域防災計画との連携等についてアンケート調査を実施した。

広域火葬計画の策定状況を見ると、11 都府県（策定率 23.4%）が策定しており、現在策定中を含めると 19 都府県（策定率 40.4%）となっている。

詳細な集計結果は、第2章第1節に示すとおりであり、今後の広域火葬計画策定指針を検討する際に重要な参考資料とする。

5．全国火葬場への施設状況及び防災対策の実態に関するアンケート調査

全国 1,519 施設の火葬場に対して、施設内容、防災対策の実態等についてアンケート調査を実施した。現在、回収段階であり、今後解析を行う。

防災対策に係る集計結果（あくまでも中間報告として）は、第2章第2節に示すとおりであり、東日本大震災による各火葬場での被害状況や対応、周辺地域での支援火葬の実態、大震災を経験した上での備蓄等の防災対策の在り方、火葬場間や葬祭業者等との連携の取り方などを把握する上で重要な資料となる。

第2節 2年度目の研究の課題

2年度目では、初年度の成果を踏まえ、次の点を検討する予定である。

広域火葬計画を策定していない都道府県は、その理由として、地域防災計画に既に盛り込まれているから十分であるとする県、遺体搬送、物資補給協定等葬祭事業者等との協定を既に締結しているから必要ないとする県などがかなりある。

指針は、「基本的事項を掲げたものであること」、「地域の実情を踏まえて計画が策定されることが望ましい」とされていることから、実情に即したものが策定されることが望ましいが、指針自体の内容については、適正なものであるかについて、あらためて検討する必要がある。

このような状況から広域火葬計画の考え方を再整理し、次の点を明確にする必要がある。

- A 地域防災計画と広域火葬計画との関係
- B 広域火葬計画の内容の見直し
- C 広域火葬計画と関係団体との協定との関連

今日、死者のほとんどは火葬処理されており、火葬は市町村の住民サービスとして捉えられており、個々の市町村ごとに直営または業務委託されているケースがほとんどであり、広域自治体間で協働して対応するという素地がない。遺体の適切な処理という公衆衛生的な観点からすれば、その対応は迅速性が要求されるものであり、大規模な災害であればある程、広域的な対応が不可欠となる。そこで市町村を超えた広域的なスケールでリーダーシップをとるこのできる都道府県の役割が期待される。さらに大きな災害では県を越えるブロック圏域、さらにこれを越える「超広域圏」となれば、国が率先してリーダーシップをとる必要も生じる。そのような事態に際しての現在の墓地埋葬行政における都道府県及び国の役割については、極めて不明確である。

「広域」の概念は、従来は県域をベースとして考えられてきたが、今回の大震災を教訓にその概念の整理を行い、県域内及び県際での連携の在り方の検討、さらに、国の関与の在り方を検討する。これによって、火葬業務に関し、大震災時に求められる県の役割、市町村との役割分担、国の役割等を明確にし、「広域圏協力」の根拠、広域計画の位置づけを明確にする。

大災害時を想定し、一定の予備力を想定した火葬場の配置、能力、防災機能等の把握、必要とされる資材・燃料等の備蓄、遺体安置場所、棺、納体袋、ドライアイス等の遺体安定資機材、搬送手段・搬送用燃料等の確保の必要性、大災害時を想定した火葬場の施設基準の在り方を検討する。

大規模災害時において遺体の処置および火葬の業務を円滑に遂行するためのキーポイントはそれを実行できる人の存在である。特にリーダーシップの存在は重要であり、日頃から火葬業務に精通した人であることが望ましい。市町村域を超えた広域火葬計画を遂行する際のリーダーシップは都道府県がとるべきと考えられるが、都道府県は火葬の実務を担当していないので、県下の市町村における実務担当者との情報交換の場をつくり、日頃から面識のある人脈を形成しておくことが極めて大切である。かかる情報交換や議論の場の設定は市町村と都道府県との間に限らず、市町村間、都道府県間においても構築されることが望ましい。これら広域あるいは超広域の協力関係の構築ための方策を検討する。

上記を踏まえた広域火葬計画の策定マニュアルを策定する。

先行的に計画を策定した都道府県または広域圏との調整を行う。

大規模災が生じた場合、被災を免れた火葬場では、広域火葬計画にしたがって遺体の搬入が集中し、搬送設備を含む既存炉のフル稼働が開始され、炉の運転人員の増加や運転時間の延長を余儀なくされる。その結果、火葬炉等の劣化を早め、事後の平常業務に支障を生じることが想定される。そうした場合の補償はどうなるのか。被災地自ずからの対応には限界があり、災害救助法の枠組みはあるものの、あらかじめ、ルールを定め、周知しておくことが必要である。

また、広域火葬計画を実行性のあるものとするためには、科学的な手法の確立と専門家の養成が必要であり、これに伴う経費の確保が求められる。

このような観点から、国の財政的支援など国施策の在り方に関しても提言する。